

第2章 横手市の維持及び向上すべき歴史的風致

1 横手市における歴史的風致の構造

横手市は、地形的にみると東側に奥羽山脈、西側に出羽山地が広がり、中央部には横手盆地が東から西側に向けて緩やかに傾斜しながら南北に縦断している。横手盆地の西部を雄物川が流れ、東部は羽州街道が南北に通る。こうした構造が、各時代における人々の活動や市街地の形成、さらには文化圏の形成に大きな影響を与えてきた。

雄物川以東では雄物川や羽州街道を中心に文化の伝播や継承が行われてきたとみられ、「鹿島行事」や「神輿渡御行事」のほか、祭礼行事や風俗慣習においても類似性や共通性が確認される。市の東端部、奥羽山脈にかかると、山内地域田代沢の「鹿島人形立て」のように、南部地方（岩手県）の影響を受けている例もみられる。

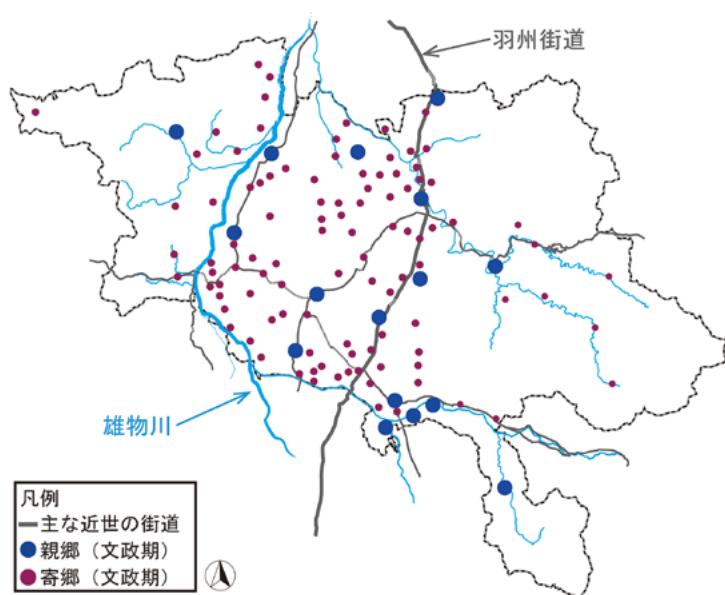
一方で雄物川以西では、保呂羽山という古くからの神域のほか、信仰の対象となる山々があり、「金峰神社」「釣瓶山八幡神社（市指定）」「二井山湯殿山神社」など歴史ある社寺が多く、「保呂羽山の霜月神楽（国指定）」や「二井山裸参り」など、これに係る伝統行事も多く継続して行われる。



1. 親郷、寄郷と在郷町

横手地域では、近世に入ると横手城に久保田藩の城代が置かれ、付近一帯の統括及び藩南部の中枢都市として機能した。この「横手」を中心としながら、近世までに成立した平鹿郡の枠を中心に現在の市の骨格が形成され、郷村制度の下に整えられた「親郷」「寄郷」を単位としたコミュニティが成立した。

久保田藩では行政単位となる村々を寄郷といい、その寄郷のまとめ役として親郷があった。寄郷の下には自然村落的なものがあり、「枝郷」あるいは「支郷」と呼ばれた。これ



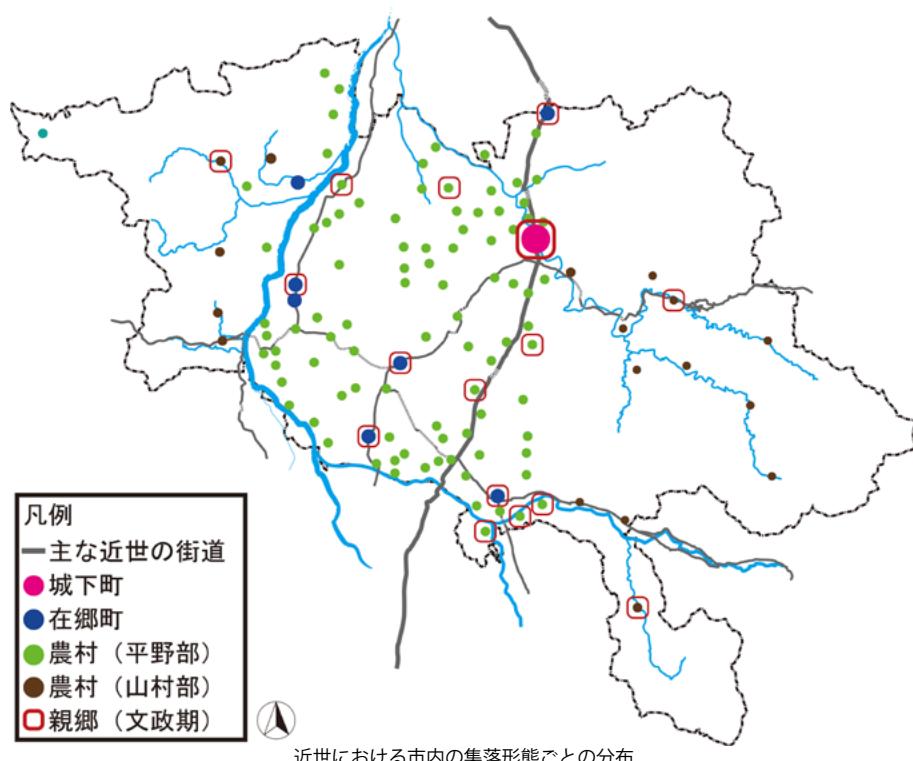
※図は、『雪の出羽路』や『月の出羽路』などを参考に作成した。
※枝郷は除外している。

を基本とし近代には、地方自治制度に基づく「町」「村」といった行政区が形成される。

親郷や寄郷などの骨格は、「地域」や「地区」として現代に継承され、コミュニティも踏襲される。親郷は、寄郷や枝郷を取りまとめる行政や自治の拠点として機能した。このうち、交通結節点などにあった一部の親郷などは、交通や立地の利便性から人や物の出入りが多く、近世には定期市（朝市）^{ざいまち}が開催された地域もあり、近隣の村々と交易する市場町としての性質を帯びた「在町」^{ざいこう}と呼ばれた地方都市を形成した。この在町が「在郷町」として、近代以降も各地域の拠点となった。在郷町は「城下町」の横手を中心とした平鹿郡の中で、経済や文化の地方拠点としてそれぞれ機能した。こうした親郷或いは在郷町は、地域の拠点機能を有し、現在の横手市の各地域の骨格となった。昭和30年（1955）前後の「昭和の大合併」における旧8市町村の誕生時以降も、各市町村の中心市街地として機能した。

2. 集落形態による分類

本市域では、横手盆地を南北に縦断する雄物川や羽州街道を核としながら、近世になって様々な街道が脇街道として整備され、その結節点を中心に人や物の交流が活発化し、多様な文化が育まれ、集落形成や市街地の広がりに影響を与えた。市内における集落は、その機能から「城下町」「在郷町」「農村集落」と大きく3つに分類される。



◆城下町

久保田藩の支城であった横手城を中心に形成、発展した町であり、「横手」がこれにあたる。「内町」^{うちまち}と呼ばれる旧武家地となる区域と、「外町」^{とまち}と呼ばれる商業区域によって構成される。横手城下町は久保田藩南部の中心都市として発展した。

◆在郷町

近郷農村集落の商品の販売や物資の集散における街道上の交通結節点として形成発展した町であり、現在の岩手県や宮城県と秋田県とを結んだ「増田」のほか、雄物川舟運などによる街道上の物資の中継地として発展した「浅舞」「沼館」「今宿」「大森」「植田」などがこれにあたる。中世には城下として機能し、近世初頭までの廃城後に、商工業が発展した例が多い。近世以降には定期市も開設され、多くは周辺集落の親郷として位置付けられ、近代の町村制施行以降は、旧町村部の中心部として機能した。集落同士が隣接し、全体として大きな市街地を構成している。親郷の一部のほか、「大森」のように寄郷であっても交通結節点にあり、市が開設された例もある。定期市は徐々に廃止され、現在は近世に起源のある「増田」及び「浅舞」と大正期に開始された「十文字」の3か所で朝市が存続している。



◆農村集落

農作物などの生産を生業として形成発展した集落であり、城下町、在郷町のいずれにも該当しない集落がこれにあたる。作物生産に適した地に沿って集落が形成されており、立地から「平野部農村」と「山村部農村」に大別され、平野部を中心に近世以降の新田開発に伴つて開発された集落が広く分布する一方で、山村部には古くからの集落が分布する。集落は、社寺などを村の中心もしくは出入り口に据えて、円状もしくは帯状に広がっており、集落同士は離れており個々の市街地は狭小である。明治30年（1897）代以降の鉄道開通に伴う急速な市街地化により、「十文字」や「醍醐」など沿線の一部が在郷化した。

3. 集落形態ごとの特性から見た歴史的風致

「城下町」や「在郷町」では、街道の結節点であるという特性上、人や物、情報の往来も多く、時代ごとに新しい文化が生み出されており、旧来の文化に加え、移入する文化と融合しながら現代へと続く地域ごとに特色ある文化を形成している。祭礼においても、「神輿渡御行事」など近隣集落も参加する比較的大きな行事が見られる。

◆城下町

城下町である横手地区は、「神輿渡御行事」のほか、「送り盆行事」や「かまくら行事」などの大規模な伝統行事が継続されている。その規模も群を抜いて大きい。

◆在郷町

周辺集落が一体となった氏子区域内で展開される地域の鎮守社の「神輿渡御行事」が近世から継続されている。一部は簡素化された場合もあり、昭和期に開始されたものもある。

◆農村集落

農村集落のうち「山村部農村」は、人の集散が比較的少なく、「集落単位」というコミュニティが現代まで維持されている。祭礼や風習においても、「百万遍念佛講」や「山の神」を祭る

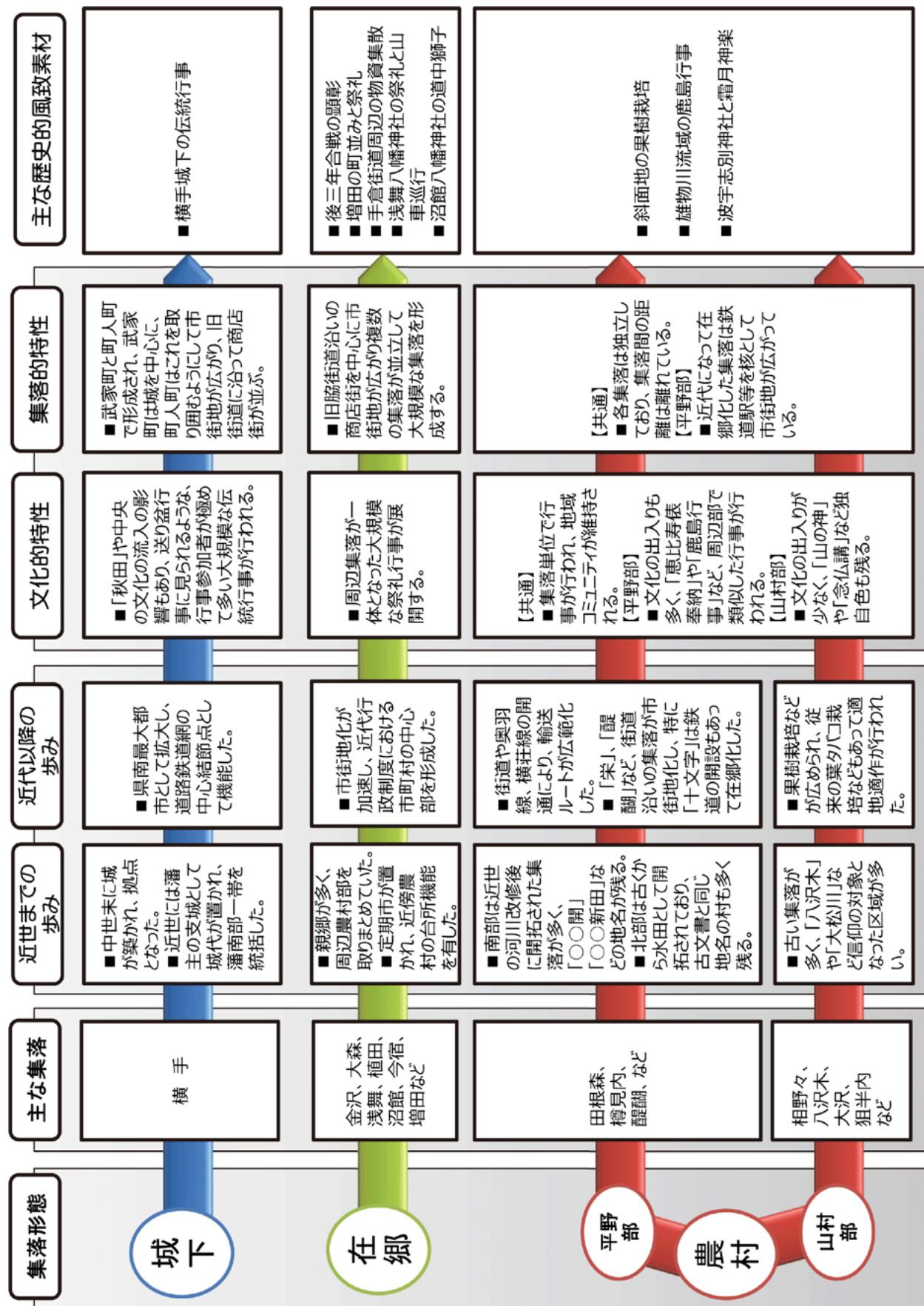
行事など、独自の活動が継続されており、時代の経過による変容も比較的少ない。一方で「平野部農村」も集落単位のコミュニティは現代まで維持されているが、街道沿いに位置することもあり、祭礼や風習においても「梵天奉納」や「番樂」、「たいまつ焼き」など、近隣の城下町や在郷町、山村部農村など各所からの影響を受けているとみられる活動が展開されている。「小屋ツコ焼き」や「たいまつ焼き」などと呼ばれる左義長に類する火祭りや地域の鎮守社への恵比寿俵奉納などの行事が共通する。このほか、雄物川流域には虫送り行事に類する「鹿島流し」や災厄除けの「鹿島立て」などの「鹿島行事」が集落ごとに実施されている。

なお、農村の生産活動については、平野部では稻作や野菜を中心であるが、山村では前記のほか、葉タバコなどの栽培も行われていた。近代になって、山地やこれに近い平野部では、地形や地質に適した果樹の栽培も行われるようになった。昭和に入ってから果樹は平野部でも広がり、現在では横手地域の栄地区から平鹿地域の醍醐地区、増田地域の亀田地区にかけての斜面地ではりんごの樹園地景観を、横手地域の大沢地区から山内地域にかけての国道沿いではぶどうの樹園地景観を望むことができる。ともに明治時代から行われている果樹栽培であり、市内では様々な場所で近代に始まった樹園地景観を望むことができる。

◆歴史的風致の特性

いずれの場合においても、規模は小さいながら各集落を基盤とした活動や祭礼が展開しており、多方面の新しい文化を取り入れながら、地域の人々によって、旧来の文化と融合しながら洗練され、継続されている。なお、雄物川以西では波宇志別神社の湯立神楽形式で行われる「霜月神楽」が室町時代から現在まで連綿と継続する。波宇志別神社の湯立神楽は周辺各所に伝播し、現在も市内の多くの神社において、祭礼時などに湯立形式による神楽が奉納される。

このように市内では、近代までに整えられた地域或いは地区を骨格とし、今日まで継続される行事を軸とした歴史的風致が形成されており、活動については、多くのものが江戸時代以降を起源としている。建造物は、現存する多くが近代以降の建築である。



集落形態による特性

2 維持及び向上すべき歴史的風致

市内には先人から受け継いだ活動や歴史的資産が数多く残っている。各時代における人々の活動や市街地の形成、さらには文化圏の形成には、西部を流れる雄物川と東部を縦断する羽州街道が影響を及ぼしてきたことは前項で述べたとおりである。こうした歴史的風致の構造や、序章で述べた歴史まちづくり法で定義される歴史的風致の定義から、本市が維持向上すべき歴史的風致として、3つの地域別に次の9つに整理した。なお、ここでいう地域は、羽州街道や平和街道などの街道筋に近接する鉄道路線を便宜的に境とし、奥羽本線より東の羽州街道を中心とした地域のうち、北上線より北を「北部」、南を「南部」、奥羽本線より西の雄物川を中心とした地域を「中西部」の各地域としている。

1. 北部地域の歴史的風致

- (1-1) 横手城下の伝統行事に見る歴史的風致
- (1-2) 後三年合戦の顕彰に見る歴史的風致

2. 南部地域の歴史的風致

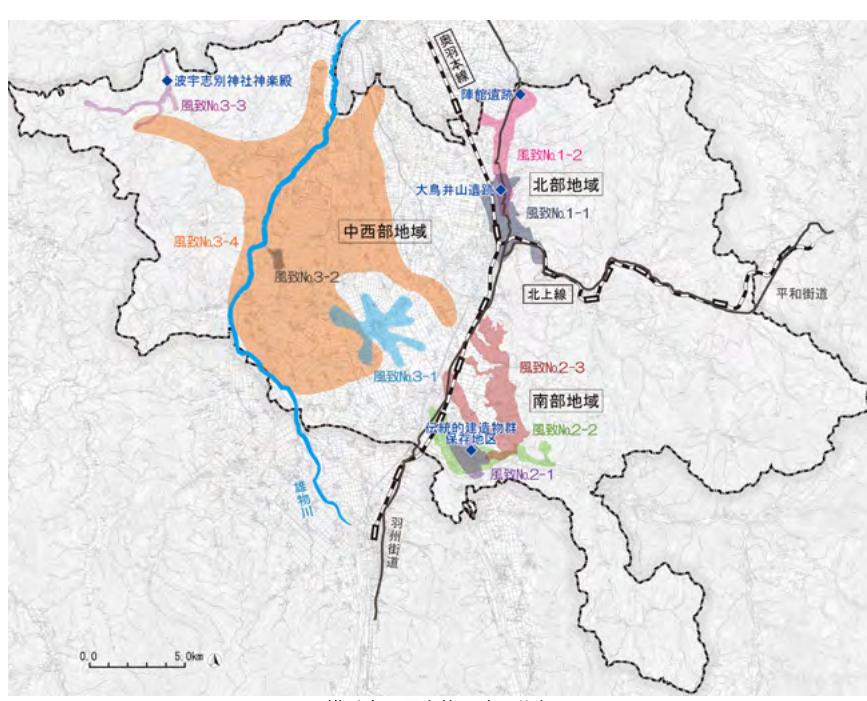
- (2-1) 増田の町並みと祭礼に見る歴史的風致
- (2-2) 手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致
- (2-3) 斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致

3. 中西部地域の歴史的風致

- (3-1) 浅舞八幡神社の祭礼と山車巡行に見る歴史的風致
- (3-2) 沼館八幡神社の道中獅子に見る歴史的風致
- (3-3) 波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致
- (3-4) 雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致

北部地域には、中世後三年合戦や近世横手城に係る史跡のほか歴史的な建造物が羽州街道沿いに広がり、これらを中心とした活動が継続している。南部地域については、在郷町として発展した増田を中心に、手倉街道沿いの歴史的建造物や、山間部に広がる果樹生産に関する活動が継続する。中西部地域は雄物川流域に沿って広がった、集落毎の祭礼や社寺にまつわる活動が継続している。

以降、それぞれの歴史的風致について述べる。



横手市の歴史的風致の分布

1. 北部地域の歴史的風致

1 - 1 横手城下の伝統行事に見る歴史的風致

(1) はじめに

横手地域は、奥羽山脈と出羽山地に挟まれた横手市域の北東部に位置する。奥羽山脈に端を発する横手川は地域の東側の山沿いを北流し、横手城の山裾で大きく湾曲して北西へと流れ、大仙市角間川地区で雄物川と合流する。当地域北部の金沢地区から南へと縦断する街道は、平安時代後期、大鳥井山に清原氏の本拠があった頃から主要な街道であったと考えられ、後に羽州街道がそれに沿った形で整備された。当地域を領域とする支配者層は、横手川や丘陵等の地形を巧みに利用し、街道や舟運といった人や物の往来や支配地域の把握、また防御機能のために、居館や城等の本拠を時代の変遷と共に移動させてきた。鎌倉時代には平場に城（現：平城町付近）が築かれたが、その後は防御機能を高めるため、平城から800m程東北東に向かった朝倉山に横手城が築かれた。藩政期には羽州街道と脇街道との結節点であったことから当地域は交通の要衝としての位置を占め、横手城は久保田藩南部地方の政治、文化、経済の中核として機能することとなる。城下には、横手川を境に、武士の居住地である「内町」と町人の居住地である「外町」が作られ、外町である大町、四日町は、近隣農村部から農産物が集積し、定期市が開催されるなどして栄えた。慶応4年（1868）の戊辰戦争で横手城は焼失し、内町の武家屋敷群も焼き払われたが、現在でも当時の地割りは踏襲されており、明治から昭和初期までに建てられた商家や住宅などの歴史的な建造物が多く残る。

この町並みには、「内町」「外町」由来の伝統行事があり、いずれも江戸時代に起源をもつとされる。盆行事としての「送り盆行事」、小正月行事の「かまくら行事」「旭岡山神社の梵天奉納行事」に加え、春の「神明社神輿渡御行事」などの四季折々に展開する行事は、城下町ゆえに育まれた多様な文化の象徴として現在に継続されている。いずれも他の地区には類を見ない大規模な行事となっている。



横手川と町並み

(2) 横手の伝統行事

横手地域では、8月の「送り盆行事」、2月の「かまくら行事」や「旭岡山神社の梵天奉納行事」が伝統行事として広く知られている。いずれも江戸時代に起源をもつとされ、民衆参加型の行事として現在まで継続している。このうち、「かまくら」と「梵天奉納」及び「梵天コンクール」は昭和29年(1954)2月に「雪の芸術展¹」を総合して「雪まつり」として続く。このほか、「神明社の神輿渡御行事」は、祭神を分霊した神輿が氏子区域を巡行する。

1) 横手城下の町割りと建造物

i) 横手城



武者溜跡、二の丸跡

横手城は朝倉城²とも言われ、小野寺輝道(1534-1597)により築城されたと伝わるが、築城年代には諸説ある。城の西側は切り立った崖で、城の正面入口である大手口はその中央部に位置し、その麓から急崖に作られた高低差約47mの七曲坂の階段を登ると大手門跡があり、南側には本丸、北側には二の丸が広がっていた。現在も七曲坂のほか郭が良好に残り、本丸跡、二の丸跡、武者溜跡、大手門跡、七曲坂を含む一帯が市の史跡に指定される。

関ヶ原の戦い(1600)の後、城主小野寺氏が改易されると佐竹氏が久保田藩主となり当地を治めることになる。慶長20年(1615)の一国一城令により多くの城が取り壊されたが、横手城は久保田城の支城と位置づけられ、城代が置かれた。しかし、戊辰戦争で焼失し、明治4年(1871)に廃城となる。明治12年(1879)には本丸跡に秋田神社³が建てられ、明治35年(1902)に東京の作庭家である長岡安平(1842-1925)の設計により一帯は横手公園として整備され、昭和40年(1965)に二の丸跡に天守閣を模した鉄筋コンクリート造の展望台が建てられた。展望台前の武者溜跡からは市街地が一望でき、市民の憩いの場となっている。昭和43年(1968)以降「かまくら行事」が開催されるほか、「さくらまつり」や「送り盆行事」を彩る花火会場の一つとなっている。



武者溜跡、二の丸跡（戦前）



秋田神社

ii) 横手城下に敷かれた町割り

横手川は、古くは蛇の崎橋より北部で東側に大きく湾曲し、大鳥井山岸に沿って流れた後に北流したとされるが、慶長8年(1603)、佐竹氏は横手川の流れを付け替え、土地の高低差をならして武士と足軽の住む「内町」を広げた。また、羽州街道に沿って蛇の崎橋を南下した先には、町人町の「外町」を作った。蛇の崎橋などを「内町」と「外町」の結節点とす

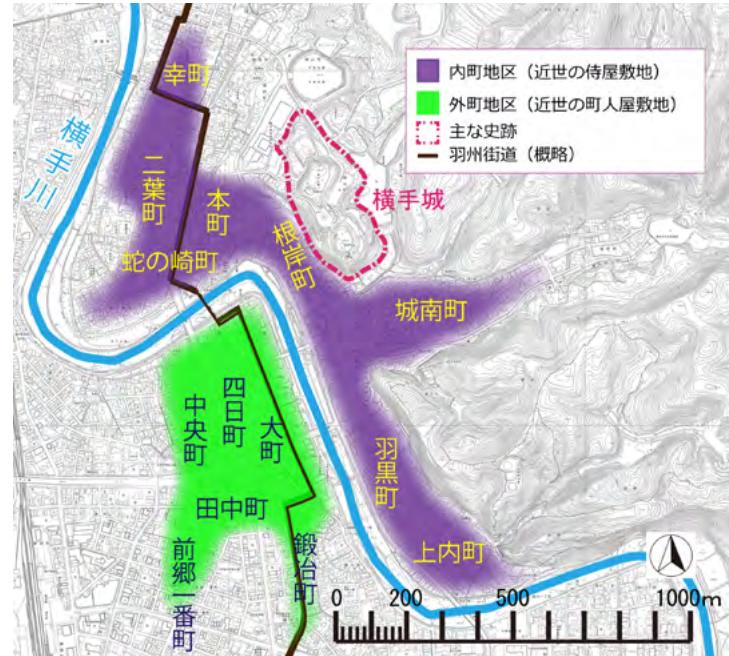
1 昭和14年(1939)に横手記者クラブの提唱で始まり、物語の一場面や時々の行事などを題材に作られる雪像。

2 堅固な山城で土留めのために葦(にら)を植えたので「葦城」とも呼ばれた。「龍ヶ崎城」と呼ぶ説もある。

3 秋田市の秋田神社を分社し建立遷宮した。戊辰戦争で焼け残った門の一部を使用したと伝えられる。祭神は、佐竹義宣、佐竹義堯、大山祇神、三吉大神。社殿は創建当時のもの。



嘉永2年絵図(1849)



内町・外町エリア（嘉永2年絵図より）

る町割りがなされたのは、この頃とされる。享保13年（1728）の「横手絵図」や嘉永2年（1849）の「横手御城下絵図」などの絵図資料から「内町」「外町」周辺は当時の地割を良好に残していることが分かる。

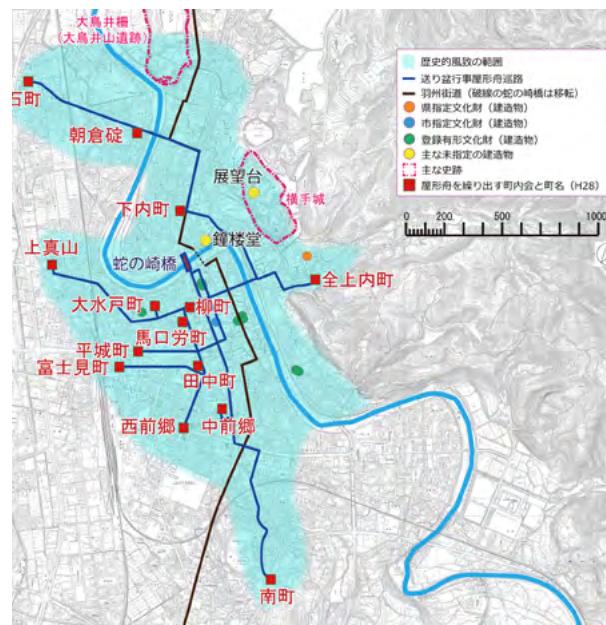
◆内町地区の町並み

「内町」と呼ばれる地区は根岸町、羽黒町、上内町、本町、二葉町、城南町など、横手川右岸（東側）に広がる集落を指す。戊辰戦争でほとんどが焼失したが、地割りは藩政期の様相を残し、「新町」といわれた二葉町は道路幅が今でも6間あり、藩主通行の際には家臣団がここで出迎えたとされる。切妻造或いは入母屋造妻入で、入口には唐破風の屋根による玄関を構えた住宅が随所に残る。前庭の植栽には杉のほか、「横手柿」と通称される柿を植えるところも多い。板塀や生け垣が並ぶ景観は、武家地であった頃の風情を現在に伝える。

上内町の遠藤家住宅主屋、同土蔵（ともに明治44年〔1911〕）は登録有形文化財である。

羽黒町や上内町は平成25年（2013）、景観重点地区に指定された。

未指定の歴史的建造物としては旧片野家住宅や薄葉家住宅などがある。旧片野家住宅は敷



横手城下の主な指定文化財等



羽黒町の町並み



遠藤家住宅主屋

地を板塀で囲い、中央部に主屋、南側と東側に庭を設ける。主屋は明治期の建築とされ、切妻造平入、鉄板葺である。主屋の西側に付属する煉瓦造の土蔵は切妻造妻入、明治末期の建築とされる。片野家住宅と通りを隔てて東側に位置する薄葉家住宅は、敷地を生け垣で囲い、通りに面した前庭に横手柿を植える。主屋は切妻造平入、鉄板葺で明治初期の建築とされる。

このほか、内町と外町との結節点である蛇の崎橋のたもと脇の観音寺地内に鐘楼堂がある。



蛇の崎橋から見た鐘楼堂と横手城

戦前の建築とされ、木造鉄板葺である。昭和6年（1931）12月5日の秋南新報には「蛇ノ崎橋は横手町の名所として（中略）橋を越して東に見える鐘楼堂その向ふの一段高きに横手公園ありて共に風光の最も優れたる景勝の地」と記されている。現在でも市民に親しまれるのみならず、鐘楼堂のある風景は横手らしい風景を創りあげている。また、城南町にある明治35年（1902）築の洋風住宅である旧日新館は県指定文化財である。

◆外町地区の町並み



斎太薬局本店店舗と調剤室・応接室



木村屋商店本店

(旧佐々木麴店) 木村屋や建築様式から明治期の建築とされる大町の出羽印刷主屋などの住宅兼店舗建築があるほか、田中町の正平寺山門は景観のランドマークとなっている明治期の建築で、「赤門」として地域の人々に親しまれる。

iii) 主な社寺



旭岡山神社

◆旭岡山神社

「旭岡山神社の梵天奉納行事」が行われる旭岡山神社は大同2年（807）に征夷大将軍坂上田村麻呂東征の際に、祭神を勧請し創始したとされる。神官宅の火災により詳細は不明であるが、秋田県神社庁の記録によれば、横手城主横手佐渡守が社殿を造営した後、嘉永7年（1854）に崇敬者の寄進により拝殿が改築されたと記されている。祭神は天忍穗耳命、

おおやまづみのみこと
大山祇命ほか5柱。本殿は一間社入母屋造。拝殿は桁行3間、梁間2間の入母屋造で、前面に軒唐破風付向拝を設ける。幣殿は両下造で、本殿と拝殿をつなぐ。屋根はいずれも金属板葺である。

◆神明社

「神明社の神輿渡御行事」が行われる神明社は、明治13年(1880)に大乘院塚から移転した⁴が、明治18年(1885)に社殿を全焼、翌19年(1886)に再建した。祭神は天照皇大神、豊受姫大神、宇迦御魂大神ほか⁵。本殿は棟持ち柱を持つ三間社神明造。拝殿は桁行5間、梁間3間の切妻造平入りで、正面に1間の向拝を設ける。幣殿は両下造で本殿と拝殿をつなぐ。屋根はいずれも金属板葺である。例祭日は、従来は5月20日、21日であったが、昭和45年(1970)から5月4、5日に変更された。社宝の銅錫杖頭は重要文化財(工芸品)に指定されている。



神明社

2) 送り盆行事

8月16日に行われる行事であり、県の無形民俗文化財に指定される。諸説あるが、享保の大飢饉(1733頃)のとき、死者の供養のため柳町(現中央町)町内が屋形舟を作り川原から流し供養したのが始まりとされる。文化12-13年(1815-1816)頃とされる『風俗問状答⁶』には、「平鹿の横手城外の町々、送り火はとなる事の候。一町に一つづつ舟を葭簀にて造る。長さ三丈、大なる灯籠を石塔のかたに造り、三界萬靈と書て真中に居ゑ、外には灯籠もなく、只蠟燭を數百挺舟の四面へともして町をねり行、蛇の崎と申所の橋の川原へ持出、太鼓うち囃し立る。この舟十ばかり出る也。」とある。また、文政年間(1818-1830)に菅江真澄の記した『雪の出羽路』には、「七月十六日は横手の送り盆とて、その賑ひいふべうもあらぬ事になむ。あさくら川に渡る蛇ヶ崎の下に、藁もて作りたるこゝらの舟どもを浮けならべ(中略)。是を見んとて、さはに入みちたる人は蛇が崎の橋の上にかしらをならべて、大江戸の兩國橋に花火見る画のさまして、橋もしとしとふみとどろかして、そのにぎははしき事筆にえやは語るべき。」とあり、江戸後期の段階では恒例の行事となっていた。



送り盆行事

i) 行事の概要

現在では、内町地区から全上内町、下内町、外町地区から田中町、馬口勞町、柳町、大戸町、中前郷、西前郷、上真山、富士見町、平城町、朝倉碇、石町、南町の計14町内が屋形舟を繰り出している。この屋形舟を、30人を超える若衆が担いで横手川右岸の蛇の崎川原に集結する。その後、蛇の崎橋の上では先陣を争った舟が船首を高く持ち上げ、「ぶつけ合い」を繰り広げる。屋形舟の周囲ではサイサイ囃子が囃し立てられ、横手城からは花火が間断なく打ち上げられ勇壮な光景が見られる。

4 元は大乘院塚に祀られていた。享保元年(1716)に横手町の大沼津右衛門、金子吉右衛門、泉兵右衛門らが横手の鎮守とし、新たに社殿を建立し、7月に遷宮したと伝わる。明治6年(1873)郷社に列格した。

5 このほか、金山姫神・飼遇突智神・猿田彦神・須佐之男神・大名持神・火産靈神・三吉大神・大山祇神・菅原大神が祀られる。

6 文化11年(1814)に幕府の屋代弘賢が主唱し、各藩に風俗に関する報告を求め、答を編集したもの。

◆各町内から蛇の崎川原へ



屋形舟の練り出し

8月16日当日、屋形舟練出町内では朝から年番宅前や広場に屋形舟、サイサイ囃子台が置かれている。午前10時、蛇の崎川原では「無事故祈願」が行われ、関係者が安全を祈願する。午後1時、花火が打ち上げられると各町内のサイサイ囃子が蛇の崎川原に集まり、笛、太鼓、鉦の音が鳴り響く。午後3時頃になると、揃いの祭り半纏や腹掛、股引、地下足袋を付け、ねじり鉢巻を結んだ若衆が集合し、高張提灯を先頭に、町旗を立てた屋形舟と共にサイサイ囃子を囃し立てながら町内を練り歩く。

町内を一巡すると屋形舟は「年番宅」に寄り、安全を祈願し、梅干し、塩を口にし、乾杯する。夕方、拍子木（タンコ）の合図で、船頭を乗せた屋形舟は若衆によって担がれ、蛇の崎川原を目指す。責任者に続き、町紋のついた高張提灯一対（2名）、屋形舟（約30名）、サイサイ囃子（約10名）、後部高張提灯（2名）の隊列で進む。常に囃されるサイサイ囃子の音色とともに羽州街道などの町並みを進み、蛇の崎橋南側の斎太薬局本店店舗などの歴史的建造物が軒を連ねる四日町通りで待機する。



灯籠流し

この頃、蛇の崎橋北側の川原では横手市仏教会の読経が始まり、市内の住職らが供養する。読経が終わると川上から法名を記した灯籠が流される。灯籠流しが行われるようになったのは昭和5年（1930）からで、送り盆行事に合わせ近年の物故者の御靈も供養される。橋の南側で行われる開会行事が終了すると、屋形舟は合図と共に一斉に橋の北側に渡り、川原に降りて御靈を供養する。

◆蛇の崎川原から蛇の崎橋でのぶつけ合い

午後8時を過ぎると、横手城裏手から大玉の花火が打ち上げられる。この頃、ろうそくに火を灯した屋形舟は、サイサイ囃子と共に再び先陣を争って川原から橋に上がる。橋の上では、先に到着した屋形舟が後続を阻むように旋回し、後続の舟に対峙する。若衆は気勢をあげ、船頭の拍子木の合図により、皆で舟の先端部を高く上げて、屋形舟の舳先同士を交錯させ、ぶつけ合いを始める。ぶつかり合った舟の舳先は次第に高く持ち上げられ、やがて崩れて舟が着地する。舟が着地した後も勢いのある若衆は押し合いを続けるが、船頭は互いを引き離し、ぶつけ合いを終了させる。ぶつけ合いが始まると観客からは歓声があがり、終了するとねぎらいの拍手が送られる。その最中でも、サイサイ囃子は鳴り響き、背後の横手城からは花火が打ち上げられる。

屋形舟

行事の花形である屋形舟は、長さ7m程の木の骨組みを茎や「マキ⁷」と呼ばれる稻ワラの束で覆い、それに串を刺し、根元に松葉を添えて「ジロウソク」と呼ばれる裸ろうそくを立てる。舳先に幣束、後部には「三界萬靈」や「五穀豊穰」などと書かれた墓石型の角灯籠、

⁷ マキは、長さ五間（約9m）を一本として作られる。一本を作るには稻ワラ一束を要し、一隻の屋形舟にはマキ20本を必要とする。屋形舟の美觀はマキの質に左右されるといわれる。

法名等が書かれた五色の短冊を吊るした生竹を添える。マキの製作は稻ワラの生産も含め近隣の稲作農家などで専門に行われており、前年の冬から始まる。7月中旬頃からは本格的に屋形舟の製作が行われる。

サイサイ囃子

屋形舟と共に祭りを盛り上げるサイサイ囃子は、通常は太鼓2張と笛、鉦で構成される。縦横約2.5mの屋台を組み、太鼓をやや傾斜して並べ、四隅には取手をつける。4名で運搬し、舟の押し合いの際にも機敏に行動できる工夫がなされている。上部には町紋のある小提灯を並べ、屋根にも町紋や町名を付す。

現在は「横手ばやし保存会」が組織され、町内ごとに技術の継承が図られている。演目としては①寄せ太鼓(とどろこ)②横手盆踊り(そろこ)③秋田おばこ(はやり唄)④秋田甚句(はやり唄)⑤甚句くずし(はやり唄)⑥おいとこ(はやり唄)⑦道中拳ばやし(帰り舟)⑧道中節⑨拳づくし(拳ばやしくずし)などがあり、その場に応じ、ふさわしい調べを囃し立てる。

◆行事の変遷

行事の形態は戦前から変わらず続いているが、花火についても、既出の『雪の出羽路』にもみられるように、江戸後期には既に打ち上げられていた。大正6年(1917)に「送り盆花火協賛会」が発足、市制施行後は「全国花火コンクール」と改称し、現在は「協賛花火打ち上げ」として続いている。

昭和42年(1967)からは横手城の他、蛇の崎川原からも打ち上げられている。送り盆行事の際には横手城を借景として花火が上がり、蛇の崎橋上で繰り広げられる屋形舟と一緒に化した景観が創られる。

◆ねむり流し

送り盆行事に先駆け、8月6日(もとは旧暦7月6日)には「ねむり流し行事」が行われる。これは、睡魔や災厄を川に流し農作業の安全を祈ったもの、また盆行事の一連とも言われている。子ども達が中心となり、屋形舟より一廻り以上小さな舟に願い事を書いた短冊を付け、蛇の崎川原に繰り出す行事で「小舟」とも言われ、送り盆のような押し合いはないが、小舟いっぱいにろうそくを灯し、高張提灯や弓張提灯、サイサイ囃子を伴って繰り出す様は勇壮である。平成29年(2017)の参加は22団体であり、この行事に関わった子ども達が後年送り盆行事の担い手となる。



屋形舟の製作



サイサイ囃子



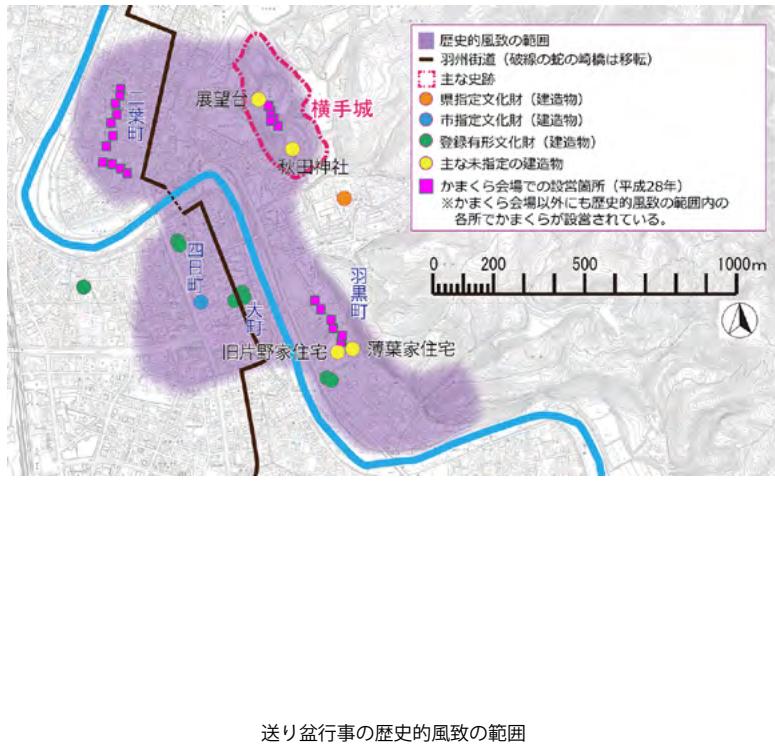
戦前の花火と屋形舟（絵葉書）



ねむり流し

ii) まとめ

各町内の屋形舟はサイサイ囃子を伴い、羽州街道に残る歴史的な町並みを勇壮に進み、蛇の崎橋に集結する。若衆らと見物客らの興奮が徐々に高まり、横手城裏手から花火が打ち上げられる頃、舟は若衆らと一緒にとなり、ぶつかり合う。闇夜を照らすろうそくの灯りと笛や太鼓の音に彩られた屋形舟の勇壮な光景は、横手城から打ち上げられる花火を借景として、歴史絵巻さながらの光景を体感することができる。行事の開催される蛇の崎橋は、内町と外町との結節点であるだけでなく、山のふもと上の横手城とその麓にたたずむ観音寺鐘楼堂と共に、古くから「横手らしい景観」として人々の心に存在し続けている。送り盆行事は、その景観と共に残していくべき歴史的風致となっている。



3) かまくら行事



かまくら行事

2月15・16日に行われる小正月行事であり、市の無形民俗文化財に指定される。もとは旧正月14日に行われていた内町の「左義長⁸」から発した火祭りであったとされ、江戸時代の国学者人見蕉雨（1761-1804）は文化元年（1804）の『秋田紀麗』の中で「十三日男の児ある家は鎌倉とて雪城を築く。家々繭玉とて餅にて花を製し、染頭にたれて柳絮の如し。釜の神へ祝ふとなん云ふ。」と記載している。また、文化12-13年頃

（1815-1816）の『風俗問答』によると、「十四日道祖神祭の事」「此の事は十五日を用ふ。是は俗には歳の神と申す也。此の日には左義長をし侍る。是を鎌倉と申す也。鎌倉の祝の体は二日、三日ばかり前より門外に雪にて四壁を造り厚さ一尺二寸にし水をそゝぎ、氷かためて、（中略）紙の旗に鎌倉大明神と書候はいかなる神にて候や。」とある。起源が火祭りとされる点は、秋田県内各地で行われる「かまくら」行事と共通している。幕末まで内町を主とした火祭りのかまくらは、家屋が集中したことから火災防止のために衰退した。

一方、外町では、明治30年（1897）頃まで旧暦1月15日に、町内の共同井戸で「水神まつり」

⁸ 左義長とは正月15日及び18日に宮中清涼殿の東庭で青竹を束ねて立て、毬内三つを結び、これに扇子、短冊、天皇の吉書などを供えて焼いた行事。民間では長い竹竿を立て、正月の門松、注連縄などを焼く小正月の火祭りをいう。どんと焼きと呼ばれる場合もある。

を行っていた。井戸の小屋に簾をたて蓋をし、幕を張り神棚を入れた。井戸の側に雪室を作るなどしてその中に神棚を入れる例もあったとされる。神棚には「奉斎水波能売大神 軒遇突智大神 墳山比売大神 鎮火安穩処」などと書かれた木札が入っており、御幣や御神鏡、御神酒を供え、燈明台等の祭具を飾った。雪室の作成から用具、供物の準備等の一切を子ども達が行っており、この時の供物や賽銭が井戸の年間の維持経費に使われたという。昭和前期に上水道が普及するまでは、外町の人々は各所に設けられた共同井戸を使用しており、井戸に対する信仰心は篤く、水神祭りを行い、人々は井戸に対して感謝を示すとともに、天下泰平、五穀豊穣、町内安穏を祈願したと伝わる。

明治以降、内町の火祭りであるかまくらと、外町で行われていた水神まつりとが混合し、更には雪室を作る子どもの遊びの要素が付加されて、現在の形式になったとされる。

◆戦前の「かまくら行事」

昭和 11 年（1936）にドイツの建築家ブルーノ・タウトは、版画家勝平得之（1904-1970）と共に横手のかまくらを訪れた。この出来事は昭和 14 年（1939）の著書『日本美の再発見』において、次のように記されている。「…それからカマクラを見に町へ出た。すばらしい美しさだ。これほど美しいものを私は曾て見たこともなければ、また予期もしていなかった。（中略）カマクラのなかにしつらえた雪龕には水神様を祀り、蠟燭をともし、お供物がそなえてある。（中略）子供達は世にも真面目な物腰で甘酒を一杯すすめてくれるのである。こんな時には、大人はこの子達に一銭与えることになっている。ここにも美しい日本がある。それは一およそあらゆる美しいものと同じく、一とうてい筆紙に尽すことはできない。（後略）」



「カマクラ」（勝平得之）

タウトの記載から、少なくとも昭和の戦前期には現在とほぼ同様のかまくら行事が行われていたとみられ、雪国の中正月における子どもの行事として、全国的に知られていた。

i) 行事の概要

かまくら行事は、雪室の正面に神棚を設けて水神を祀り、中で子ども達が甘酒などをふるまいながら遊ぶ行事である。内町の羽黒町、二葉町や横手公園のほか、近年は横手市役所本庁舎前道路公園を会場としてかまくらが設営される。1月下旬頃から市内の各所でかまくら作りが始まるが、期間中は4会場を中心に、かまくら職人によるかまくらが約100基作られるほか、一帯に町内や会社単位などで作成されたかまくらが点在する。同じく、あちこちの家の庭先に大小様々なかまくらが作られる。



かまくらの中の子ども

◆かまくら行事の概要

会場の1つである羽黒町は、明治初期までに建てられた片野家住宅や薄葉家住宅などの歴史的な建造物が立ち並び、板塀や生け垣が連なる通りで、その町並みに沿ってかまくらが設営される。また、横手公園では展望台を背景に、「武者溜り跡」と呼ばれる中央広場にかま



羽黒町のかまくら



二葉町のかまくら



横手公園のかまくら

くらが設営される。

行事は日が暮れてからが本番である。かまくらの内部には神棚があり、「おしづ（御清水）の神さん」と呼ばれる水神様が祀られる。神棚には御神酒、みかんなどが供えられ、ろうそくに火が灯される。かまくらの中には、当地方で「どんぶく」と呼ばれる綿入れ半纏を羽織った子ども達が入っており、行き交う人々に「入ってたんせ（入ってください）」あるいは「おがんでたんせ（水神様を拝んでください）」と声をかける。人々は中に入り、御賽銭をあげ、水神様を拝む。子ども達は中に置かれた七輪で餅をあぶり、甘酒やみかんなどを人々にふるまい客をもてなす。まつりの中心は子ども達であり、訪れる人々と子ども達のふれあいが各所で繰り広げられる。

◆かまくらの形状の変遷



昭和 30 年代のかまくら

かまくらの形状については、菅江真澄が文化 8 年（1811）に記した『ふでのまにまに』一巻に「久保田迦麻久良祭 正月十四日の夜、雪をかい集め高くつかさね、板戸なんとにおしあてゝ囲を作し、三間四方、或四間四方ばかり雪の屏風を引わたしたらむが如に（後略）」とある。昭和に入ってもこのような四角いかまくらのほか、屋根の雪下ろしの雪だまりをくり抜き、稻ワラなどを屋

根としてあげるなどの簡素なものもあり、形状もまちまちであったという。戦後になると雪穴式のかまくらが多く作られるようになったが、交通事情や安全性に配慮されるようになり、現在の形となった。

◆近年のかまくら行事

交通事情等により、かまくらの数が少なくなる中、昭和 43 年（1968）、旧横手市内の青年らが集結し、伝統行事を後世に伝えることや交流を目的として、横手公園の武者溜り跡にかまくら 12 基を設営し、訪れる人々をもてなした。その活動は次の世代へと受け継がれ、現在も続いている。また、昭和 44 年（1969）から始まった「一戸一かまくら運動」でも、旧横手市内各所に大小様々な「かまくら」が作られるよ

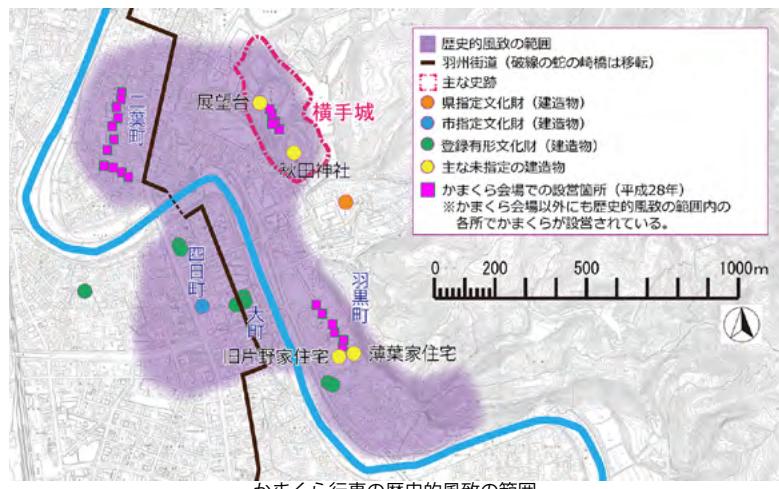
うになった。これらの活動により、現在でも多くの団体によって市内各所にかまくらが作られ、小学校の校庭や広場、河川敷などには子ども達の手によるミニかまくらが作られるようになる。この時期、地域一帯には幻想的な光景が広がる。

また、「横手市ふれあいセンターかまくら館」では、1階にあるかまくら室（氷点下 10°C 以下の冷凍室）の中にかまくら 1 基を常設展示しており、一年を通してかまくら体験ができる

るほか、大正時代の外町の水神まつりで使用したとされる祭具等も見学することができる。

ii) まとめ

小正月行事は市内各所に多数存在し、現在も実施されているが、他の行事の多くが大人を中心となって火を焚いたり、振り回すなどの動的な行事であることに対し、この「かまくら行事」は、かまくらという雪室の中で子ども達自らが遊び、また主人となって来訪者をもてなすという静的な行事である。子ども達は、この日は夜遅くまで外で遊ぶことができ、昔も今も変わらず楽しみな日となっている。この時期、市内のあちこちで大小様々なかまくらが作られるが、横手公園や、羽黒町、二葉町のかまくら会場付近の内町や、大町、四日町などの外町でも、雪に覆われた歴史的な建造物の残る町並みに沿って、ろうそくの灯ったかまくらが並んでいる。その昔から続く光景は、訪れる人々を幻想的な世界へと導き、残していく歴史的風致となっている。



4) 旭岡山神社の梵天奉納行事

2月17日に行われる行事であり、市の無形民俗文化財に指定される。17日は旭岡山神社の縁日であり、以前は初縁日である旧暦1月17日に予祝行事として行われた。「梵天」は修験道の祈祷に用いられる幣束を意味し、練り歩く際に担がれていたものが、徐々に装飾化したものと伝わる。県南3郡（仙北、平鹿、雄勝）から奉納され、その数109本に及んだとの記録がある。やがて県内各地の神社へ奉納されるようになるが、現在では主に県央部と県南部で伝承されている。

梵天奉納の起源は判然とせず、神の依代であり、神威を表す際に振られた御幣が次第に大きく作られるようになったとされるが、定かではない。明治の中頃まで行われていた共同狩猟である巻狩が始まりという説、或いは、嘉永（1848-1854）の頃、八軒町の某が紙の梵天を奉納したとされる説もある。古い記録では明治20年代と推定される蓑虫山人（1836-1900）の「山内村旭岡山神社の梵天の図」がある。

i) 行事の概要

4m程の竿の先に豪華な頭飾りを乗せ、色鮮やかな布や麻糸を被せた重さ30kg以上の「梵天」を持ち、先陣を競いながら旭岡山神社に奉納する行事である。現在では、町内会、青年会、



旭岡山神社の梵天奉納行事



「山内村旭岡山神社の梵天の図」(蓑虫山人)

企業や各種団体の有志が梵天を作成し奉納を行っている。平成30年(2018)は本梵天が34本、小若梵天が14本、紅白の餅などが入れられた俵に干支の飾り物などで彩られた恵比寿俵が1基奉納された。2月16日には横手市役所本庁舎前で梵天コンクールが行われ、頭飾りの出来栄えや全体の完成度などを競い合う他、各梵天が奉加のために集落内等を練り歩く。



街道を進む梵天

◆街道を進み、旭岡山神社へ

2月17日午前9時頃、横手市役所本庁舎前に梵天と揃いの半纏、地下足袋に「シベ」と呼ばれる稻ワラで作られた冬用の履き物を身に付けた若衆が集まり、出発式を行った後、旭岡山神社に向けて出発する。先頭は恵比寿俵、次に小学生等の子ども達が持つ小振りな小若梵天、最後に本梵天が続く。一行は、明治38年(1905)建築とされる「こうじ庵」などの歴史的建造物が軒を連ねる鍛冶町の羽州街道沿いを進む。山内方面に向かう平和街道の起点となる「山内道角」からは、先陣を競いながら勇壮に街道を進んで行く。各梵天は制札を先頭とし、若衆が交代で梵天を持つ。制札には神

社名と奉納者、祈願内容が記載されている。道中では法螺貝を鳴らし、梵天唄を披露しながら「ジョヤサー、ジョヤサー」の掛け声も勇ましく進んで行く。沿道では住民達が梵天に願いを託し、若衆の雄姿を見守り、声かけをする。



旭岡山神社仁王門

◆旭岡山神社での奉納

旭岡山神社の山門(仁王門)に近づくと、奉納の態勢を整えるため、梵天の頭飾りが外される。若衆は、麓の仁王門の前で二礼二拍手し、制札が通った後、梵天と一緒に一気に突っ込む。先に門をくぐった若衆は、後から来た梵天を通させまいと行く手を阻む。二度三度と押合いが繰り広げられ、仁王門をくぐると、いよいよ本殿を目指し、約650mの狭くて急な参拝道を登る。

参拝道の終わりには急勾配の雪の坂道がある。この坂の手前で体勢を整え、1名が梵天を持ち、それを皆が支えて倒さないように一気に坂を駆け上がる。本殿前方にある拝殿に到着すると再度体勢を整え、拝殿内部に向かって一気に突き進む。拝殿では、すでに奉納を終えた若衆が行く手を阻み、次に奉納しようとする若衆を押し返す。拝殿での両者の激しい

「押し合い」で行事は最高潮を迎える。

奉納後、梵天は山の麓の社務所の前で解体し、布や鉢巻き、制札を社務所に納める。無事に奉納を報告すると、御神酒と酒肴を頂き、直会を行う。その後各町内に戻り、下向祝が行われる。これは古くから梵天を無事奉納したことを祝う習わしとされている。

梵天について

梵天奉納は秋田県内各地で行われているが、当地域の梵天は、梵天自体が大きいこと、色彩が鮮やかなこと、頭飾りの豪華なことが特徴である。各町内では、1ヶ月以上をかけ梵



奉納の体勢を整える

天を製作するため、夏の送り盆行事が終わると冬の梵天奉納に向けて準備を始める。約4mの竿の先に直径90cmの籠を取り付け、「下がり」と呼ばれる色鮮やかな長さ270cmの布を巻く。上部は「ボッヂ」と呼ばれる四角の布が被さり、上端には直径15cmほどの鉢巻きが結ばれ御幣が下がる。本体の上には干支などをあしらった頭飾りが載せられる。

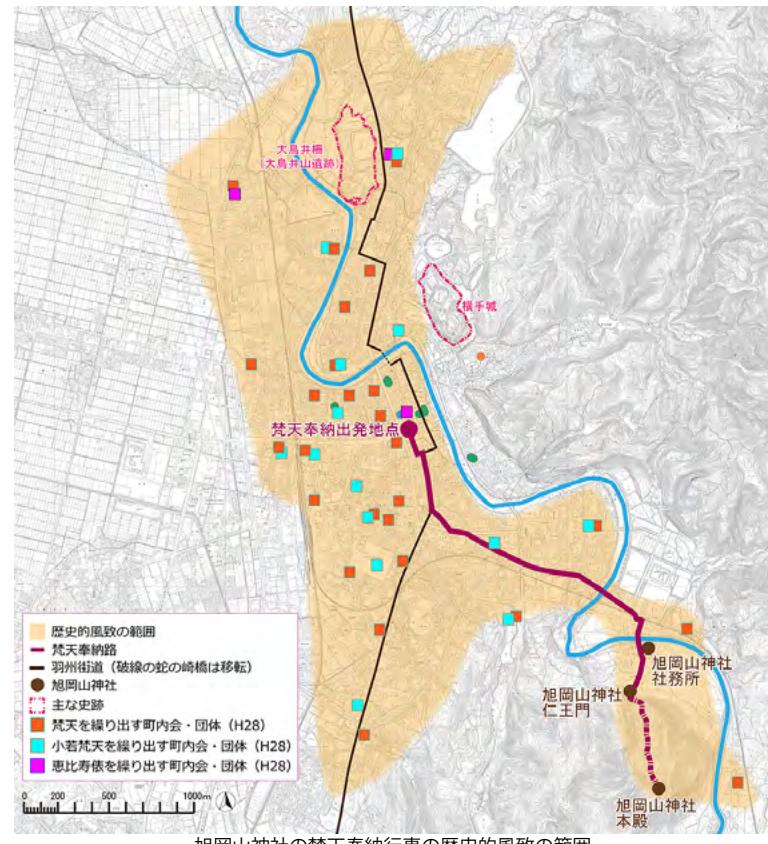
◆行事の変遷

梵天は明治末期から大正にかけて更に大きく、美しくなったといわれ、農家では稻や繩、真綿や麻糸など、商家ではサラサや木綿、工業を主とするところでは染色した材料などを用いた梵天が作られたと伝わる。梵天は、神社に奉納し祈願するためのものであるから、神に喜ばれ、目立つものである必要があり、より品質のよいもの、豪華なものが作られるようになったとされる。また、梵天の布地で作られた着物を着ると子どもが丈夫に育つといわれた。

ii) まとめ

小正月行事の行われるこの時期は農作業の閑散期で、雪の多い当地域でも雪解けが始まり季節の変わり目を感じる頃である。外町の町並みがまだ純白の雪で覆われる中、五色の色鮮やかな梵天が、法螺貝の音や梵天唄、若衆らの「ジョヤサー」の勇ましい掛け声とともに進んでいく風景は、新しい季節を待ちわびる力強い生命力さえ感じる。

静のかまくらに対し動の梵天奉納は、「梵天が終わると春が来る」といわれるよう、閉ざされた季節に終わりを告げる行事であり、残していきたい歴史的風致となっている。





神明社の神輿渡御行事

5) 神明社の神輿渡御行事

横手の外町地区を中心に、古くから鎮守として信仰を集めているのが「神明社」である。5月5日の神明社の神輿渡御は、神明社の神靈を分霊した神輿が氏子の主要な居住圏を巡行する。

行事の由緒については、判明していない部分も多い。文政年間（1818-1830）の『雪の出羽路』には、「横手の大祭は四月六日とし毎に在り」と題し、「(前略) 四月五日には山崎といふ処の行宮

に在りて斎夜神事の式ありて、夜一夜を人群れり。同六日は鍛冶町より御遷幸ありて、四日町、大町をわたり奉りて後、また始の鉄工町より前郷に還幸。」と記載され、大町の富岡道栄（生没年不明）が寄付した神輿によって貞享元年（1684）に開始された「上宮太子の祭」が横手の一番の祭礼であったことが記載される。同じく『雪の出羽路』によると、この「上宮太子の宮」は前郷村の神明宮境内にあった。この神明宮は明治13年（1880）に現在地に移転する前の神明社にあたることから、現在の神輿渡御は文政年間における「上宮太子の祭」を引き継ぐか、何らかの関連があることも考えられる。昭和24年（1949）の『平鹿公論』には、「当方春祭りの豪華を誇る横手町郷社神明社の例祭は花も過ぎたる新緑の五月二十、二一の両日に亘って執り行われるので本年の統前町たる四日町下丁では早くも祭典委員を挙げ…（中略）…近く御輿駐輦の御宿決定次第本格的に準備を進める段取りである。（後略）」との記事がある。

i) 行事の概要

御駐輦所
うらやすめい
げんじょうらく

◆例大祭の概要

神明社の祭礼は5月4、5日に行われる。5月4日の午後3時から、「御駐輦所」で「大祓式」が執り行われ、「巫女舞」及び「剣舞」が奉納される。神事終了後、夕方から神明社にて例大祭が行われる。これには各町内会の代表及び神社総代役員が参加し、町内の繁栄と安穩が祈願される。拝殿前には舞台が設けられ、ここで「浦安舞」「還城樂」などが奉納される。

5月5日の神輿渡御行事では、午前8時に「出御祭」が執り行われた後、午前9時の花火を合図に一行が神社を出発する。昼に御駐輦所で神事を行うが、昼休憩を挟みながら、各町内に設けられた「矢来」を1日かけて巡行する。午後4時頃まで氏子町内を回り、神明社に還るとほどなく「還御祭」が斎行され、神輿から祭神が還御する。拝殿前の舞台において「豊栄舞」「陵王」などの舞楽が奉納され、一連の行事は終了する。

◆神輿渡御行事の概要

神輿渡御行事における巡行路は古くから踏襲されており、外町地区を中心とした斎太薬局本店や木村屋商店本店などの歴史的建造物が残る町並みの中を巡行する。巡行の最中には楽人らにより神楽が奏でられ、その音色が届くことで神輿の



神輿渡御

到来が住民に伝わる。

行列は大きく①供奉者②神職及び巫女③神輿及び神社役員で構成される。供奉者は、神輿を護る集団であり、各々神宝やさまざまな威儀物を持ち、羽織袴や半纏などの装束を纏い、神輿の背後には宮司が控え神輿を護持する。この後ろには、神明社氏子総代や世話人が従う。路地などの小路については、「御分靈」が安置される「唐櫃」を中心に神官及び楽人が渡御の本体を離れて巡行する。

●行列の順序（平成29年行事実施時のもの）

1. 先導 (1) - 2. 神名旗 (2) - 3. 獅子 (4) - 4. 猿田彦 (1) - 5. 祀司 (1) -
6. 露祓 (2) - 7. 社名旗 (2) - 8. 大太鼓 (2) - 9. 楽人 (6) - 10. 神名旗 (2) - 11. 唐櫃 (2) -
12. 熊毛 (2) - 13. 小鳥毛 (2) - 14. 大鳥毛 (1) - 15. 鉄砲 (10) - 16. 弓 (10) - 17. 台傘 (1) -
18. 薙刀 (1) - 19. 祭典委員 (3~5) - 20. 盾 (6) - 21. 錦旗 (2) - 22. 日月旗 (2) -
23. 四神旗 (4) - 24. 楽人 (8) - 25. 巫女 (8) - 26. 神職 (6) - 27. 三種神器 (2) -
28. 先引き (15~20) - 29. 大神輿 (10) - 30. 宮司 (1) - 31. 立傘 (1) - 32. 紫翳 (2) -
33. 菅翳 (2) - 34. 紅白旗 (2) - 35. 役員 (3) - 36. 総代 (9) - 37. 世話人 (6~10) -
38. 一般供奉者 (46)



「御分靈」の渡御

※ () 内の数字は割当人数



神輿渡御行列の並び

行列には「賽物」係が帯同し、氏子からの供物を受け取る。供奉者は、近年は大半を近隣の中学生や高校生が担っており、様々な地域の関係者によって支えられている。

御宿

神輿渡御は、「矢来」と呼ばれる町内ごとに設けられた御宿を順に回る。巡行路沿いの通り沿いにある家々では、紅白の祭典灯籠台（祭典棒とも）を立てる例もみられ、町内一帯には注連縄が張り巡らされる。当日は建物正面にろうそくを立て、御神酒、赤飯などを供え、神輿を迎える。

「矢来」は、行事の前日である5月4日に設置される。町内で神と出会う場所とされ、町内ごとに鎮守社や住宅の庭先などに設営される。長さの整えられた葦を束ね紐で結び、それ



民家の供物



神社や住宅に設けられた矢来



矢来での祓い



矢来での鈴鳴らし

ぞれ交差するように立てて部屋状に囲む。正面及び両側面に幕を張り、入口には注連縄を構え、「天照皇大神」及び町内名が染め抜かれた旗を2本立てる。入口から内部にかけて砂を敷き、縁に芝を回した上に御幣を祀り、祭壇に御神酒、野菜などの供物を供えて神さかきや燭しゃく台を立てる例が多い。入口に提灯を吊るす例もみられる。

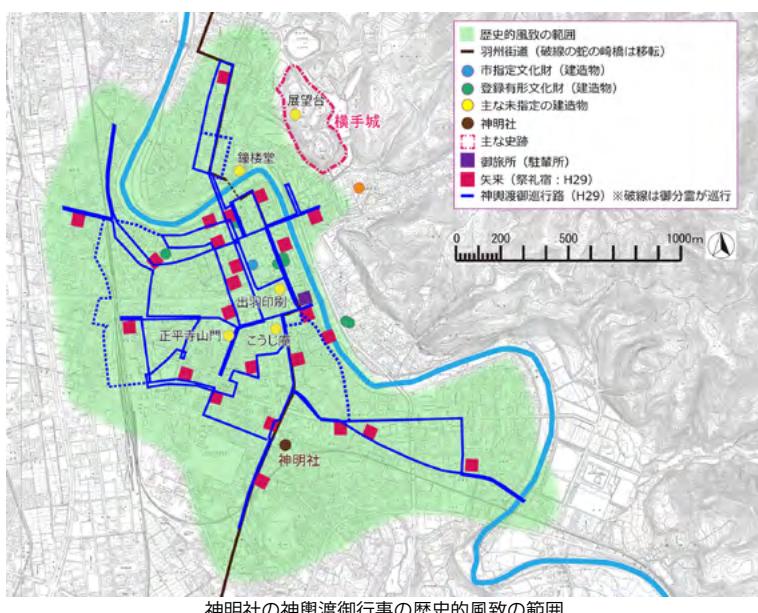
矢来に行列が到着すると、正面に神輿が据えられ、神職による祓いの後、神輿の鈴が幾重にも鳴らされる。矢来には町内役員や付近の住民が集まり、各々

和紙に包んだお初穂を持ち寄り納める。各戸の入口にて神輿を迎える、御初穂と共にろうそくを納める場合もある。

◆行事の変遷

神輿渡御行事における拠点となる「御駐輦所」は、年番となる「統前町」と呼ばれる町内が担当する。統前町が担当する御駐輦所については、以前は統前町内に設置していた。しかし、100名超の供奉者が利用することから、昭和になってから変更され、現在では商工会議所が利用されている。また、神輿渡御の巡回路は大きくは変更していないものの、昭和初期以降、下内町などの内町の一部が巡回路に加わっている。かつては、各町内に華やかな舞台が立ち、神輿ばかりでなく華やかに踊る芸者衆の花馬車などが繁華街を練り歩き、武者や時代物の置人形があちこちに飾られ町全体が祭り一色に染められていたという。

ii) まとめ

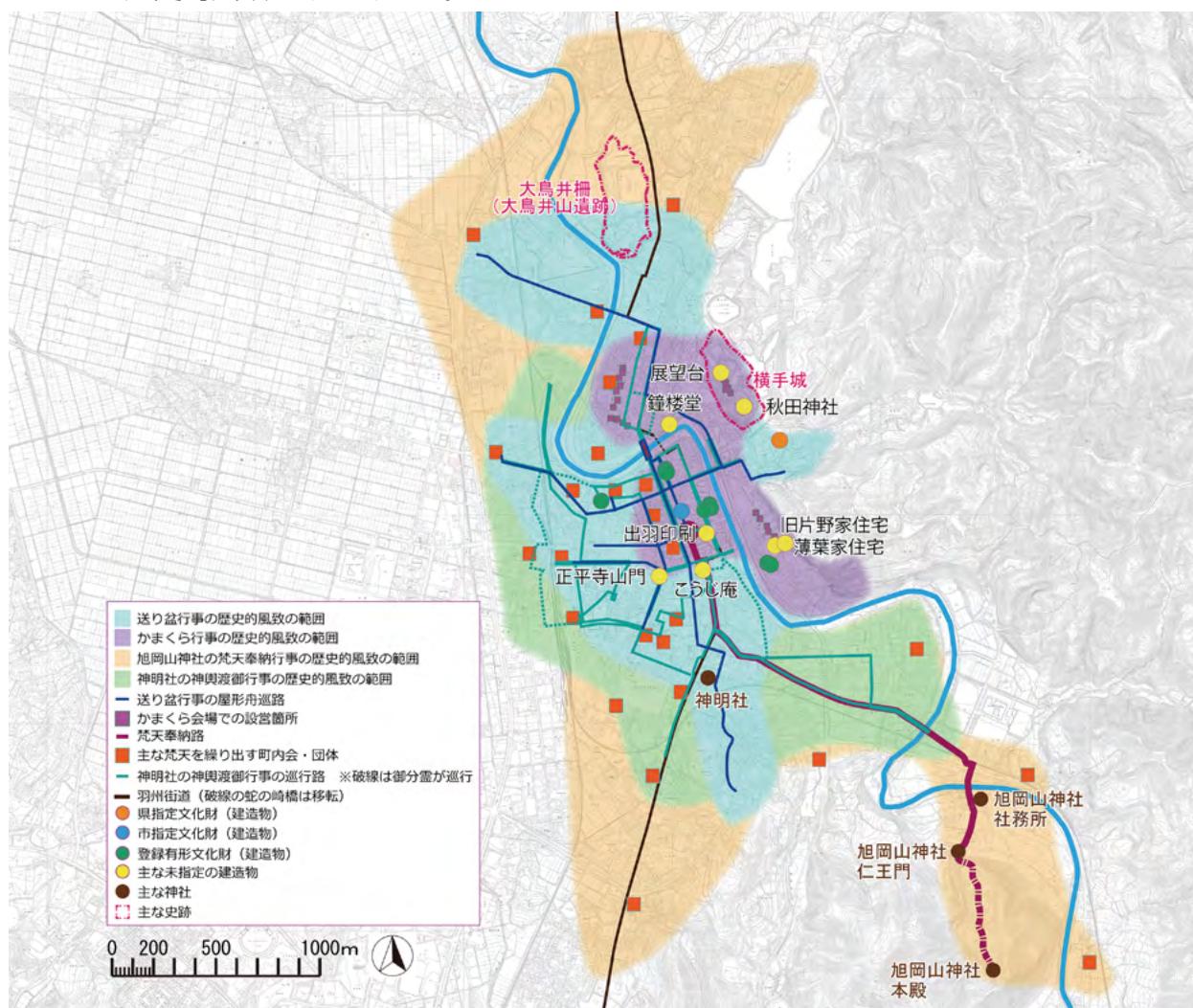


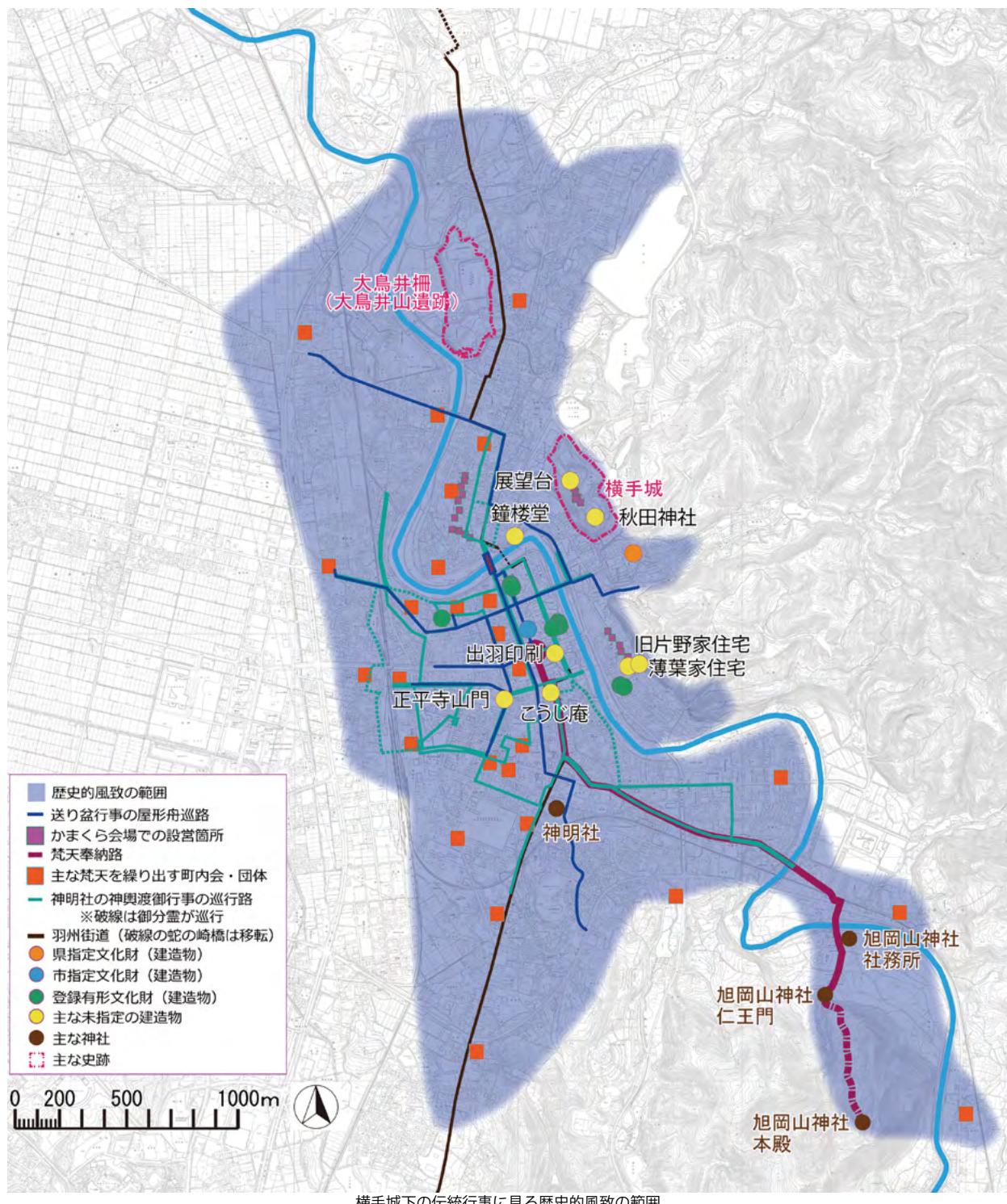
本行事は、他の神輿渡御行事と同様、巡回路沿いで神輿を迎える住民、矢来付近に参集する住民など、多数の住民が関わり、地域全体を担い手として維持されている。規模や巡回路は市内の神輿渡御行事の中でも最大であり、他が半日で一巡するのに対し、およそ1日かけて巡回する。巡回路沿いには、羽州街道沿いを中心に、明治から昭和初期にかけての歴史的建造物が軒を連ねてお

り、こうした歴史的町並みで展開する神輿渡御行事は、行列の装束や所作も相まって、重層的な横手の歴史を示しており、残していきたい歴史的風致となっている。

(3) おわりに

横手地域の人々は、四季の変化を行事と共に感じてきた。「神明社の神輿渡御行事」では、待ちわびた春の訪れと共に、年に一度の神の来訪を集落全体で迎える。対して、夏の「送り盆行事」や冬の「旭岡山神社の梵天奉納行事」では、人々が屋形舟や梵天の製作を通して何日も前から町内ごとに集い準備を行い、行事本番にあっては仲間で力を合わせて舟のぶつけ合いや梵天の奉納を繰り広げる。これらが住民間の結束を強化する最大の源泉となってきた。一方、「かまくら行事」は、住民らが来訪者と共にひと時を過ごす。こうした伝統行事が結び付き、市内の他地域にはない城下町らしい重層的な文化を形成し、現在に継続している。大人達にとっての「送り盆行事」と「旭岡山神社の梵天奉納行事」、子ども達にとっての「ねむり流し行事」と「かまくら行事」は、地域の伝統行事に触れる機会であるとともに人々が心待ちにしている行事である。これらの行事が繰り広げられる光景は、羽州街道沿いに立ち並ぶ「内町」「外町」の町並みや蛇の崎橋の袂から横手城を見上げる風景と相まって「横手らしさ」を象徴しており、祭りに合わせて帰ってくる横手衆も多い。歴史的な町並みの中で展開される行事は、城下町として発展形成してきた横手地域の文化を体現しており、残していきたい歴史的風致となっている。





1 - 2 後三年合戦の顕彰に見る歴史的風致

(1) はじめに

平安時代後期、当地方で起こった日本史上重要な戦いに、
後三年合戦（1083-1087）がある。後三年合戦は、歴史に二
つの大きな変化をもたらしたと言われ、一つは合戦で勝ち
残った清原清衡（後に「藤原」に復姓）が奥州の遺産をただ
一人受け継ぐことになり、後に世界遺産となる「奥州平泉」
の成立のきっかけとなったことである。もう一つは、清衡に
加勢し合戦に勝利したものの朝廷から恩賞が貰えなかった源
氏の当主源義家が、私財をもって部下の功労に報いたこと
で主従関係が強まり、このことが後の鎌倉幕府などの武家政
権成立の一因となったこととされる。



大鳥井山遺跡

市内一帯には、清原氏や後三年合戦にちなんだ伝承地や地名が現在まで残り、合戦にまつ
わる社寺も多く現存するほか、同時代の遺跡や仏像も点在する。中でも、清原氏関連遺跡が
確認されている大鳥井山遺跡～金沢柵エリアの横手地域の羽州街道沿いに遺跡、建造物、伝
承、活動が集中している。

後三年合戦については、古代から中世までは軍記物や絵詞の中で語り継がれ、江戸時代に
なると久保田藩主佐竹氏の手で後三年合戦ゆかりの金澤八幡宮などが整備されたこともあつ
て、幕府の巡検使や文人墨客がこの地を訪れている。地域の住民も朝夕に金澤八幡宮の所在
する山を望み、「物見」「陣館」「御所野」「西沼」などの合戦にゆかりある地名が残る場所に
暮らし、「兜石」や「景正功名塚」などの遺跡を身近に感じながら「八幡太郎義家の活躍した地」
であることを常に意識して暮らしてきた。

明治以降は、「金沢保古会」や「歴史・文化の里づくりをすすめる会」といった地域住民
を中心とした顕彰団体が相次いで結成され、「地元の清原氏が義家らと互角に戦い、平泉の
原点となった地」として後三年合戦を地域の誇りとし、遺跡の保護や普及啓発といった顕彰
活動を行ってきた。

大鳥井山遺跡～金沢柵エリアは、こうした地域住民等による活動に触れるこの出来る地
域となっている。



戎谷南山筆「後三年合戦絵詞」（市指定有形文化財）

(2) 後三年合戦の顕彰

◆前九年合戦と後三年合戦

11世紀の平安時代後期、日本海側の出羽国（秋田県など）の北部は当市に所在する大鳥山¹を本拠地とした清原氏が治めていた。一方、太平洋側の陸奥国（岩手県など）は安倍氏が治めていたが、勢力を拡大しようとした安倍氏が朝廷と衝突し、前九年合戦（1051-1062）が起こった。朝廷は安倍氏当主・安倍頼良（後に頼時に改名）を抑え込むために陸奥国の国守として源頼義を派遣したが、安倍氏の猛攻で敗退を重ねた。源頼義は出羽国の清原氏の当主、清原光頼とその弟清原武則に助けを求め、清原光頼らは参戦からわずか二ヶ月で安倍氏を滅ぼした。清原武則はその功績によって陸奥国の鎮守府将軍に任命された。その後、他の安倍氏の領地も手にした清原氏は、東北北部に一大勢力を築き上げ、その領地は清原武則の息子清原武貞、孫の清原真衡へと引き継がれていった。

後三年合戦は、前九年合戦を経て東北北部で勢力を誇った清原氏の内紛に、陸奥守として赴任した源頼義の長男である源義家が介入して起きた合戦である。一族の合議制から当主に

権力を集中させた武士団への変革を目指した清原真衡に、弟の清原清衡・清原家衡らが反発し、後三年合戦が起こった。それぞれに父、母が違うという複雑な兄弟関係にあったことが内紛の一因とされている。源義家の後ろ盾を得て優勢な立場にあった清原真衡であったが、合戦途中で病死したため、戦うべき相手を失った清原清衡と清原家衡は、陸奥国を治める立場にあった陸奥守源義家に降伏した。その後、源義家は清原真衡の遺領配分を行うが、その配分を巡り不満を募らせた清原家衡は、清原清衡を攻撃した。これにより源義家・清原清衡軍と清原家衡・叔父の清原武衡軍が争い、清原家衡・清原武衡軍は「沼柵」で源義家・清原清衡軍を退けたが、その後「金沢柵」で敗れ、源義家・清原清衡軍が勝利した。

源義家が去り、清原氏として唯一生き残った清原清衡は、姓を「清原」から実父の姓である「藤原」へ戻し、「藤原清衡」とした。その後、藤原清衡は平泉（岩手県）に拠点を定め、以後約100年にわたる平泉黄金文化の礎を築いていったとされる。また、前九年合戦の頃に清原氏の本拠地であったとされる「大鳥山」は、「大鳥井山遺跡」として現在に伝えられ、平成22年（2010）に国の史跡に指定された。

1) 後三年合戦ゆかりの社寺や遺跡

市内には後三年合戦と関わりが深く、往時の景観を色濃く残した遺跡や、合戦に係る地名などが数多く残されている。中でも合戦の決戦地・金沢柵として古くから伝えられた「金澤八幡宮」や「景正功名塚」、「陣館遺跡」などが立地する金沢地区や、前九年合戦の頃には清原氏の本拠が置かれ、後三年合戦の頃には清原光頼の子である大鳥山太郎頼遠が拠点とした「大鳥井山遺跡」が立地する朝倉地区には、多くの遺跡や伝承地が残っている。

1 現在の名称は大鳥井山。

i) 主な社寺や遺跡

◆金澤八幡宮

金澤八幡宮は、金沢柵と伝えられてきた中世山城である金沢城跡の標高 172 m の江戸時代から「二の丸」と呼ばれる場所に位置する。参道には樹齢 300 年を越えると伝わる大杉がそびえる。

社伝によれば、後三年合戦で勝利した源義家が、寛治 7 年（1093）に藤原清衡に命じて金沢柵跡の頂上へ京都の石清水八幡宮の神靈を勧請し、出羽国鎮護として祀ったのが始まりと伝わる。近世になると、常陸国から出羽国に国替えされた佐竹義宣が慶長 9 年（1604）に金澤八幡宮を再建し、以後 11 回にも及ぶ修繕等がなされた。現在の社殿は大正 7 年（1918）の再建で、本殿・拝殿・幣殿からなる。本殿は三間社流造で、拝殿は桁行 3 間、梁間 3 間、向拝 1 間の入母屋造である。幣殿は、拝殿後方に凸形に取り付く突出部とその後方の両下造の屋根よりなる。いずれも金属板葺である。



金澤八幡宮

◆祇園寺

創建年代は不詳であるが、金沢柵の鬼門である北東の谷間にあることから、古来より金沢柵の守護寺であったと考えられている。後三年合戦で金沢柵が落城すると、その跡地に金澤八幡宮が建てられたため、祇園寺は金澤八幡宮を管理する別当寺の役割を担っていた。本堂は桁行 7 間、梁間 4 間の寄棟造、金属板葺であり、寺伝などから、安政 2 年（1855）の竣工と伝わる。



祇園寺

◆景正功名塚

「権五郎塚」とも呼ばれ、後三年合戦に 16 歳で初陣し、手柄を立てた鎌倉権五郎景正が源義家の命により敵の屍をこの地に手厚く葬り、弔いのため塚の上に杉を植えたと伝わる。正保年間（1644-1648）に制作された『出羽一国御絵図』にもその名を留める。この杉は、現在は根元のみ（根回り 8.8 m）を残しているが、地域の人々によって覆屋が掛けられ、長く顕彰してきた。また、金澤八幡宮の参道沿いには、源義家・義光兄弟を祀った「兜八幡神社」と「兜石」、「兜杉」がある。

兜石は義家が凱旋の折、兜を埋めて巨石を置いたと伝わる。兜杉は根回り 7.45 m、高さ 26 m あったが、現在はその根元のみが御神体として祀られている。



景正功名塚（権五郎塚）

◆陣館遺跡

陣館遺跡は、標高 91 m の通称「陣館」（きゅうぐら）と呼ばれる小丘陵上に立地する。金沢柵として伝承されてきた金沢城跡は、羽州街道を挟み東側に位置し、陣館は金沢柵の前城で、後に義家が攻略し陣を張った場所として伝承してきた。

斜面部では、人工の段状地形が見られ、防御機能のほか主の権威を示す役割があったと考



段状地形の様子（西→東）

考えられている『奥州後三年記』にその記述があるが、陣館についての現時点での確認できる最も古い記述は、菅江真澄（1754-1829）が文政年間（1818-1830）に著わした『月の出羽路』に記される「陣館の岡」である。

◆大鳥井山遺跡



大鳥井山の二重の土壘



小吉山の火葬墓

えられている。平成22-26年（2010-2014）に調査が行われ、貴族の邸宅や寺院などに類例のある桁行13.9m、梁間9.8mの四面庇掘立柱建物跡が確認された。こうした事例から現在では「金沢柵」の推定地の一つとされる。平成29年（2017）6月、陣館遺跡が国の史跡大鳥井山遺跡に追加指定され、「大鳥井山遺跡附陣館遺跡」に名称が改められた。

なお、金沢柵については天治元年（1124）頃に成立したと

考へられている『奥州後三年記』にその記述があるが、陣館についての現時点での確認できる最も古い記述は、菅江真澄（1754-1829）が文政年間（1818-1830）に著わした『月の出羽路』に記される「陣館の岡」である。

前九年合戦の顛末を記録し、康平6年（1063）頃に書かれたとされる『陸奥話記』の中に「大鳥山」として記述される大鳥井山遺跡は、小吉山（標高71m）と大鳥井山（同79m）の2つの独立丘陵上に立地する。遺跡の東側以外を河川によって取り巻かれ、街道のある東側には遺跡の象徴である二重の土壘と堀が自然地形に沿って巡り、防御性の極めて高い館であったとされる。大鳥井山には二重の土壘と堀が良好に残るほか、頂上部には寺院跡と思われる四面庇掘立柱建物跡が確認されており、おびただしい数の「かわらけ」と呼ばれる素焼きの器が出土した。「かわらけ」の出土は、そこで各地の有力豪族が集い、意志決定や宴会などが行われたことを意味しており、この遺跡の性格をあらわしている。

小吉山では、山斜面の下面に土壘と堀が、その上面には段状地形が造られている。さらに頂上には石櫃が納められた塚があり、骨片が確認されたことから火葬墓と考えられている。

ii) 後三年合戦の伝承地の分布

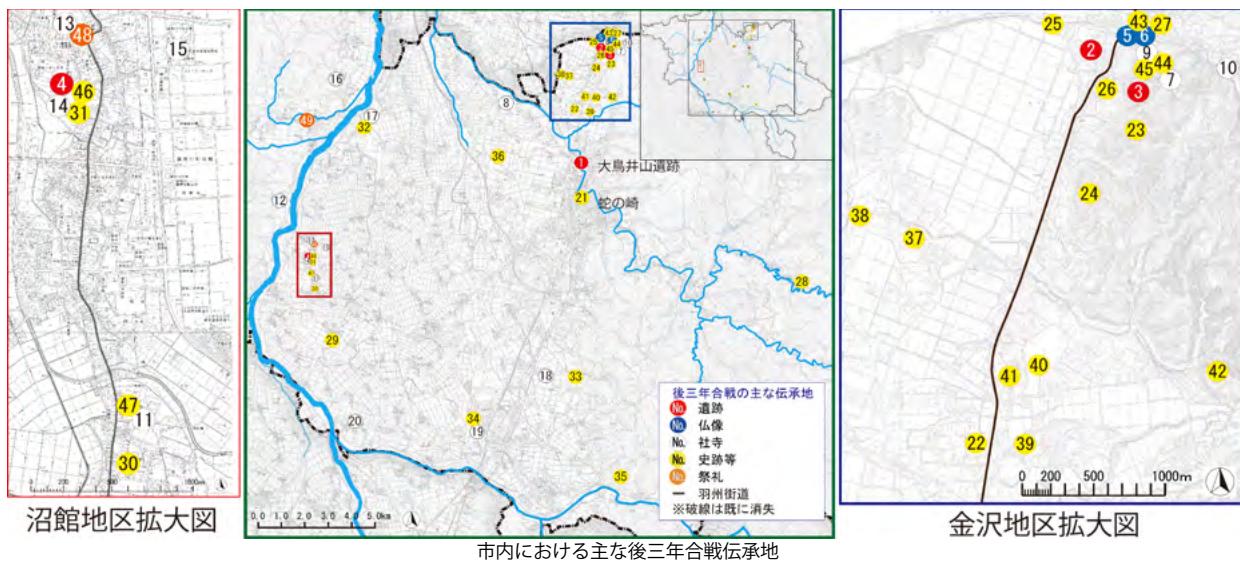
羽州街道は江戸時代に整備された街道であり、多くが現在の国道13号と重なる。この街道は、出羽国（秋田市）の地方官庁である秋田城跡（秋田市）の南門と、清原氏の関連遺跡の一つとされる虚空蔵大台滝遺跡（秋田市）の近くを通り、大鳥井山遺跡や陣館遺跡からこの街道に延びる道が確認されていることなどから、古代より利用してきた街道と考えられている。

後三年合戦に関連した伝承地は市内に広く分布するが、これらは実際の戦場となったといわれる場所に近い大鳥井山遺跡から金沢城跡・陣館遺跡にかけての羽州街道沿いの横手地域に特に集中している。南は、川に落ちた源義家が一命を取り留めた場所とされる「蛇の崎」から始まり、北上すると清原氏の関連遺跡である「大鳥井山遺跡」に達する。そこから北の金沢地区に向かうと「御所野」「陣ヶ森」など、源義家が金沢柵の戦いを前に陣を張ったとされる伝承地があり、さらに進めば、義家が「西沼」の葦の間に潜む清原軍の伏兵を雁行の乱れから察知した場所と伝えられる「立馬郊」がある。さらに街道を北東に進むと、後三年

番号	分類	名 称	所在地域	概 要
1	遺跡	大鳥井山遺跡	横手	大鳥山太郎と呼ばれた清原頼遠の館跡。
2	遺跡	金沢柵推定地陣館遺跡	横手	源義家の陣営跡と伝わる。
3	遺跡	金沢柵推定地金沢城跡	横手	金沢柵があった場所と伝わる。
4	遺跡	沼柵推定地沼館城跡	雄物川	清原家衡が籠った沼柵と伝わる。
5	仏像	阿弥陀如来坐像	横手	後三年合戦で炎上する金沢柵を源義家が弓を立てて眺めたとされる弓立岡にあった阿弥陀堂に安置されていたとされ、後に阿弥陀堂が火災に遭った際、この像も類焼し、崖下の厨川の底に埋もれ、後年発見されたと伝わる。
6	仏像	銅造宝冠阿弥陀如来坐像	横手	源義家の郎党伴次郎廉仗助兼の兜守りと伝えられる。助兼は合戦において活躍するも、金沢柵の攻防において義家挙げた「薄金の兜」を失った。
7	社寺	金澤八幡宮	横手	源義家が藤原清衡に命じて寛治7年(1093)に出羽鎮護のため創建。
8	社寺	貴船神社	横手	源義光が進軍の折、横手川の水勢が激しく軍を進めることができず、京都の貴船神社の御神符を現在の場所に納めて祈願したところ横手川を渡ることが出来たため、後に貴船神社を建立したとされる。
9	社寺	兜八幡神社	横手	源義家と源義光を祀った神社。
10	社寺	祇園寺	横手	金沢柵の鬼門に位置し、金沢柵の守護寺と考えられている寺。
11	社寺	首塚神社	雄物川	沼柵の戦いで討ち取った一千の首を埋めた場所と伝わる。
12	社寺	矢神八幡宮	雄物川	前九年合戦の際、源頼義・義家が勝利を祈願し、成就したことから、後三年合戦の際に沼館にも造営したと伝わる。
13	社寺	沼館八幡神社	雄物川	源義家が赤梅檀の一寸八分の尊像を奉納したと伝わる。
14	社寺	蔵光院	雄物川	沼柵と伝わる場所に造営されたお寺。
15	社寺	木戸五郎兵衛稻荷神社	雄物川	沼柵の一つの木戸があつた場所に建てられた神社。
16	社寺	剣花山八幡宮	大森	源義家が寛治3年(1089)凱旋の折に、鹿島、熱田両社に武運長久を祈つて、薬師如来仏像を納め祀った。
17	社寺	兜台八幡社(阿気八幡神社)	大雄	源義家が使用した片鎧を納めると伝わる神社。
18	社寺	八幡宮(三嶋八幡神社)	平鹿	源義家が使用した乗鞍がご神体の神社。
19	社寺	宝龍神社(今木神社)	十文字	天喜年間(1053~1057)、村人たちが源義家に兵糧と鍋を献上したので義家はこの神社に参拝したと伝わる。
20	社寺	八幡神社	十文字	源義家が沼柵から敗走する途中、寒さと飢えにあい、当地で暖をとり、食事をした。のちに郷民が義家を慕い、この地に八幡神社を建立した。
21	史跡	蛇の崎	横手	源義家が川を渡ろうとした際に橋から落ちたが、蛇籠につかまり一命をとりとめたと伝えられる場所。
22	史跡	御所野	横手	源義家が陣営を設けた場所。
23	史跡	天井ヶ沢(敵が沢)	横手	源義家が敵陣を見下ろした沢。
24	史跡	物見	横手	清原軍の斥候がいたとされる場所。
25	史跡	厨川	横手	源義家の配下である鎌倉権五郎景正が片目を負傷し、厨川で傷を洗ったところ、その後、片目のかじかが見つかるようになった。
26	史跡	景正功名塚(権五郎塚)	横手	後三年合戦において奮戦し功名を立てた鎌倉権五郎景正は、義家の命で敵の屍を集め塚を作り、その上に杉を植えたとされる。
27	史跡	立石(橋石)	横手	源義家の軍が石を積み、盾とした。
28	史跡	旧秀衡街道	山内	奥羽山脈の金山から掘り出した金鉱を平泉へ輸送した道とされる。
29	史跡	八幡野	雄物川	源義家が沼柵に攻めた時に陣を敷いたところ。
30	史跡	十足馬場	雄物川	沼柵当時の馬場跡。
31	史跡	沼館	雄物川	清原家衡の籠城した沼柵があった場所と伝わる。その後、小野寺氏が沼館城を築き、古城跡には蔵光院が立地している。
32	史跡	阿気	大雄	源義家が清原氏を頼ってこの地に軍を引き揚げ陣を取った。
33	史跡	馬鞍	平鹿	源義家が後三年合戦に勝利した際、三嶋八幡神社に鞍と弓矢を千本奉納したので、この地域を馬鞍と呼ぶようになったと伝わる。
34	史跡	鍋倉	十文字	村人が源義家に兵糧と鍋を献上したので義家はここを鍋倉と名付けた。
35	史跡	真人山	増田	清原真人武則の居城跡と伝わる。
36	史跡	善明庵のマツ	横手	後三年合戦(1083~1087)の戦没者を埋葬した際に墓標として植えられた。
37	史跡	立馬郊	横手	源義家が馬を止め伏兵を見つけた場所と伝わる。
38	史跡	西沼	横手	源義家が雁の乱れで、葦の間に潜んでいた清原武衡の伏兵を知り、これを殲滅した場所と伝わる。
39	史跡	陣ヶ森	横手	義家が陣営を設けて軍容を整えた場所。
40	史跡	蛭藻沼	横手	清原武衡が金沢柵落城の時、この沼で捕らえられた。
41	史跡	陣所長根	横手	蛭藻沼の西方にある小高い丘で源軍の戦陣が置かれていた。
42	史跡	鞍石	横手	清原家衡が愛馬「花麹子」を射殺し、乗り捨てた馬の鞍が化石となったもの。
43	史跡	腰掛石	横手	源義家が腰を掛けた石と伝わる。
44	史跡	兜石	横手	源義家が凱旋の折に兜を埋めて石をその上に置いたとされる。
45	史跡	兜杉	横手	源義家が凱旋の折に兜を埋めて石を置いた場所の脇にある老杉。
46	史跡	柵内の沼	雄物川	沼柵推定地内にあり、清原武衡と家衡が会談した場所とされる。
47	史跡	首塚	雄物川	沼柵の戦の時に打ち取った首を埋めた場所と伝わる。
48	民俗行事	豆鼓祭	雄物川	沼館八幡神社の宵宮に社前において納豆が売られている。このことから沼館八幡神社は納豆八幡とも呼ばれている。
49	民俗行事	田楽灯籠	大森	源義家が剣花山の先に高棹をたて、孤灯を掲げて金沢柵との距離を測ったと伝わる。

市内における主な後三年合戦伝承地とその概要

合戦の決戦地・金沢柵推定地の「陣館遺跡」や「金沢城跡」が立地し、「景正功名塚」や「金澤八幡宮」など、後三年合戦と関わりの深い伝承地や寺社などが多数確認される。この他にも、「物見山」「鞍石」「陣所長根」「蛭藻沼」など枚挙にいとまがない。なお、ここではこうした遺跡（埋蔵文化財包蔵地）以外の伝承地を史跡として分類している。



2) 後三年合戦伝承地の顕彰

京都の石清水八幡宮で元服²し、「八幡太郎」を名乗った源義家の影響もあり、鎌倉時代になると「八幡大菩薩」は源氏の氏神となり、その後、室町時代から江戸時代と続く源氏による幕府の影響もあって全国に八幡神社が広がった。江戸時代になってこの地方を治めた久保田藩主佐竹氏は、源氏の流れを汲み、その祖は、後三年合戦で義家とともに活躍した義家の弟である源義光である。代々の久保田藩主は八幡神を信仰し、金澤八幡宮のほか、県内多数の八幡神社に寄進し、篤く信仰した。

源氏が武家の統率者として君臨するのは源義家の業績によるところが大きく、その一つがこの地方を舞台にした後三年合戦での勝利であった。また、清原清衡は、源義光の孫にあたり、諸説あるが佐竹氏の初代当主とされる源昌義（佐竹昌義）、その子義季に、二人の娘を嫁がせている。その子孫が後世の佐竹家を継いでおり、佐竹氏はこの地方にゆかりのある家柄でもあった。こうしたことから、藩主佐竹氏がこの地方の後三年合戦に関わる伝承地を厚く保護したことは想像に難くなく、その動きが徐々に民衆の間にも広がっていたものと思われる。後三年合戦の顕彰は既に江戸時代には行われ、文政年間（1818-1830）に菅江真澄が著した『月の出羽路』や『雪の出羽路』には、現在まで伝承される遺跡や地名などが詳細に紹介されている。佐竹氏による領国経営がなくなった近代以降は観光地としての側面も有するようになり、その精神が地域の人々に受け継がれ、遺跡や伝承地の保護と継承が継続している。

i) 顕彰活動

市民による顕彰活動は明治から現在まで行われており、従前の会の活動を新しい会が引き継いで連綿と続いてきた。現在は、「歴史・文化の里づくりをすすめる会」や「朝倉地区会議」、「横手郷土史研究会」や「横手文化財保護協会」等によって活動が行われている。

2 男子が成人になったことを示す儀式。幼名が改められ、成人後の名前が付けられた。

明治 25 年（1892）、金沢の代議士で郷土史家でもあった伊藤直純（1861-1933）と、画家である戎谷南山（1866-1949）らが中心となり、後三年合戦などについての調査研究を行う「金沢保古会」が結成された。古文書や伝承などの史料収集のほか、現地調査を行うなど、幅広い活動を行った。戎谷が明治 44 年（1911）に出版した『出羽金澤後三年旧蹟圖』には、金沢柵を中心とした町並みや名所などが視覚的に表わされており、多くの人々に後三年合戦が周知されていった。また、大正 10 年（1921）頃に作成された『羽後金澤古跡案内略圖』には、後三年合戦にまつわる遺跡への行程や伝承が詳細に記されており、昭和 5 年（1930）まで実に 4 版増刷されるほど人気の高いものであった。このほか、金沢保古会は後三年合戦に係る講座を開催したほか、遺跡などの絵葉書を作成・販売し、広く普及啓発活動を行った。

地区住民による活動が行われる一方で、昭和 2 年（1927）には深澤多市（1874-1934）ら市内の歴史愛好家が中心となって「横手郷土史研究会」が発足している。この会は、昭和 3 年（1927）から秋田県内の郷土資料を集成した『秋田叢書』の出版を行ったほか、後三年合戦の調査研究・探訪など、普及啓発活動を現在まで定期的に行っており、金澤八幡宮や祇園寺といった合戦ゆかりの社寺などを巡る探訪会を実施するとともに、昭和 8 年（1933）には大鳥井山遺跡に大鳥山頼遠居館跡の石碑を建立するなどの活動を行っている。

金沢保古会の活動は戦争や中心メンバーの高齢化によって徐々に下火になったが、顕彰活動は会員や横手郷土史研究会によって継続され、昭和 30 年（1955）代に入ると地元住民などによって再び団体としての活動を行うための「後三年史跡顕彰会」が結成された。この会は、普及啓発活動に加え、金沢柵などの関連遺跡で草刈り等の保護活動を行ったほか、昭和 34 年（1959）には後三年合戦関連遺跡などが掲載された小

明治 20	40	大正 15	昭和 20	40	60	平成 20
----------	----	----------	----------	----	----	----------

金沢保古会 25 〈普及啓発〉

後三年史跡顕彰会 34 〈保護、普及啓発〉

歴史・文化の里づくりをすすめる会 47 〈保護、普及啓発〉

歴史遺産を語る会 21 〈普及啓発〉

横手郷土史研究会 2 〈普及啓発〉

（ ）内は主とする活動

金沢地区における顕彰団体の推移

中学校社会科学習資料『わたしたちの金沢』を発刊している。こうした地元住民の活動が積み重なることで、これまでの「八幡太郎義家の活躍した地」との認識から、「地元の清原氏が義家らと互角に戦い、平泉の原点となった地」への認識の変化がもたらされている。

現在、金沢地区における顕彰活動は、昭和47年（1972）のまちづくり集会をきっかけに



標柱の設置（蛭藻沼）

結成され、金沢地区の約750戸のうち600戸弱が会員となる「歴史・文化の里づくりをすすめる会」が継承し活動している。同会では、金澤八幡宮など多くの合戦関連の建造物等が残る金沢公園の清掃活動を年数回行うほか、地区内の伝承地へ説明板を設置する活動も継続して行っており、こうした活動の中から、平成21年（2009）には地元住民による観光ガイドの養成を目指す「歴史遺産を語る会」が派生している。

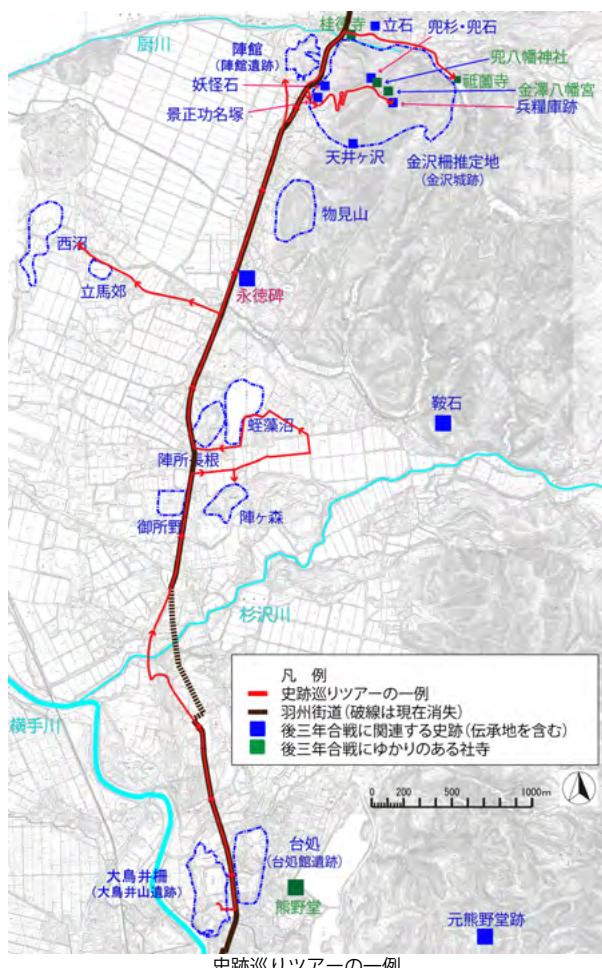
市民による顕彰活動は、大鳥井山遺跡が所在する横手地区でも盛んに行われる。昭和33年（1958）に秋田県文化財保護協会横手支部として発足した現在の「横手文化財保護協会」は、大鳥井山遺跡や蛭藻沼など、合戦に係る遺跡や伝承地への標柱や案内板の設置、一般市民を対象とした文化財探訪ツアーの実施など、普及啓発活動を実施している。また、大鳥井山遺跡周辺の住民による自治組織である朝倉地区会

議でも、国の史跡指定を機に大鳥井山遺跡の清掃活動を行っている。

大鳥井山遺跡での実地研修や後三年合戦関連遺跡などを回る史跡巡りツアーは、昭和43年（1968）に横手郷土史研究会が実施し、以降定期的に行われ、現在はその活動を市民ガイドの会である「ふきのとうの会」や横手文化財保護協会が引き継いでいる。史跡巡りツアーでは、一例として「大鳥井山遺跡→陣ヶ森⇒蛭藻沼⇒立馬郊⇒平安の風わたる公園（西沼）⇒後三年合戦金沢資料館⇒陣館遺跡⇒祇園寺⇒景正功名塚⇒金沢城跡⇒兜八幡神社⇒金澤八幡宮」などのコースが設定され、羽州街道を縦断しながら後三年合戦にまつわる伝承地を巡っている。こうした両地区における顕彰活動が実を結び、後三年合戦関連遺跡の重要性を地域住民が知るところとなり、大規模開発が行われることもなく、往時の景観がほぼ当時のまま継承されてきた。



史跡巡りツアーの様子

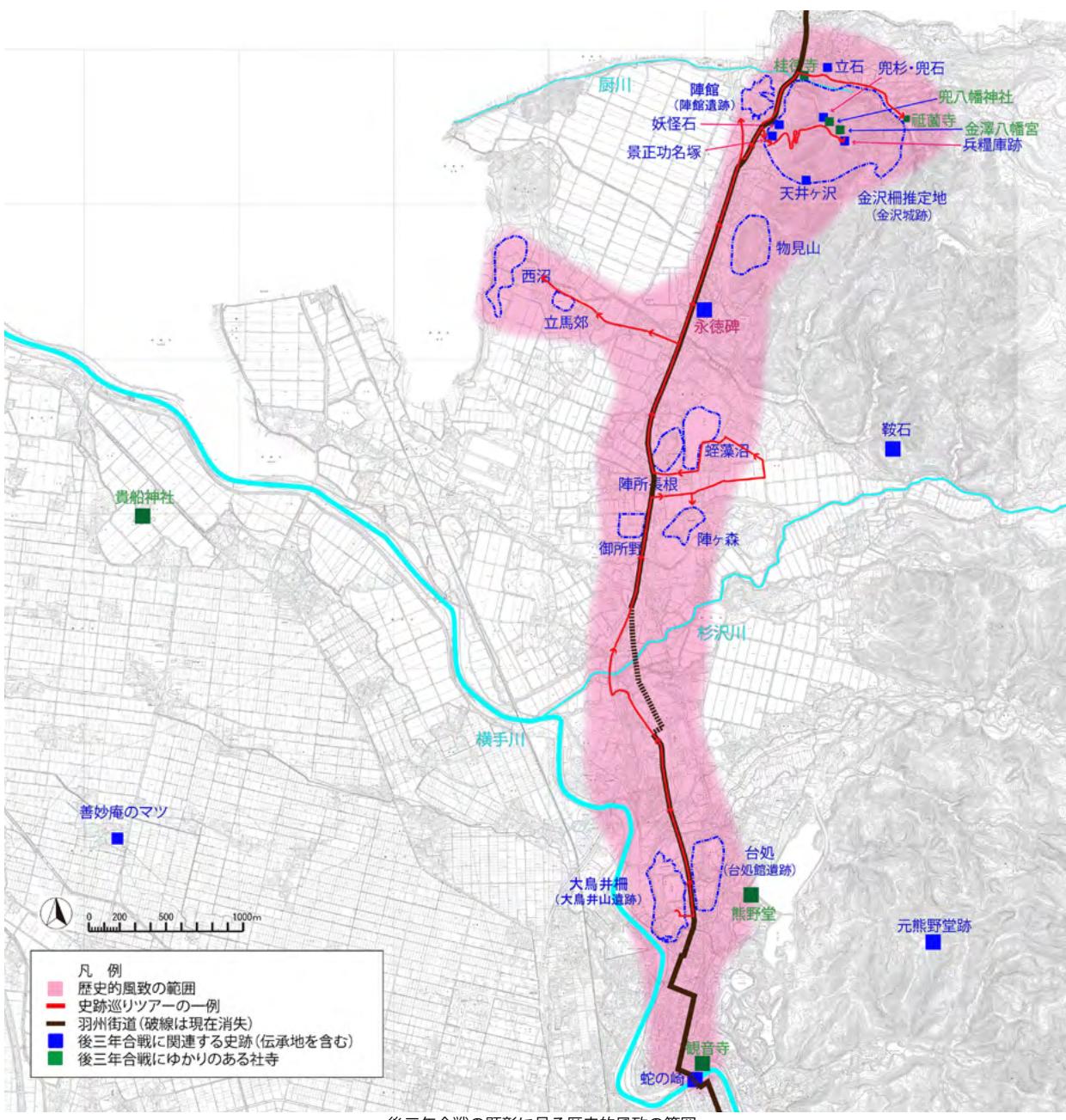


(3) おわりに

横手市は、日本史上重要な「後三年合戦」の古戦場や遺跡の所在地として古くから知られ、地域の人々も郷土で起こった物語や伝承地を守り、語り継いできた。明治以降市民によって行われた様々な顕彰活動により、後三年合戦は誇るべき歴史として市民に受け継がれている。

連綿と続く顕彰活動により、後三年合戦の伝承地は旧来の姿をとどめた状態で良好に守られており、大鳥井山遺跡などは国の史跡に指定されるなど、学術的な裏付けもなされてきた。これらは、地域住民による顕彰活動の賜物であり、地元中学生を対象とした史跡巡りツアーも開催されるなど、活動は次世代に受け継がれている。

後三年合戦とこれにまつわる遺跡や伝承地は、地域の人々にとって精神的な拠り所であるほか、人々の地域における一体感を醸成する大切な“場”にもなっており、後三年合戦を顕彰する活動は残していきたい歴史的風致となっている。



コ ラ ム

●郷土教育 本市では、平成 28 年度（2016.4-2017.3）に「横手を学ぶ郷土学」事業を創設し、次世代を担う児童生徒が本市の歴史・伝統・文化を学ぶことで本市への愛着と誇りを持てるよう、郷土教育を推進している。本市での郷土教育は、明治 43 年（1910）に秋田県教育会が産業振興と郷土開発のために各町村に郷土誌編さんを依頼したことに始まり、昭和に入ると、地域への誇りの醸成を目指して新たに郷土史読本が編さんされた。この教えを受けた児童生徒が、地域の文化的資産の伝承や地域振興において大きな役割を担っており、後三年合戦を地域の誇りとして顕彰する活動などが行われている。本市における歴史的風致の継承には郷土教育が大きく寄与している。



戦後の小学校の授業風景

●前九年合戦と後三年合戦の名称の由来 前九年合戦は、源頼義の陸奥国への赴任から安倍氏滅亡までの期間が 12 年間であったことから元々は「十二年合戦」と呼ばれていた。また、後三年合戦はその時の年号をとって「永保の戦い」などと呼ばれていたようである。後三年合戦は、実際には源義家の陸奥国赴任から清原家衡・武衡の滅亡までに 5 年かかっており、沼柵の戦いと金沢柵の戦いは 2 年で終了している。

前九年や後三年の名称が最初に確認されるのは鎌倉時代（1185-1333）前期成立の『保元物語』であり、同時代に成立したと考えられている『平家物語』には、「頼義の九箇年の戦いと義家の三年の戦いを合て十二の合戦とは申なり」と記される。源頼義が陸奥国へ赴任後、天喜元年（1053）に鎮守府将軍の兼任を命じられてから安倍氏滅亡までが 9 年間であり、長い年月の間に十二年合戦の呼称が混同され、12 年から 9 年を引いて「前九年合戦」になり、残りの 3 年が「後三年合戦」になったと考えられている。

2. 南部地域の歴史的風致

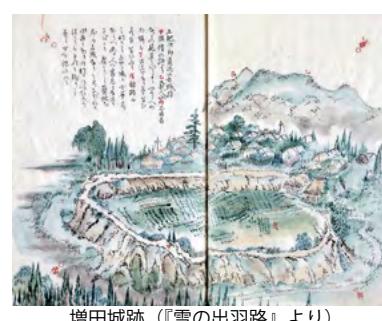
2-1 増田の町並みと祭礼に見る歴史的風致

(1) はじめに

増田地区は奥羽山脈を源とする成瀬川と皆瀬川の合流点の北に位置し、地区の中心部である「土肥館」の地には、貞治年間(1362-1368)に築いたと伝えられ、元和元年(1615)の一国一城令により廃城となった、増田城が位置する。

羽州街道の十文字を起点とする小安街道は、伝統的建造物群保存地区を構成する市道本町平鹿線(通称本町通り)や県道108号川連・増田・平鹿線(通称中七日町通り)を通過し、現在の宮城県栗原市に至る。一方、手倉街道は、小安街道と路線を重複しながら保存地区の南端で東に延び、現在の岩手県奥州市に至る。こうした仙台藩領に至る街道が近世までに整備されていたことから、増田は物資の集散地として発展し、17世紀中頃には久保田藩公認の定期市(朝市)も始まり、藩南部の流通拠点として賑わった。近代になると、本町には役場などの官庁が置かれ、中七日町通りで朝市が開催されるなど商店街として機能した。

この増田地区において、古くから鎮守として地域住民の信仰を集めているのが「月山神社」である。この月山神社において、9月15日¹の例祭時に執行される「神輿渡御行事」は、「月山神社神輿渡御行事」として、市の無形民俗文化財に指定されている。月山神社の神靈を分霊した神輿が、近代初頭の増田村にあたる氏子の主要な集落を巡行するこの活動は、江戸後期に起源をもち、地域住民も一体となって継承している伝統行事である。



増田城跡(『雪の出羽路』より)



神輿渡御行事

¹かつては旧暦8月15日の開催であったが、昭和33年(1958)に、月遅れである9月15日の開催に改められた。

(2) 月山神社の神輿渡御行事

正式には例大祭に関する一連の行事も含め「月山神社例祭及神輿渡御祭」と呼ぶ。行事が行われる域内には月山神社、^{しんめい}神明神社のほか、伝統的建造物群保存地区、景観重点地区を中心に、多くの歴史的建造物が見られる。

1) 関連する建造物

i) 月山神社



月山神社

月山神社は、保存地区から南に延びる小安街道上に鳥居を構え、拝殿までおよそ 300 m の参道を形成している社²。祭神は庄内（山形県）の月山神の分霊で、月夜見命など八柱を合祭する³。現在の境内地は、近世初頭までは増田城主土肥氏や、縫殿村を開村した小原縫殿之助の馬場地であったとされ、元和年間（1615 - 1623）に、現在地の南方約 150 m の畠地から遷座したと伝わる。これについては、文政 2 年（1819）建立の「御鷹の碑」⁴（市指定史跡）にもその縁起が彫り込まれている。社殿は『月山堂・御神輿再建奉加帳（写）』（月山神社蔵）の記録から文化 13 年（1816）の再建とみられ、後に幾度かにわたって修理がなされている。奥殿（本殿）⁵は、一間社流造で金属板葺、幣殿に接続する。幣殿は桁行 5 間、梁間 3 間の両下造、金属板葺で、両翼に物置を張り出す。幣殿は奥殿と拝殿をつなぐ。拝殿は 3 間四方の入母屋造、金属板葺。正面に向拝を設け千鳥破風を付ける。

ii) 神明神社

神明神社
からはふ

神明神社は平成 3 年（1991）発行の『秋田県神社名鑑』によると、慶長 2 年（1597）に増田村の肝煎であった安倍五郎兵衛が、伊勢神宮の祭神を祀ったことに始まる⁶。祭神は天照皇大神・事代主神・蛭兒神・大国主神。例祭日は 7 月 21 日。社殿の建築年代については明らかではないが、宝暦～明治（1751-1912）にかけての棟札が多数現存する。本殿は一間社流造。拝殿は桁行 3 間、梁間 2 間の入母屋造で千鳥破風を付け、正面に唐破風造の向拝を設ける。幣殿は桁行 3 間、梁間 3 間の両下造で本殿と拝殿をつなぐ。屋根はいずれも金属板葺である。

神明神社は増田地区において、月山神社と双頭をなす存在であり、現在は月山神社の神職が神明神社の宮司を兼ねる。戦前までは、伝統的建造物群保存地区内の中町と七日町を隔てる中町橋において、中町側からは神明神社の宮司が、七日町側からは月山神社の宮司が、それぞれの橋のたもとから向こうの町に対して祝詞をささげる火伏の神事が行われていたと伝わる。現在も初詣などの際には「両社参り」と言って両社に参拝する住民も多い。

2 「神社昇格願」（月山神社蔵）によると、第 49 代光仁天皇の治世である宝亀 11 年（780）に、当方一帯の鎮守として創建された。江戸時代には藩主の一族である佐竹東家、南家より崇敬を受け、社殿改築の際ににはその棟札に大旦那として佐竹藩主の名が記されたという。明治 6 年（1873）、郷社に列せられるも明治 29 年（1896）、村社に訂正、昭和 17 年（1942）、郷社に列せられた。

3 月夜見命・日本武命・伊弉諾命・大宜都比売命・水波能売命・天児屋根命・大山祇命・倉稻魂命の八柱を合祭する。

4 文政 2 年（1819）に通覚寺 14 世の宝寿庵釋天瑞律師によって建立され、神社の境内地内に現存する。

5 奥殿（本殿）・幣殿（中殿）・拝殿で構成され、神社略年表によると、明治 16 年（1883）に奥殿と拝殿を別棟にした。大正 4 年（1915）には奥殿と中殿を 2 棟とし、昭和 29 年（1954）には幣殿（中殿）と拝殿を改築した。月山神社では、本殿を「奥殿」と呼称しているため、この項では月山神社の本殿については「奥殿」と呼称する。

6 神明神社は明治 5 年（1872）、村社に列せられた。

iii) 中町・七日町・本町などの町並み

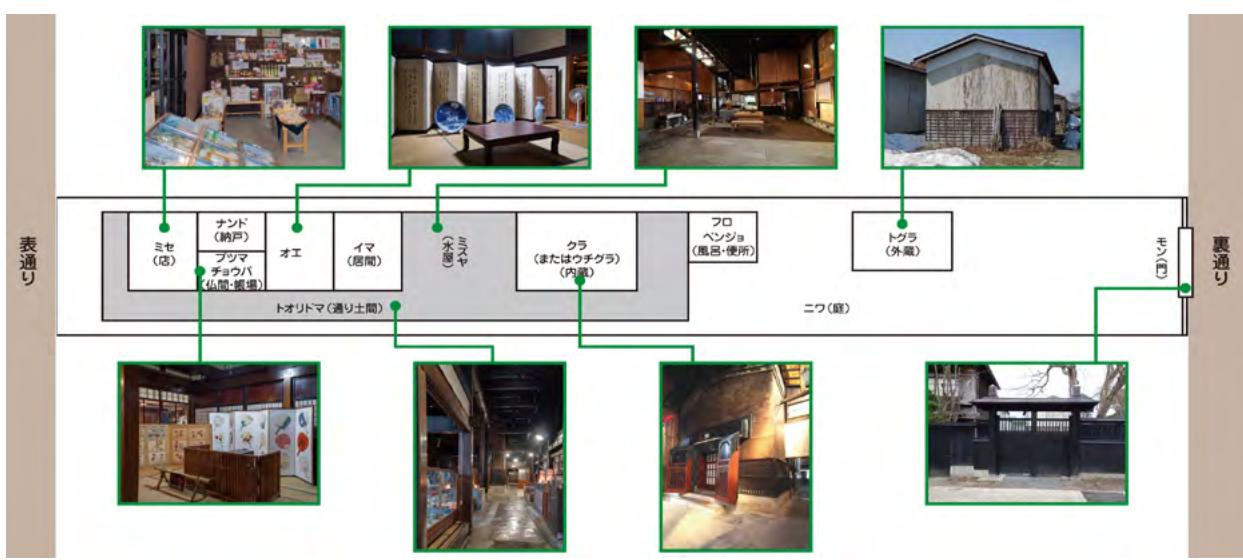
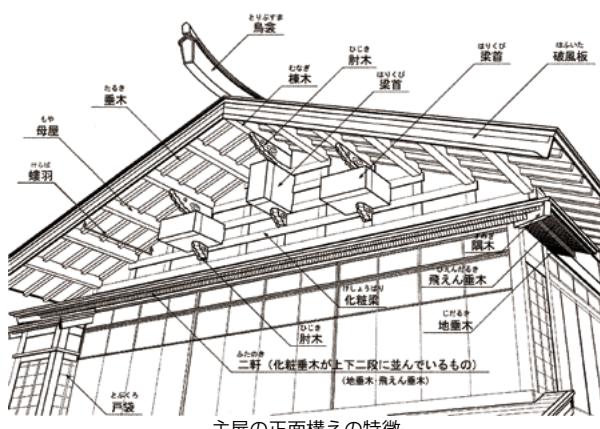
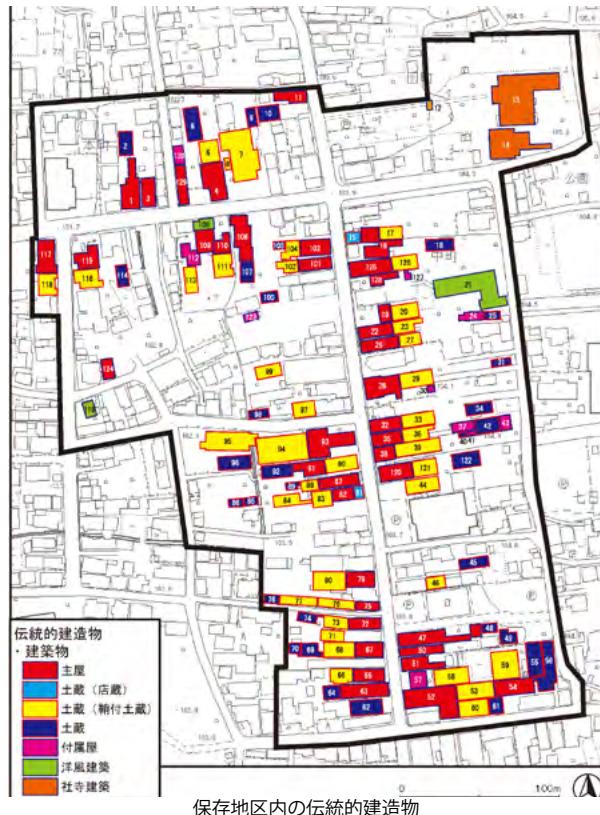
中町、七日町及び本町と田町（いずれも一部）の町並みは、「横手市増田伝統的建造物群保存地区」（以下、保存地区）として、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。南北約420m、東西約350m、面積約10.6haの範囲で、現在の町割りはほぼ近世末期の状況を踏襲する。



横手市増田伝統的建造物群保存地区

敷地は、通りに沿って間口5-7間、奥行50-70間程度の短冊型に割られ、通りに面した店舗兼住宅である主屋の背面に、主屋と連続する鞘付土蔵が接続し、その背後の庭に独立した土蔵や付属屋がつく。敷地の半分以上を占める主屋と鞘付土蔵は、正面から裏口まで直線状に伸びる「通り土間（トオリドマ）」を南側に設け、奥行50mにも達する長大な内部空間を作り出している。当地では、鞘付土蔵の土蔵部分は「内蔵（ウチグラ）」、独立した土蔵は「外蔵（トグラ）」と呼ばれる。

主屋は主に切妻造妻入、二階建、鉄板葺（か





鞘付土蔵（内蔵）



旧松浦家住宅



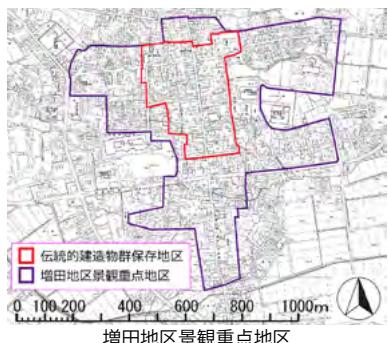
佐藤家住宅

保存地区内の国指定文化財

つてはこけら葺）であり、正面に奥行一間ほどの下屋を設ける。屋根の蟻羽けらばを大きく出し、正面妻面に、実際の小屋構造とは関係なく、化粧染けしょうばりを何段も重ねている。主屋背後に接続する鞘付土蔵は、土蔵とそれを覆う鞘建物からなる。正面と背面に掛け柱かけごねりで支えられた黒漆喰塗しつくいぬりまたは白漆喰塗とする。開口部の扉及び腰は、当地では「サヤ（鞘）」と呼ばれる組子の意匠を持つ漆塗の木枠で養生される。

保存地区では、主として明治初頭から昭和30年(1955)代までに建てられた主屋や、江戸後期から昭和10年(1935)までに建てられた土蔵などの建築物130件、門や堀、水路の石積護岸などの工作物12件が伝統的建造物に、庭、樹木や水路13件が環境物件に特定されている。このうち、明治初期建築の佐藤家住宅及び明治22年(1889)建築の旧松浦家住宅の2件5棟は国指定(建造物)である。また、市指定(建造物)が9件14棟、登録有形文化財(建造物)30棟が所在する。

iv) 新町、関ノ口、上町、縫殿などの町並み



本町、田町の一部のほか、新町、四ツ谷、関ノ口、上町、月山、縫殿など保存地区を含む46.6haの町並みは、横手市景観計画に基づき平成27年(2015)4月1日、「増田地区景観重点地区」に指定された。保存地区と同様に、概ね近世末期の町割りを踏襲しているが、保存地区に比べると敷地や建造物の規模は小さい。住宅建築を主とし、鞘付土蔵も減少する。しかし、建造物の主屋などの技術的特性は保存地区に類しており、明治初頭から昭和30年(1955)代までに建てられた歴史的建造物についても多く残っている。1件3棟の市指定(建造物)と1棟の登録有形文化財(建造物)が所在する。

2) 月山神社の神輿渡御行事



御神輿再建奉加帳

神輿渡御行事は、月山神社の例大祭の本祭にあたる。行事の由緒については、『月山堂・御神輿再建奉加帳(写)』(月山神社蔵)や月山神社などの別当及び神楽主を務めた円満寺(明治期に廃寺)が文化13年(1816)7月20日に寺社奉行所に宛てた「口上書」(月山神社蔵)などの古記録によると、神輿渡御行事は近世には既に実施されていたが、安永年間(1772-1780)には中断し、文化13年(1816)に再開、現在に至ることが分かる⁷。なお、文政年間(1818-1830)の記録である『雪の

⁷ 「円満寺住務記」(横手市蔵)によると、享保20年(1735)8月15日の祭日には「おくねり」(=練子:祭典における仮装行列)と記載されており、中断前の行事の様子がうかがえる。

出羽路』においても「祭日は八月十五日にて、神輿幸り、練子、花轎などよそひたちねり渡り…（以下略）」と記載されている。なお、現在は9月15日に開催されている。

i) 宵宮と本祭の概要

本祭に先立ち、前日9月14日の夕方6時から、宵宮の行事が執り行われる。これには各町内会の代表及び神社総代役員が参加し、町内の繁栄と安穩が祈願される。この際、中七日町内会（中町、七日町の連合町内会）では、夕方5時30分に福嶋サイサイ囃子が駐輦所まで行事参加者を迎えて、月山神社までサイサイを囃してながら案内し、宵宮終了後は神社から駐輦所に戻る一行を先導する。戦前期までの「お宿」の役を担っていた名残とみられ、歴史的な継承が行われている。なお、福嶋サイサイ囃子は福嶋集落の人々で保存会が組織され、市の無形民俗文化財に指定される。文化8年（1811）の藩主巡覧にあたり、親方衆が福嶋集落の若者に囃子を習得させ、披露したのが始まりとされ、祭典時には福嶋集落を出発し、月山神社との間でサイサイを囃している。

また、宵宮には二尺玉のほか約80発の花火が打ち上げられ、「増田の花火」として知られる。90回以上の開催を数え、かつては奉納花火として催された。県内で最も歴史があり、かつ最も遅い時期に開催される花火大会とされ、月山神社祭典と一体化し、定着している。

9月15日の本祭では、当地では「旗背負い」と呼ばれる6～8名が白装束に身を固め、午前8時前に神社を出発し、町内を回り行列到着の前触れをする。午前8時に「出御の儀」が執り行われ、主祭神を神輿に分霊する。出御の儀が終了したのち、神輿を中心として行列が組まれ、午前9時の花火を合図に神社を出発し、神輿渡御が開始される。一行は町内ごとに設けられた駐輦所及び神明神社、旧町の境界にあたる場所を巡行し、正午頃に月山神社に還る。月山神社に還った時には、神輿係が神輿を担ぎ、時計回りに社殿を小走りに3周したのち、拝殿に仮安置する。ほどなく「還御の儀」が執り行われ、神輿に分霊した「月夜見命」を、奥殿に「遷御御遷座」して一連の行事は終了する。

ii) 神輿渡御行事の概要

神輿渡御行事における巡回路は年々踏襲されている。保存地区を中心とした歴史的な町並みの中で巡回が展開される。巡回の順及び所作を伴う立寄り地点は下記のとおり。

月山神社《出御の儀》⇒

①上町駐輦所⇒②中七日町駐輨所⇒③本町駐輨所⇒④神明神社⇒⑤昭和通駐輨所⇒⑥田町駐輨所⇒⑦田町稻荷神社付近（祈祷）⇒⑧新町駐輨所⇒⑨新町駐輨所付近（祈祷）⇒⑩土肥館駐輨所⇒



福嶋サイサイによる先導



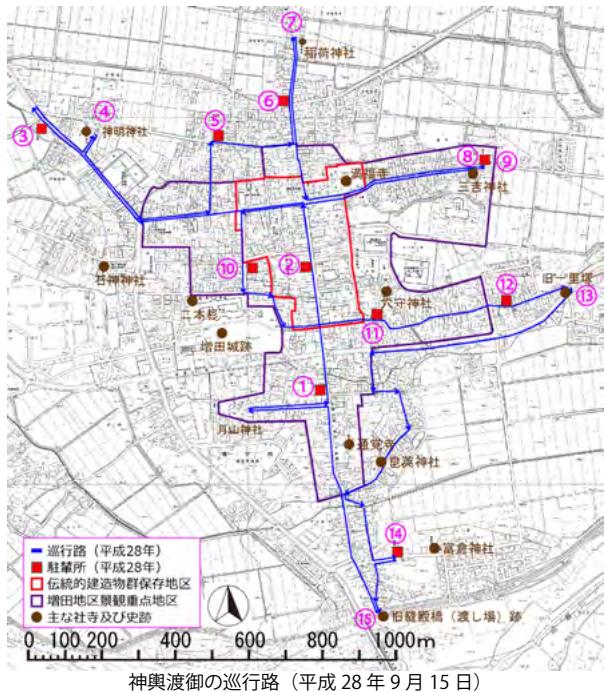
保存地区から見た花火



旗背負い



社殿を3周する



山伏一行



諸役一行



神輿及び神社関係者



福嶋サイサイー行

⑪四ツ谷駻輦所→⑫関ノ口駻輦所→⑬日一里塚付近（祈祷）→⑭縫殿駻輦所→⑮日縫殿橋付近（祈祷）→月山神社《還御の儀》

行列は大きく、①山伏しやく②諸役あわせぎしやく③神輿こうのひ及び神

社関係者④福嶋サイサイで構成される。山伏のいで立ちをした出羽三山教増田講中の一行が
法螺貝や金剛杖を携え一行を先導し、背後には神輿渡御本体である「諸役」一行が、羽織
袴や半纏など指定の装束を纏い、天狗、太鼓、先警護などの順に神輿を先導する。神輿の前
は禰宜、背後は宮司が配され、神輿を護持する。諸役の後ろには、月山神社氏子総代役員が
従う。その後ろに福嶋サイサイが従いサイサイを囁く。最後尾には初穂係が従う。

「諸役」については、神輿渡御の行列において中枢をなしており、現在は32の諸役がある。古いものでは大正期とみられる諸役の分担を記した台帳が現存する（『御輿巡行役付台帳 鎮守村社月山神社々務所』 月山神社蔵）。これによると、現在と同様に神輿渡御にかかる諸役が各氏子家に割り振られているが、現在においても、大正期と同じ氏子の家で同じ諸役を担っている例が多く、諸役を担う家は原則として世襲となっていたことを裏付けている。当時は45あまりの諸役がみられるが、時代の変遷によって廃止・統合されている⁸。神輿渡御にあたっては、諸役を担う家では、人を立てるか、神社側に代行依頼を出すこととなっており、毎年20名程度の小中学生が代行を担っている。

●諸役（御輿御巡行諸役表 月山神社所蔵 平成26年）より

1. 傘鉾 (3) - 2. 太鼓 (1) - 3. 先警護 (1) - 4. 鉄砲組 (3) - 5. 押 (2) - 6. 弓 (2) -
 7. 毛鎗 (3) - 8. 先挟箱 (2) - 9. 黒毛鎗 (2) - 10. 白毛鎗 (2) - 11. 台傘 (1) - 12. 立傘 (1) -
 13. 長刀 (1) - 14. 新鉄砲組 (3) - 15. 神鉾 (3) - 16. 御神燈 (2) - 17. 御錦旗 (1) -
 18. 御榊 (2) - 19. 御神旗 (0) - 20. 徒士 (1) - 21. 御真榊 (2) - 22. 天狗 (1) - 23. 斧 (1) -
 24. 社名旗 (2) - 25. 小神樂係 (3) - 26. 跡立傘 (1) - 27. 跡挟箱 (1) - 28. 小神樂員 (6) -
 29. 神輿係 (37) - 30. 神輿取締 (3) - 31. 行列取締 (2) - 32. 総取締 (1)

8 大正期には「大幟」として諸役に含まれていたが、現在は含まれておらず、組織的にも独立した「大幟講中（おおはたごうちゅう）」によって執り行われる。その果たす役割は諸役であった時代から変容しておらず、出発の前には旗先を神社拝殿に入れ込み祈願したうえで、社殿を反時計回りに3周して出発する。旧親方衆宅や講中構成員宅のほか、駐輦所を廻る。立寄り先では、「軒先に旗先を3回付ける」所作を行い、火除けのまじないとも伝わる。



※ () 内の数字は割当人数。(0) は近年欠員となっている。

現在の行列は後年の交通状況の変容など、時世の変化によって「総取締役」を先頭に、「前付き」と「後付き」に分かれた行列取締役及び神輿取締役によって時間調整や交通の安全性も配慮されながら行われており、神社係、初穂係や福嶋サイサイ囃子保存会、出羽三山教などの関連講中など、様々な地域の関係者によって支えられる。

通り沿いにある家々では、宵宮の14日から正面間口の両端付近に紅白の祭典灯籠台（祭典棒とも）を立てて、そこに提灯を提げる。15日には建物正面の土間部分に机を設置し、花、ろうそく、果物や野菜のほか、赤飯や初穂としての米などを供え、神輿を迎える。このため、通り沿いの姿は平常時とは一変する。

町内単位で設けられた各駐輦所では、





駐輦所内部の供物



駐輦所での神事

旧町境部での神事
(田町稻荷神社付近)旧町境部での神事
(旧縫殿橋付近)

旧町境部での神事

樂員による雅楽が奏上され、担当神職が当該町内の神事を行なう。各町内役員のほか、近隣住民が初穂となる和紙に包んだ白米を持参し神輿を迎える。巡行路にあたらない地域の住民は、最寄りの駐輦所まで足を運ぶ。

駐輦所に神輿渡御行列が到着すると、駐輦所入口正面に神輿が据えられる。小神（やくなんしょうじよ）は、厄難消除と繁栄を祈願する祝詞を奏上し、町内代表者に世帯数分の札を授与する。駐輦所での所作が完了すると、行列取締役から総取締役に伝達があり、その号令に従い巡行が再開される。田町稻荷神社付近、旧一里塚付近、旧縫殿橋（渡し場）付近の3か所については、近代初頭における北・東・南の町境あるいは住宅地の終端を示すものとみられ、宮司が町の外側に向かい、町の厄難消除と繁栄を祈願する祝詞を奏上する。



曳き山

iii) 行事の変遷

口伝によると、大正期までの神輿巡行は、月山神社を出発し、中七日町通り、本町通りを経由して神明神社に到着後、同じ経路を戻るというものであったとされ、駐輦所を巡行するものではなく、「神輿御休所」或いは「行在所」を経由していた。これらは当地で「お宿」と呼ばれ、当時「親方衆」と呼ばれた有力な家で引き受け、行列の経費負担や飲食の提供などを行っていたという。大正期の古写真からは「お宿」の家が巡行にあたり「曳き山」と呼ばれた山車を曳いたり、主屋の下屋庇や宅内に「置き山」「置き人形」を飾った様子が分かる。こうした経費負担が多大であったため、大正期には経費は町内負担制になり、昭和の初めには現在のように、駐輦所を巡行する形式が確立された。巡行路については、昭和40年（1965）前後に成立した新たな町内会の駐輦所を巡る必要が生じたことや、幹線道路の整備に伴い小幅な変更は行われている。



下屋庇に飾られた「置き山」



明治35年（1902）、神社前



大正4年（1915）神輿出御



大正4年（1915）神輿渡御



昭和40年代神輿渡御

(3) おわりに

本行事は、関連する約200人の氏子のみならず、巡回路沿いで神輿を迎える住民、最寄りの駐輦所付近に集まる近隣住民など、多数の地域住民の関わりがあり、氏子の居住域となる地域住民全体を担い手として維持されている。その歴史についても、江戸時代を起源に、大正から昭和初期までに成立した行事形態と巡回路を現在も踏襲する。巡回路沿いには、明治から昭和初期にかけての主屋が軒を連ねる保存地区を中心、昭和初期までに建てられた歴史的な町並みが残り、町割りについても近世の面影を伝えている。神輿渡御行事を迎えた日には、日の出とともに普段は閉め切りの扉や雨戸が開け放たれ、平常は浴びることのない直射が家の中に注がれる。紅白の祭典棒や提灯に彩られた歴史的な町並みは、日の入りとともにその幻想性を増大させ、昼夜ともに日常的なそれとは異なる「ハレの日」であることを表現している。

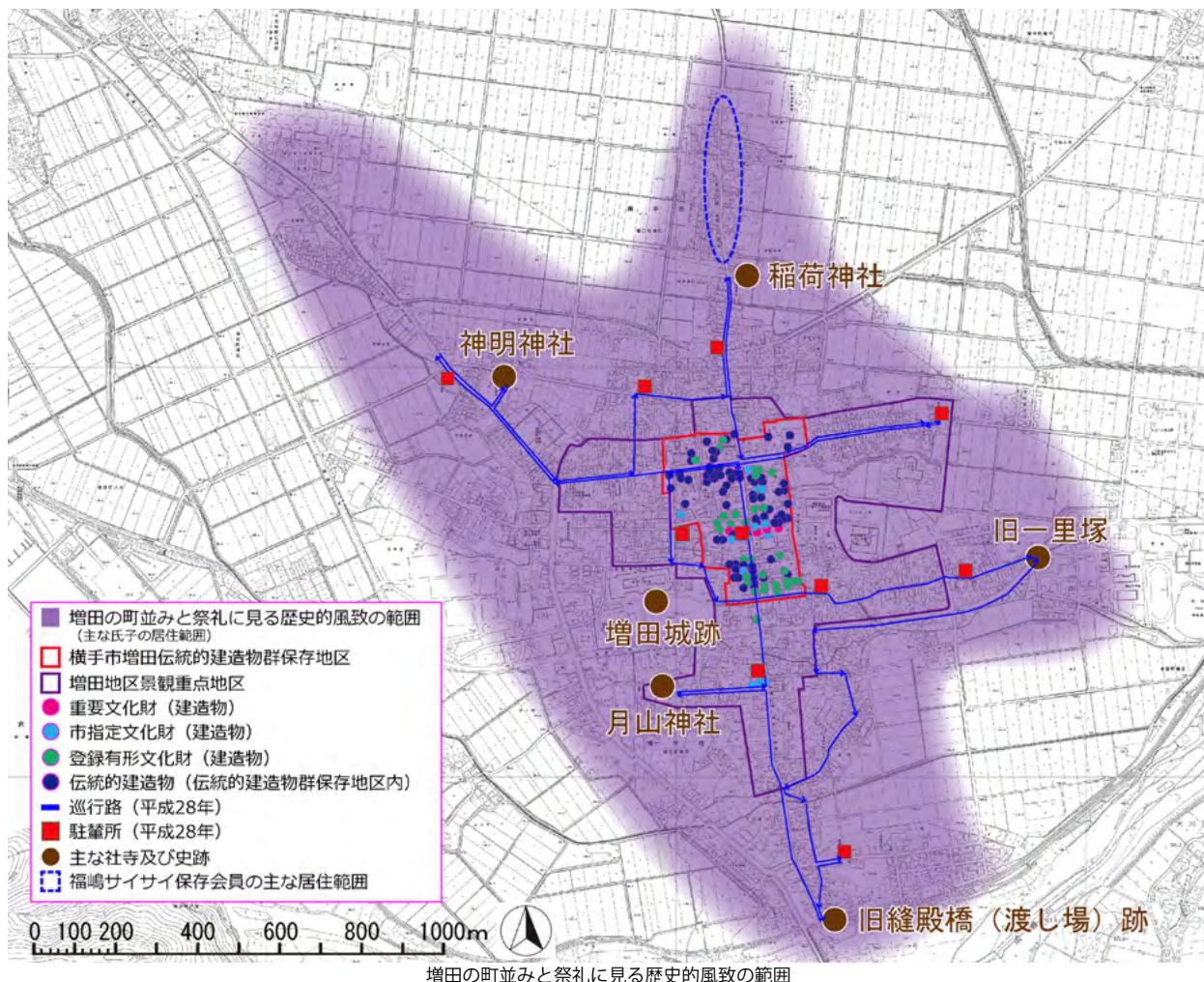
こうして歴史的町並みの中に溶け込み展開する神輿渡御行事は、行列構成及び装束・所作も相まって、近世増田を体现し、継承するものとなっている。先頭の出羽三山教増田講中の山伏の法螺貝に始まり、諸役の拍子木や太鼓の厳かな音色、神輿通過後に行列の最後尾を務める福嶋サイサイの賑やかな囃子など音にも重層性を持ち、巡行路から離れた地域一帯にまで響き渡る。増田の歴史の蓄積を表す行事として残していくたい歴史的風致となっていいる。



夜の町並み



両瀬新報（大正 15 年）



コラム

●「月光」の書 中七日町内会の駐輦所には、「月光」の書が掛けられる。この書は、江戸時代に神輿の購入に尽力した京野伝十郎（生没年不明）が、月山神社に書を奉納すべく、後に内大臣を務めた従一位花山院愛徳（藤原通齋）に揮毫を依頼したものと伝わる。月山神社別当の円満寺寺宝であったが、後年月山講に譲られ、現在は中七日町内会で保管する。この月光の文字は模刻され、月山神社拝殿に掲げられる。



「月光」の書

●2基の神輿 月山神社には、渡御に使う文化13年（1816）の神輿のほか、昭和57年（1982）に北海道の学校法人八紘学園から奉納された二回りほど小ぶりな神輿があり、計2基の神輿がある。八紘学園は昭和9年（1934）に元総理大臣の齋藤實を総裁に設立され、学園の設立や運営にあたり、増田の有力商人らが多大な資金や人員の支援を行った。こうした縁で奉納された神輿は、昭和58-59年（1983-1984）の神輿渡御で使用されたが、翌年からは元の神輿が使用されるようになった。この神輿は現在も拝殿内に安置されている。

2-2 手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致

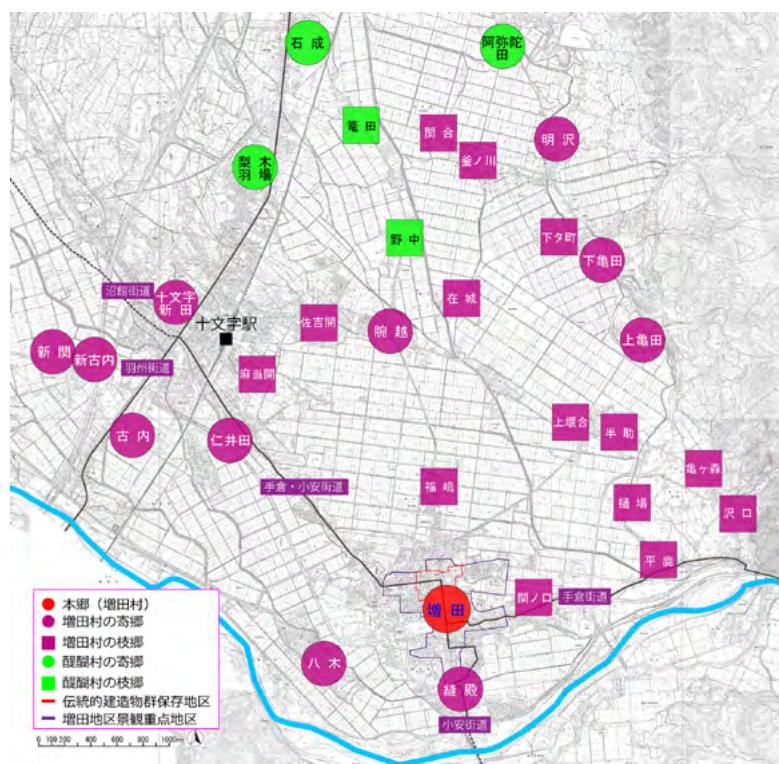
(1) はじめに

よこて ますだ
横手市増田伝統的建造物群保存地区（以下、
保存地区）が所在する増田地区は、南に成瀬
川と皆瀬川が合流する沢目に位置したこと
もあり、中世には増田城が築かれ、江戸時代初
頭に廃城となってからも一貫して物資の集散
拠点として賑わった。久保田藩の大動脈である
「羽州街道」と仙台藩領を結んだ脇街道の
「手倉街道」や「小安街道」も増田を経由して
整備されており、増田はこれらの脇街道における
久保田藩側の最大規模の在郷町¹として機能した。

江戸時代の前期から中期にかけて、成瀬川等から取水する水路が開削され、新田集落が誕生し、増田村²の影響が及ぶ範囲は次々に拡大した。寄郷は親郷である増田村の影響を大きく受けていると言え、現在の奥羽本線十文字駅などがある十文字地域東部は街道を基軸に増田村と密接な繋がりを持っていた。近隣の村の広がりは、生産と消費の拡大に直結し、人と物が集まる「在郷町」の経済圏拡大を意味する。増加する農村集落は地域経済を生産・消費の両面から支え、増田には久保田藩公認の定期市（朝市）が設置された。

周辺農村部から米や野菜、果樹などの農産物のほか、生糸などの商品が次々に増田に持ち込まれ、朝市³を核として人と物、情報が行き交い増田はさらに経済基盤を固めた。

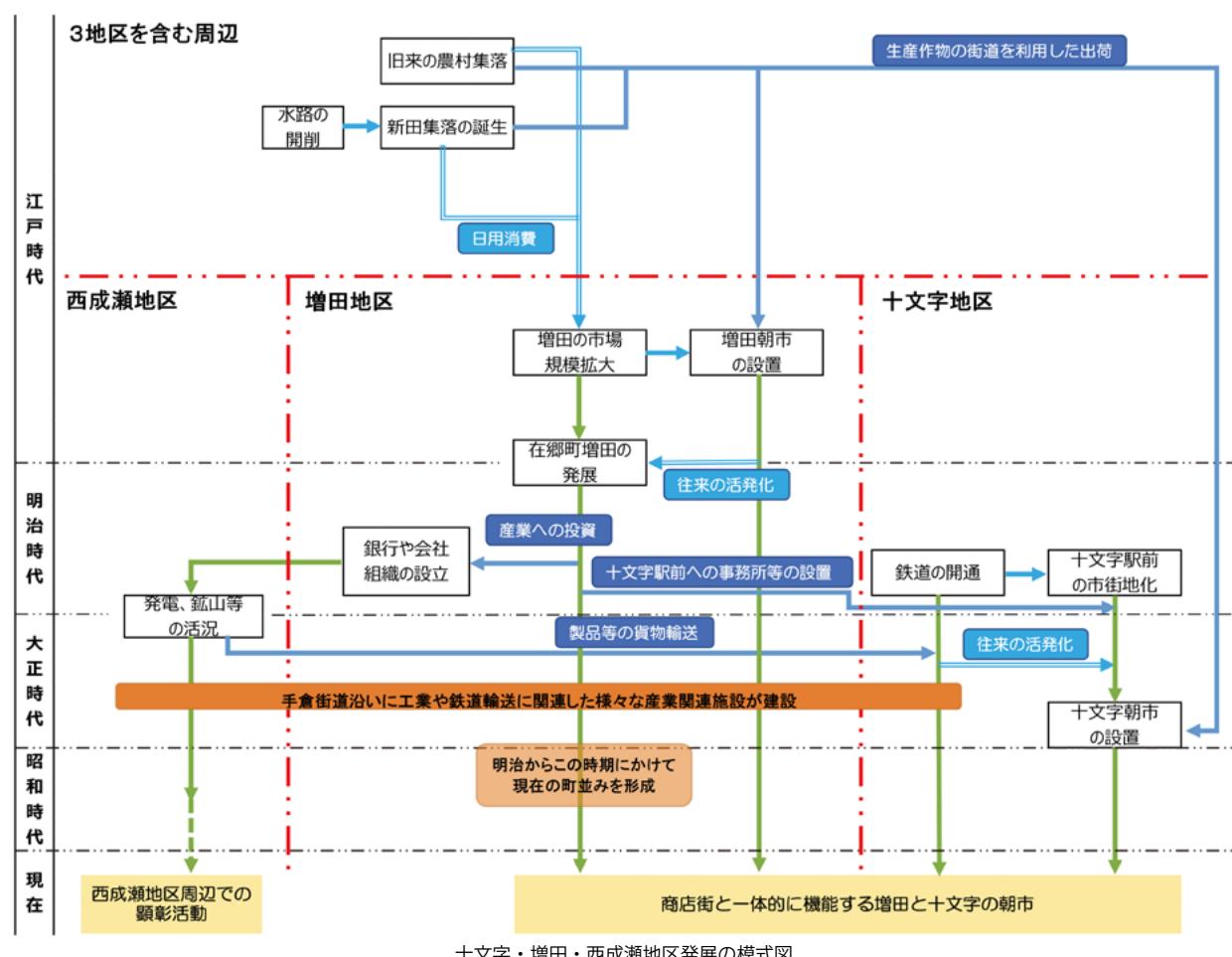
明治になって増田の商人らは、拡大した経済力を養蚕や葉タバコの振興、工業分野などに



増田村と寄郷、枝郷の分布（江戸時代末）

1 在郷町は、城下町などの町などに対し、「地方都市」的な位置づけであり、町の中心となる宿場や城、有力寺社などが多くなく、農村部において自然発生的に商店街が形成されて成立したものが多い。城下町などと異なり、商工業者ばかりではなく、農家が多く居住していたなどの特徴がある。
 2 当時の記録である『六郡郡邑記』や『雪の出羽路』などによると、近世末の増田村は、現在の十文字地区東部を含む寄郷10か村の親郷で、寄郷を取りまとめる村であった。
 3 市内での定期市は、かつては城下町や在郷町に設置されていたが徐々に減少し、現在は市南部の増田、十文字、浅舞の3か所で開設されている。

投資し、次々と新たな産業を生み出した。明治後期には鉄道が開通し、当時の十文字村に駅が設置されると、商人たちは駅を核とした基盤整備に再投資し、貨物輸送等を通じて販路を全国に拡大し、十文字駅を基軸とした経済圏の拡大が図られた。商店街及び市街地は拡大し、様々なインフラも整備されることで、増田と十文字は相互に発展していった。十文字から西成瀬地区にかけての手倉街道沿いには、様々な工場や倉庫などの施設が建設され、人口の増加も伴って大正期には十文字にも朝市が開設された。増田と十文字は、朝市を核として商店街を拡大し、相互に発展しながら経済圏を確立するとともに、増田では、現在残る歴史的な町並みが形成された。現在も100年を経過して継続する両地区の朝市は、近隣農村での生産活動に支えられるという朝市創設以来の構図を継続しながら歴史的な建造物が残る場所で各々商店街機能と一体化して開設されている。一方で、西成瀬地区周辺では地域の産業化に寄与した建造物などの顕彰活動が行われており、市南部地域の発展の歴史を継承する活動が継続している。



(2) 手倉街道沿線の歴史と現在の活動

1) 近代以降の十文字と増田

奥羽本線十文字駅の付近一帯は、文政12年（1829）より開発が始まり、天保11年（1840）に「十文字新田村」として成立した比較的新しい新田集落である。それまでは一帯が広大な原野であり、「増田十文字」と呼ばれた。『雪の出羽路』の著者である菅江真澄がこの地を訪ねた文政8年（1825）前後にはまだその名が見られず「古ト十五野とていとゝ大なる広野の中に、横手、湯沢の駅路あり。また浅舞、増田ノ郷に往復の衢にて十字街道なれば、人もはら増田十文字という。」と記載される。



十文字交差点



「猩々の道標」

「十字街道」と呼ばれた十字の交差路は、当時において、南北を縦断する「羽州街道」と西の浅舞方面へ向かう「沼館街道」、増田方面へ向かう「手倉街道・小安街道」とが交差する重要な交通結節点であった。なお、文化8年（1811）には増田村の通覚寺14世住職であった天瑞（1754-1826）が、この場所に「猩々の 左は湯沢 右よこて うしろハます田 まへハ浅舞」と彫られた「猩々碑」を建立した。

羽州街道

羽州街道は奥州街道とも呼ばれ、仙台・松前道の桑折（福島県）から分岐して新庄（山形県）へ抜け、院内（湯沢市） - 湯沢（湯沢市） - 横手 - 大曲（大仙市） - 久保田（秋田市）を通り青森で再び奥州街道と合流する街道であり、江戸時代の初めに整備され、以降羽州街道と呼ばれた。藩主佐竹氏の参勤交代に利用され、交通、物流の大動脈であった。横手は湯沢と共に秋田藩南部における主要な宿場であり、十文字はこの中間地点に位置する。

手倉街道と小安街道

幹線の羽州街道から領内各地に延びる街道のうち重要なものが脇街道と呼ばれ、中世以来の重要な道路であったが、江戸時代初期に整備されて以降、その名称で呼称された。脇街道である手倉街道や小安街道は、仙台藩領を結ぶ重要な交易路として利用された。

手倉街道は「手倉越」や「仙北道」とも呼ばれる。十文字を起点とし、「仁井田地区」を経由して増田に入り、保存地区を構成する市道本町平鹿線（通称本町通り）や、県道108号川連・増田・平鹿線（通称中七日町通り）を通過し、保存地区南端で東に進路を変え、西成瀬地域を経て雄勝郡東成瀬村に入り、現在の岩手県奥州市水沢区に至る。一方で小安街道は、十文字を起点とし、保存地区の南端で手倉街道と分岐し南に延び、湯沢市を経て、現在



主な街道

の宮城県栗原市に至る。手倉街道では移出品として、米・大豆・小豆・材木・漆・ろうそく・鉄・銅・鉛・綿・生糸・麻糸など、移入品として生鮭・ほっけ・するめ・あわび・かつおぶし・海苔・わかめなどが扱われた。一方小安街道では移出品として酒・鯉など、移入品として白糸・真綿・海苔・松藻などが扱われた。

i) 産業の近代化と鉄道の開通による十文字と増田の相互発展

◆様々な企業の設立

名称	時期	業種
(株)平鹿銀行増田支店	明治26年	銀行
(株)増田銀行	明治28年	銀行
羽後葉煙草(合)	明治32年	煙草
合資会社石田商店	明治35年	生糸売買
合資会社長坂商店	明治36年	味噌・醤油
増田製陶合資会社	明治41年	陶器
増田水力電気(株)	明治43年	電力電灯
増田製麴合資会社	大正3年	麹
(株)増田鉄工所	大正4年	ポンプ生産
増田酒造(株)	大正6年	清酒
合資会社増田勧業社	大正8年	セメント・トタン
真人酒造(株)	大正10年	清酒
日の丸酒造(株)	大正14年	清酒
(株)増田印刷所	大正15年	印刷
(株)増田運送店	不明	倉庫業

明治から大正期にかけて成立した主な会社組織

明治時代になり、生産能力が向上した生糸や葉タバコの仲買業をはじめとして、商人たちは商業基盤を拡大し、増田は流通拠点として県南でも一層大きな位置を占めていた。明治28年（1895）には、商人たちは円滑な資金調達や安定した運用を求め、「増田銀行」（現在の北都銀行）を設立する。これにより、大正期にかけて会社組織も多く設立され、味噌・醤油醸造の「長坂商店」や、「増田焼」で知られた「増田製陶合資会社」、「増田水力電気株式会社」など、様々な地元資本の企業が設立された。こうした企業の多くは、鉄道の開通により全国規模に商圏を拡大した。このうち、当地域に目覚しい発展をもたらした産業に西成瀬地区を中心とした「発電事業」と「鉱山事業」がある。

◆奥羽本線の開業による街道沿線の結びつきの強化

駅名	主産品	取扱数量（一日平均）			
		貨物		旅客	
		発	着	発	着
湯沢	米	5,159 t		89 t	123 t
	清酒	4,216 t		701人	684人
十文字	鉱石	41,000 t		166 t	61 t
	清酒	529 t		459人	460人
横手	内米	8,862 t		65 t	116 t
	牛馬	1,326 t		1,209人	1,186人
大曲	米	10,470 t		59 t	83 t
	製材	1,384 t		924人	908人

昭和11年（1936）度の駅の利用状況

奥羽本線は、明治38年（1905）6月15日に大曲—横手間、7月5日に湯沢—院内間が開通し、9月14日の横手—湯沢間の開通を以て全線開通した。酒や米のほか、西成瀬地区の吉乃鉱山で採掘された鉱石の貨物輸送が主力であり、昭和12年（1937）には十文字駅が県内102駅中11位の貨物取扱量となるなど、県内屈指の貨物取扱量を誇った。この

ため、十文字駅から増田を経て吉乃鉱山までの手倉街道筋は、人と物が行き交い賑わった。

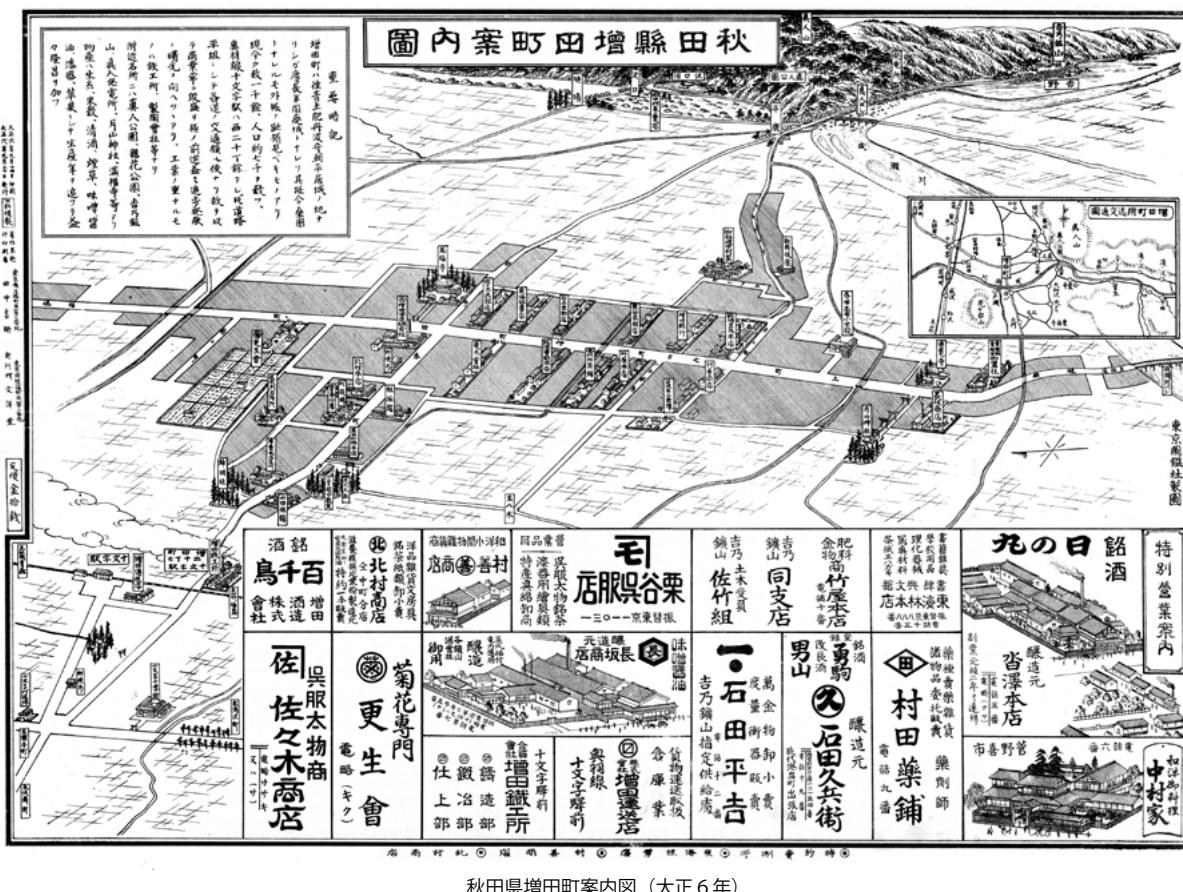
駅が開業した当時の十文字村は、人口2,700人程度であり、駅の設置された十文字新田は70戸余りの小集落であった。しかし、鉄道開通を契機として急激に賑わいを見せるようになった。街道沿いのインフラ整備には拍車がかかり、貨物輸送等による物資運搬や人の往来

が頻繁であった手倉街道沿いにはタクシーやバスなどの公共交通も整備され、道路舗装も行われた。十文字駅前に新設された道路には商店が増加し、発電事業や鉱山事業に関連する人々の利用も盛んであった。銀行設立の影響もあって販路拡大を図っていく増田商人は、十文字地区などの商人と一緒に駅や街道沿いの開発に多大な資金提供を行い、十文字駅前周辺に農業倉庫を建設したほか、事務所や会社、工場を整備し、



駅ができる前の駅前（通り町）。正面の一一番おくのたて物が十文字駅。

大正11年（1922）の十文字駅前



秋田県増田町案内図 (大正6年)

物流体制の整備に出資するなどした。これらが十文字と増田の結びつきを強化し、以後、両地区は互恵関係を維持し発展する。増田からは、人や商店などが十文字に移住・移転する例も多く見られ、現在も店の屋号や菩提寺などで繋がる部分が多く、手倉街道沿いには、こうした近代化に資した建造物が多く残っている。



ii) 手倉街道周辺の主な建造物等

十文字駅付近から西成瀬地区にかけての手倉街道の周辺には、地域の近代化に資した建造物等が軒を連ねている。こうした建造物等は、現在も現役の施設として利用されるものや、長い年月の間にその役割を終え、顕彰の対象となっているものなどもある。なお、朝市が行われる十文字と増田の町並みについては、「2) の i) 朝市による商業活動」の項で、西成瀬地区の建造物等については、「2) の ii) 地域の歴史の顕彰」の項で述べる。

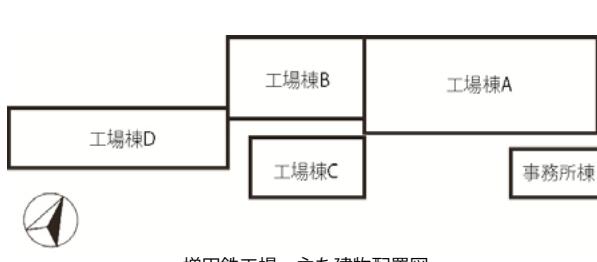
◆十文字駅周辺の建造物等



農業倉庫群のうち、1号倉庫

十文字駅周辺には農業倉庫が相次いで建設され、貨物輸送の一翼を担った。現在残る倉庫群は、その多くが大正から昭和初期に建てられたものであり、貨物積出前の一時保管を目的としたものが多い。このうち、現秋田ふるさと農業協同組合（JA 秋田ふるさと）の「1号倉庫」は、平成3年（1991）に秋田県教育委員会が実施した「秋田県近代化遺産調査」から大正8年（1919）築とされ、土蔵造平屋建、周囲は木造の鞘建物で覆われる。

建造物としての価値ばかりでなく、増田及び背後にある農村地帯の生産力の高さと、こうした商品作物を様々な場所に運んだ集散地としての十文字を象徴する建造物としても貴重である。



増田鉄工場 主な建物配置図

十文字駅南西の手倉街道沿いに位置する「増田鉄工所」は吉乃鉱山の水力発電所の修理保全を中心に業務展開していたが、大正4年（1915）に株式会社に改組して増田から現在地に移転した。現在は「株式会社増田鉄工場」に名称変更し、産業用ポンプの生産を行う現役の工場施設である。事務所

及び隣接する工場棟Aは開所時の建設と推定され、他の工場棟は工場の事業拡大に伴い大正年間（1912-1926）に逐次建設されたとみられる。工場棟Aは木造平屋建切妻造、棟上に換気採光用の越屋根を備える。小屋組にはトラスと呼ばれる洋小屋組を用い、工場として必要な大空間を作り出している。半面、内部の壁に漆喰壁を用いるなど、大正期らしい和洋折衷の建物となっており、大正期の工場の建築様式を比較的忠実に残している。また、事務所棟については木造二階建寄棟造で、建築当初の基本意匠がほぼ忠実に残されており、大正期の事務所建築として貴重な外観を有している。



増田鉄工場 工場棟 A



事務所棟



工場棟D内部

◆手倉街道沿いの建造物等（増田地区）

手倉街道沿いには、明治後期から昭和にかけて、多くの工場や農業倉庫など、多くの産業にかかる建造物が建てられた。昭和になってその役割を終えたものもあるが、用途を替えながら現在も利用されるものも多い。

秋田県立増田高等学校の敷地北西に隣接する火力発電所跡は、増田水力電気株式会社が昭和5年（1930）に建設したものである。太平洋戦争開始後、発電機が戦争のために供出されたことにより変電所に変換され、現在に至っている。旧増田葉煙草専売所は、明治31年（1898）に全国にわずか61か所のみ置かれた国営の葉煙草専売所として設置され、昭和24年（1949）に「日本専売公社増田出張所」に改称され、葉タバコ倉庫が建てられた。昭和60年（1985）の民営化により日本たばこ産業株式会社の葉たばこ取扱所となつたが、平成17年（2005）に閉鎖、現在は民間企業が利用している。

増田葉煙草専売所の北側に位置する現秋田ふるさと農業協同組合の農業倉庫は、昭和9年（1934）築、土蔵造平屋建、木造の鞘建物で覆われる。敷地内の旧選果場は、昭和41年（1966）の建築である。

保存地区の東、平鹿集落にある「旧農事組合法人増田果樹組合」の農業倉庫は冷蔵施設であり、昭和41年（1966）に建築された。また、併設する共同選果場は翌42年（1967）の建築であり、現在は秋田ふるさと農業協同組合第3選果場として利用される。

2) 手倉街道沿線の活動

i) 朝市による商業活動

増田の発展を支えた経済力の源泉は、江戸時代に開設された朝市にあったともいえる。周辺の農村で生産された野菜や日用品を買い求める人々によって、増田は商店街機能を強化し経済力を底上げしていった。大正時代に開設された十文字朝市でも、増田と同様に開設を契機として急激に商店街が拡大した。こうした影響で十文字と増田は一大経済圏を築く。市街地化が進んだ十文字の一方で、増田では現在残る重厚な町並みが形成された。現在もこれらの朝市は連綿と続き、十文字、増田の両朝市は平鹿地域の浅舞朝市と合わせた3市場で共存し、各々の商店街機能の一角を担うとともに、地域の歴史を物語っている。朝市開設日の街道は、物資の往来や買い物に向かう人で賑わう。

ここでは、手倉街道沿線の朝市として十文字、増田の両朝市を中心に取り上げる。



火力発電所跡

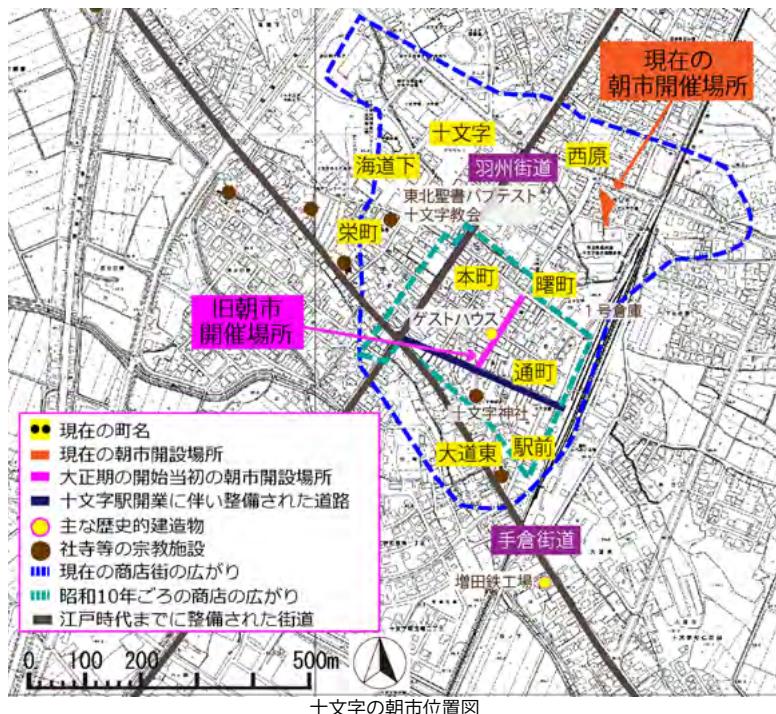


秋田ふるさと農業協同組合農業倉庫



旧増田果樹組合の冷蔵施設

◆朝市の歴史と手倉街道沿いの建造物等（朝市が行われる十文字と増田の町並み）



十文字地区の町並み（曙町通り付近）
(中央の建物は、現在ゲストハウス)

造妻入を主としており、手倉街道の起点となる大道東には住宅が、駅前や通町、十文字神社から現在朝市が開設される西原にかけての曙町の沿道には朝市の発展に伴って建てられた商家建築が軒を連ねる。このほか、旅館や銭湯、医院、料亭、理容など、この地区に人が集積したことを示す大正から昭和30年（1955）代までに建てられた特徴的な建築が多く見られる。このうち、曙町で現在ゲストハウスとして利用される建造物は、大正時代に建てられたかつての緑茶販売店であり、通り正面に切妻造平入の店蔵が置かれ、その奥に主屋を接続する。また、栄町にある登録有形文化財の東北聖書バプテスト十文字教会は、昭和24年（1949）の建築で、ヴォーリズ建築事務所の設計による。こうして市街地は年を追うごとに拡大し交通状況の変化も相まって、朝市は昭和40年（1965）代に現在地へ移転し、現在の商店街の広がりが確立した。現在の朝市の開設地周辺には、昭和40年代（1965）代の商家建築が多い。

増田の朝市と町並み

保存地区内の中町、七日町には「中七日町通り」と呼ばれる商店街がある。増田の朝市は、現在も中七日町通りに面する通称「朝市通り」において開設され、江戸期の開設以降、一貫して保存地区を中心とした商店街機能の一翼を担っている。

この朝市は、当地では「マチノヒ（町の日）」とも呼ばれ、東福寺村（湯沢市）の阿部金

十文字の朝市と町並み

十文字の朝市は、十文字駅の開業に合わせて整備された「通町」と羽州街道沿いである「本町」にほど近い「曙町」通りで開設された。「3・7・0」の付く日が開設日となる九斎市である。明治38年（1905）の鉄道開通以降、駅前や通町に商店が増え始め、人口や経済力が拡大した。こうした市街地化に伴い、大正11年（1922）に町制施行を行い「十文字町」が誕生し、これを記念して十文字朝市が開設された。

朝市の開設された当初は、通町や羽州街道を横断して浅舞に向かう街道沿いの栄町などに商店が見られる程度であったが、朝市の成長とともに年々商店街が拡大し、昭和30年（1955）代には本町上丁、本町下丁、駅前、曙町も含め大規模な商店街が形成された。朝市の開設によって人と物資の集散が加速化したことでも商店が集積したことを示している。概ね大正期の町割りを維持し、切妻造（さいとうひがし）を主とした木造建築が並んでいた。

このほか、旅館や銭湯、医院、料亭、理容など、この地区に人が集積したことを示す大正から昭和30年（1955）代までに建てられた特徴的な建築が多く見られる。

兵衛（生没年不明）の残した『年代記』にある「寛永癸未二十年増田町始、延宝丙辰四年稻庭町始る。」の記述から、寛永20年（1643）の開設であることが通説となっている。久保田藩公認の市として、近傍の村々の商品流通の要を担うことで発展した。もともと市の立つ日は月に6回、「3・7」のつく日に開設する六斎市であったが、19世紀前半の文政期（1818-1830）頃には「2・5・9」のつく日に開設する九斎市へ変わった。開設場所については、当初は本町で開設されたが、江戸時代後半には規模が拡大し、中町、七日町などを加えた7町で実施された。文政年間（1818-1830）の『雪の出羽路』では、「市肆 古は三七ノ日に立しが、今は二五九に定れり。本町、田町、中町、七日町、上町、此五町ぞ肆ぬ。七月五日は止て、七日に本町に立こそ古ヘざまならめ。」と記される。

明治9年（1876）に七日町と中町で隔日に開設するなどの許可を求める「諸市場願」が秋田県に提出され、同年11月に秋田県令名で許可を得た。これにより、増田の朝市は七日町と中町での隔日開設となった。当時既に中七日町通りが商業地として機能していたための措置とみられ、これが今日まで同所が商店街として機能する最大要因となった。昭和30年（1955）代中頃までは中七日町通りで開設されていたが、交通の関係で昭和36年（1961）に現在地に移転している。

増田の町並みは、重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、現在の町割りはほぼ近世末期の状況を踏襲している。商店街である中七日町通りについては、通りの東側は多くが住宅建築であり、西側はほぼ商家建築となっている。特に、生鮮食料品の商家についてはすべてが通りの西側に建てられている。これは、西日を避けるための措置と考えられている。

朝市が中七日町通りで開設していた昭和30年（1955）代までは、通りの東側の住宅の軒先を借りて、朝市の露店が設営された。

通りの西側には様々な常設の商家があったため、結果として、朝市開設日には、東西すべての店舗が朝市店舗として賑わった。こうした経済活動の発展により、当時荒物（雑貨）商であった切妻造妻入、鉄板葺で、主屋に内蔵を収納する佐藤家住宅（国指定）や正面に店舗として切妻造平入、鉄板葺の店蔵を構える旧村田薬局（市指定）などが建てられた。

また、地区内の佐藤こんぶ店は、棟札の記載事項及び建築様式から、大正期に建てられたとみられる主屋及び内蔵を含む鞘付土蔵が伝統的建造物に特定されている。店舗を兼ねる主



大正期の朝市



昭和30年（1955）代の朝市





佐藤家住宅



旧村田薬局



佐藤こんぶ店

屋、鞘付土蔵とともに切妻造妻入、鉄板葺である。佐藤こんぶ店は昭和 23 年（1948）、現在地に開店し、そこから現在まで朝市に出店しており、朝市での販売も軌道に乗り、伝統的建造物を維持してきた。朝市はこうした町並みの中で開設される。

◆現在の朝市の業種

現在の朝市は、業種別にみると、大きく①食料品②日用品③農業用品④その他の 4 種に大別される。このうち食料品は、野菜や山菜など近傍農村からの「産地直送」を売りにするものや、菓子、乾物などの加工品、青果・鮮魚などの生鮮食料品があり、季節等に応じ複数の種類を販売する例もみられる。日用品は衣料や金物、履物などのほか、生花を含む。農業用品は苗や種などである。その他は袋物やフリーマーケットがある。

十文字の朝市は、平成 28 年（2016）時点⁴において、食料品は 10 店（52.6%）、日用品 5 店（26.3%）、農業用品 4 店（21.1%）の計 19 店舗があり、食料品がおよそ半数を占める。このうち、野菜及び山菜は 5 店（26.3%）となっている。

増田の朝市の場合、平成 28 年（2016）時点⁵において、食料品は 35 店（66.0%）、日用品 10 店（18.9%）、農業用品 6 店（11.3%）、その他 2 店（3.8%）の計 53 店舗があり、食料品が全体の 2/3 を占める。このうち、野菜及び山菜は 24 店（45.2%）と突出し、農業用品が 6 店（11.3%）を占めることも合わせ、増田の朝市の特徴を端的に表している。

◆朝市に出店する人々

十文字、増田及び浅舞の各朝市では、連日 3 か所のいずれかで市が開設される⁶。朝市の出店者については、主として日持ちのする商品在庫を抱えて 3 市場を日替わりで回りながら生計を立てる、いわゆる「市掛け商人」と、近隣農村で生産された商品を、朝市に持ち込み販売する「近郷農村の生産者」によって成り立つ。市掛け商は市場間を行き交うことで各々の市場商品の質の均衡を保ち、近郷農村の生産者は、旬の特産物を持ち寄ることで、市場の独自性を発揮するという特性を持つ。この両輪が機能することで、大規模店舗の進出や消費体系の

4 「平成 28 年度 十文字市場（朝市）名簿」（2016）をもとに集計した。

5 「平成 27 年度 横手市増田朝市場使用許可申請書」（2015）をもとに集計した。

6 浅舞は「1・4・6・8」、増田は「2・5・9」、十文字は「3・7・0」の付く日が開設日である。

変化により市内の朝市が廃止されていく中でも、現在まで連綿と存続する。

こうした特性は、朝市開設の当初から変わらぬものであり、3市場が並立することで、結果として浅舞圏（浅舞や植田地区）、十文字圏（十文字地区）、増田圏（増田、亀田、西成瀬地区）の経済圏を確立させ、購買層にあってもこの圏内を維持している。

市掛商人

十文字、増田、浅舞の3市場を掛け持ちで出店する市掛商は、「朝市での販売」が職業ともいえ、連日3か所の市をまわり、商いを行う。衣料・金物などの日用品や、種苗のほか、青果や菓子、乾物など日持ちのする商品を中心に扱っている。

この市掛商人については、平成28年（2016）の調査によると、19店が確認されている。業種内訳は食料9店（47.4%）、日用品6店（31.6%）、農業4店（21.1%）である。19店の「市掛状況」については、十文字・増田・浅舞の3朝市の市掛は10店（52.6%）、増田・浅舞の2朝市は1店（5.3%）、十文字・増田朝市は8店（42.1%）、十文字・浅舞朝市は0店（0%）であり、十文字・増田市場の結びつきが強い。また、各朝市における市掛商の割合については、十文字市場は19店中18店（94.7%）、増田市場は53店中19店（35.8%）、浅舞市場は20店中11店（55.0%）となっており、十文字朝市は増田朝市の出店者が中心となり開設されていることが分かる。

近郷農村の生産者

増田の朝市における食料品35店のうち、野菜・山菜など近傍農村からの産地直売を行う店舗は24店あるが、このうち他の朝市を掛け持ちせず、増田の朝市だけに出店しているのは19店（79.2%）である。旬や鮮度を売りにする野菜や山菜などの農産物は、大半が市場の掛け持ちを行わず、近傍の市場にて販売を行っていることがわかる。

増田の場合、周辺に仁井田や八木のほか、成瀬川、皆瀬川を挟んで南には戸波集落や、西成瀬地区の各集落などの農村集落が立地していることが大きく影響する。主として農家の主婦層が早朝に隣接する畑などで直接収穫し、これを持参して販売を行う。生産者が直接手売りしていることから生産者と消費者をつなぐ役割を担っており、生産活動も支えている。増田、十文字朝市への野菜などの出店者を見ると、増田地域では増田地区内的一部の集落のほか、八木、戸波集落、十文字地域では仁井田、梨木集落、西部の植田地区など、増田、十文字両地区を中心とした周辺部に多い。それぞれの畑で生産された旬の作物等を市場に陳列する流通システムが遅くとも近世には成立しており、現在も継続している。こうした農村集落を背後に抱え、その生産物を直売する形式が在郷として発展した事由の根幹にあり、現在もなおその名残をとどめている。



敷地に隣接する畑（八木）



◆朝市と商店街に見る物資の集散



商店街と十文字朝市



商店街と増田朝市



朝吉の店舗の例



朝市での会話

十文字の朝市は、戦前から昭和40年（1965）代までに建てられた商家建築が見られる商店街区域の北端に開設されている。増田の朝市は、明治から昭和30年（1955）代にかけて建てられた重厚な商家が立ち並ぶ商店街の一角に開設され、いずれも商店街と一体となって経済活動を支えている。

朝市は午前7時頃から正午頃まで開設されており、賑わいを見せる。季節に応じた旬のものがそろうとともに、一般的な市場価格よりも安価かつ新鮮な商品がそろっており、「いらっしゃいいらっしゃい」と客を呼び寄せる掛け声が響く。周辺農村部など、地域一帯の購買層を有し、「タチマチ(立町)」と呼ばれる朝市開設日には、近隣より多くの客で賑わう。この日に向けて十文字や増田の商店街では売り出しを行う例も見られる。

個々の店舗は、「小屋掛け」或いは「露店」の形式をとっている。「小屋掛け」は、木製或いは鉄製の柱を立て、屋根にトタンをかける簡便なつくりをしている。「露店」は、地面にシートを敷くか、板を並べた足場を作り、床面に商品を並べる対面販売の座売り形式をとっている。このため、生産者・販売人と消費者（購入者）の間では、必ず「会話」が成立し、両者のやり取りで価格が左右する側面もある。また、話をしに来るだけの人々も多く、特徴的な客引きの掛け声等はみられないが、「会話」が朝市らしさを生み出し、商店街の中にあっても、埋没せず独自性を生み出す要因の一つとなっている。

現在の増田や十文字の商店街は日用品が主体をなしており、旬の農産物等の提供を行う朝市と一般的な買い物を行う商店街とで、相互に機能を補完し、全体として一体的な商業エリアを形成している。朝市開設日には商店街が人出で賑わう。飲食店では提供する食材を朝市で仕入れる場合が多く、また、朝市に商品を提供する場合もくなっている。

このように、朝市は開設した頃から人が集まる地区を形成し、中七日町通りで開設していた頃には、常設店舗と一体的に商店街を形成し、その繁栄が佐藤家住宅や、旧村田薬局などの文化財を生み出し、同様の成功により建てられた建造物

群が保存地区の町並みを形成した。朝市の開設場所が移転した現在であっても、朝市には佐藤こんぶ店のように出店を継続する店舗もあり、引き続き商店街の一翼を担っている。

ii) 地域の歴史の顕彰

西成瀬地区は、遠藤熊吉（1874-1952）による言語教育⁷によって「標準語村」と全国に聞こえた地区である。この地区を東西に横断する国道398号のうち、旧真人発電所水槽施設の眼下を通る一帯は通称「真人ヘグリ」と呼ばれ、通る道すらなかつた難所であったものが江戸時代に開削されたことで、後年の手倉街道の発展につながった。近代になって、「増田からは水と電気が来る」と市内西部の人々に語られるなど、西成瀬地区は県南部の人々の暮らしを支える源となった。地区周辺には、増田水力電気株式会社（増田水電）の真人発電所や吉乃鉱山などがある。

県南地方の近代化の象徴でもある発電事業は、松浦千代松（1861-1921）によって手掛けられた。明治43年（1910）創立の「増田水力電気株式会社」は、真人発電所からの送電により横手と増田に電灯を灯し、最盛時には横手、湯沢、大曲を含む当時の県南54か町村に電力を供給した。一方で大正から昭和初期にかけて最盛期となった吉乃鉱山は、大正6年（1917）には吉野から十文字まで空中にロープを渡し、輸送機器を吊り下げて鉱石を運ぶための架空索道（鉄索）6.4kmが敷設され、この鉄索によって運ばれた鉱石が、十文字駅から発盛鉱山（秋田県八峰町）や小坂鉱山（秋田県小坂町）などに向けて貨物輸送された。吉野集落付近には「鉱山町」が形成され、従業員やその家族などが生活していた。当時の従業員は2,333名、関係した人々は9,000人を超えていた。駅から鉱山までの手倉街道を経由した物資と人の往来で増田は最盛期を迎えた。保存地区内の「増田観光物産センター『蔵の駅』」は、建築様式から明治から大正期の建築とされる。この建物は、「石平金物店」として、大正期には金物などの販売を行い、「吉乃鉱山指定供給処⁸」として、吉野集落にも支店を構えていた。鉱山の繁栄は、今日残る歴史的な町並みの形成にも深く寄与している。



西成瀬地区の位置と主な史跡等



昭和初期の真人ヘグリ



真人発電所（昭和初期）



吉乃鉱山（大正期）



蔵の駅（旧石平金物店）

7 コラム参照。

8 大正6年（1917）の地図にも掲載される。P99「秋田県増田町案内図（大正6年）」下部参照。

このように、明治の終わりから大正、昭和にかけての西成瀬地域での産業が、この地方の人々の暮らしを向上させるとともに、十文字や増田など、手倉街道沿いを中心とした経済活動を支え、近代化の原動力となった。

この西成瀬地域では、戦前から戦後にかけて地域で育まれてきた史跡を探訪し、保全していく顕彰活動が、地域住民によって継続している。こうした活動は、先人の顕彰と合わせ、本市における土木遺産や産業遺産を観光の対象とする先駆けとなっている。

◆手倉街道沿いの建造物等（西成瀬地区周辺）

西成瀬地区には、旧増田水力電気株式会社真人発電所や旧吉乃鉱山のほか、地域の発展に寄与した痕跡を示す様々な史跡があり、顕彰活動の対象となっている。

久蔵碑



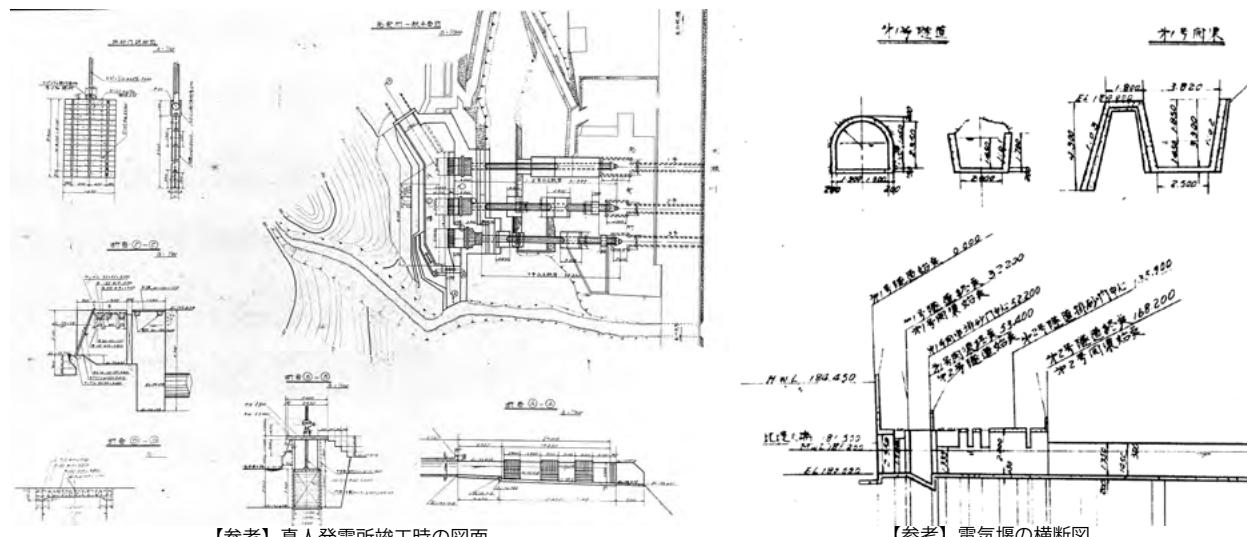
久蔵碑（向かって右）

市指定史跡。成瀬川に沿った真人山のふもと、真人橋近くの山腹に立地。「真人ヘグリ」と呼ばれた現在の旧真人発電所付近を独力で開削し、西成瀬地区と増田、亀田両地区を結ぶ道を拓いた沼沢 久蔵（ぬまざわきゅうぞう 生年不明 -1776）の碑。久蔵自身が建立したともされる。真人ヘグリは明和8年（1771）から安永5年（1776）まで、6か年の年月をかけて開削した。この開通によって、往来や輸送機能が向上し、手倉街道沿線が繁栄した。この地域において、真人ヘグリの開削は、地域の発展の根幹でもあり、久蔵碑は真人ヘグリの探訪と合わせ、もっとも古くから顕彰の対象となっている。

旧真人発電所施設

真人発電所は増田水力電気株式会社の主力発電所として明治43年（1910）に建設され、昭和42年（1967）7月29日に発電を終了した。発電所の上屋や発電に係る設備は撤去されたものの、水を溜め込み発電に供した鉄筋コンクリート造の水槽施設や、石積み部分が良好に維持されている。

また、水力発電に供する水を引き込むために発電所の建設に併せて整備された水路である通称「電気堰」の水路施設も維持されている。電気堰は、成瀬川から取水し、総延長はおよ



【参考】真人発電所竣工時の図面

【参考】電気堰の横断図

そ3,900m、流域に8か所の素掘りの隧道（トンネル）を設け、隧道延長はおよそ1,300mある。「吉野堰」とも呼ばれる電気堰は、その流路の多くが現役の農業用水路として利用されている。



旧真人発電所水槽施設



電気堰と第五号隧道

旧吉乃鉱山施設及び吉野集落

吉野鉱山は、享保 5 年（1720）の開坑とも伝えられる。明治 44 年（1911）に元小坂鉱山（小坂町）所長の武田恭作（1867-1945）が買収し、亜鉛や鉛、銅などの鉱石である黒鉱や重晶石を採掘しながら探鉱していたが、大正 4 年（1915）に「熊ノ沢大鉱床」が発見され、「吉乃鉱山」に改称、大日本鉱業株式会社が設立された。黒鉱や黄銅鉱、黄鉄鉱などを産出し、第一次世界大戦の翌年という鉱業好況もあいまって、活況を呈した。昭和 32 年（1957）に閉山し、危険防止や鉱毒処理のため、大半の施設は撤去されたものの、送電施設や一部処理施設が残っているほか、鉱山に関係した多くの史跡が保全されている。

鉱山の入口に広がる吉野集落には、切妻造妻入や平入のほか、季子家住宅のような明治時代に建てられた入母屋造平入の重厚な農家建築などが残る。集落内には、金峰神社や鉱夫長屋の跡地など吉乃鉱山隆盛期を物語る史跡が点在しており、地域の歴史を伝える活動の拠り所となっている。

◆西成瀬地区周辺の歴史資産の顕彰

現在継続する顕彰活動は、戦前までの郷土教育に起源をもち、地域の発展の象徴として住民らが継承しているものである。

西成瀬地区周辺の歴史探訪を通じた顕彰活動

この地域の顕彰活動の起源は戦前にさかのほる。昭和10年（1935）代までは、増田実科高等女学校の校長などを歴任した沼田平治（1876-1946）が、西成瀬地区周辺に郷土の史跡が多いことに着目し、「堅忍塚巡り」と題して「久蔵碑」や「黒坂兵右衛門碑⁹」などを巡り、郷土の発展に尽くした人物の足跡をたどる史跡探訪を実施していた。



鉱山の送電施設



季子家住宅

堅忍塚について

畠田平治先生が畠田山にて、
高尙女学校長として勤務し、
ついで、先づ博士の生徒をもつて、
ついで、個人の山を中心とする
一層深い内に所蔵する
書にも點詮不破の人物の
いに驚かさざるの置物などを
収蔵して、何んとなく
生徒のシカレーモンなどを
おいてから、歌謡で追憶
したのがこれであります。

あるものがある。分き合ひの土蔵飯の洋蔵屋壁にあ
る一腰文子(一腰は貢税約二千九百六十
年前)は、眞人山體と瀬川にゆけ
眞人山體一帯は瀬川にゆけ
まれないのを棄て、自ら
の財産を語して牆の隙間に
金を貯め、一代にして城を
す。二代元正これも繼
て滅ぼらず。三代真覺(一
りて滅ぼす)が成功した
三代三十年間に實に苦
難であつた。幕は瀬川
の小松屋三太郎氏の後
つた(古来人呼んで眞人)
③、酒蔵久藏

笑を國にせず、
夕心夢勝手。
久蔵は實に貴の門の
久藏に匹敵する駒人であ
久藏の作詩は六部大作
能庭の作と共に個人的
時上子山館に在る
時、五度、右山門
九年（西元前四百三十
年）西成前田那須の次
兵衛門四郎の死後、
開闢せんとして首百官
が許されず、若し成
せざれば死を以て償う
きことを誓て禱ぐやと
された。これを許す事
め櫻井を立てて決戦を
し紫家を奮闘し、九年を
いつて成功した。
今櫻井を立すたといふ
石碑がある。（五年）

(5) **福岡岳和宿**
西成村小笠山の農家
生れた。早くして學問
もん、佛道に志し、
薬を販賣せらる間断なく、
毎日大聖の正傳によ
依存し、夜明けに踊舞え
て常とした。この間毎年
一回、山田の聖母堂へ
にも御文宣寫めたの間
にも宿泊した。後大徳君の
復讐した。後大徳君の
影をして又偽傳一萬部
を企てた。在寺に疫した。
以上このコースは一巡約
1年半である。四澤天女のみ
良いトースで四澤天女のみ
の着いた人におすすめした。

堅忍塚巡りの開催の記録

(『広報増田』第21号(昭和29年9月10日号)より)



久蔵碑の顕彰と探訪
(昭和 40 年代)

この史跡探訪は、戦後には学校教育のほか、地区に設置された公民館を拠点として行われる地域住民の活動（公民館活動）に受け継がれていった。

昭和 22 年（1947）以降、増田地域内の各地区に相次いで公民館が設置され、その中で住民らによって文化財調査が行われ、改めて地域の歴史が認識されるようになり、参加者も増加していった。

た。こうした中で昭和 30 年代（1955）初頭から西成瀬地域内にあった吉野公民館分館などでは、住民による郷土の歴史を学ぶための史跡探訪が実施されるようになった。

「真人山付近の名所旧跡」枠内は真人発電所に関する記事
(『広報増田』第 69 号 (昭和 33 年 4 月 25 日号) より)



保全活動 (昭和 42 年)

両施設ともに稼働が停止し、施設の大半が解体された後には、旧吉乃鉱山及び吉野集落一帯、旧真人発電所は、地域の発展を示す産業遺産に様変わりし、探訪においても顕彰色が強まった。旧吉乃鉱山については、かつての鉱山労働者で組織された「吉乃鉱山親交会」の会員らによる現地解説のほか、地元在住の旧職員による鉱山での様子を語る学習会も行われたことで、住民はさらに地域の歴史に誇りを持つようになり、探訪のみならず、草刈り等の保全活動も行われた。こうした活動は、昭和 30 年代（1955）の開始当初は、地元の西成瀬小学校教員らが講師や案内を務めたが、昭和 40 年（1965）代初頭からは、地域の歴史を学んだ住民が活動の中核になつ

探訪の対象として、久蔵碑と真人ヘグリ、黒坂兵右衛門碑と黒坂堰などがある。郷土の偉人の碑と、その尽力で開削された道路や水路などの土木工作物を探訪することが、顕彰とともにこの地域の概要を知ることにつながった。一方で、こうした対象には現役の稼働施設も含まれ、吉乃鉱山は鉱山職員の案内で、真人発電所は発電所職員の案内で施設公開されるなど、地域の繁栄を支える産業施設として探訪された。昭和 33 年（1958）発行の『広報増田』には、真人発電所が見学の名所として紹介されている。

ており、うち一人は、昭和43年（1970）から現在まで継続して務めている。

このような公民館活動における西成瀬地区の歴史顕彰は、近年組織された地区住民によって構成される「西成瀬地区交流センター運営協議会」に引き継がれ、清掃や史跡探訪が行われるほか、郷土史学習会の開催、パンフレット等解説書の作成や案内板の設置などを行っている。地域住民向けから広く市民を対象とした活動にその幅を広げており、この地域一帯の近代化に寄与した郷土の歴史を伝え、史跡の保存にも努めている。活動の拠点となる西成瀬地区交流センター内には資料室も整備され、郷土教育の場としても昭和以降引き続き利用されている。

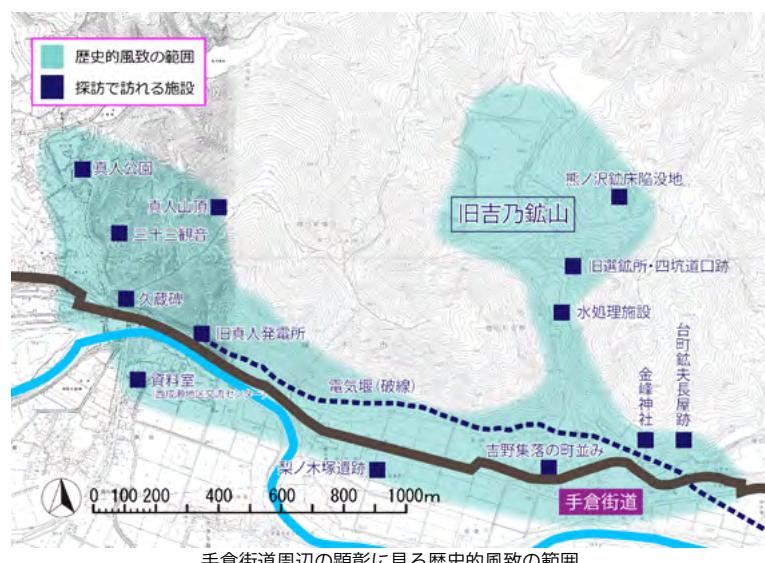
なお、史跡巡りは昭和30年（1955）代に結成された秋田県文化財保護協会増田支部も実施しており、これを母体として昭和49年（1974）に結成された増田町文化財協会は、史跡巡りのほか、真人公園内の三十三観音¹⁰や久蔵碑などの史跡の清掃活動を実施しており、地域一体で歴史を顕彰し継承する活動が行われている。



探訪事業（旧吉乃鉱山）



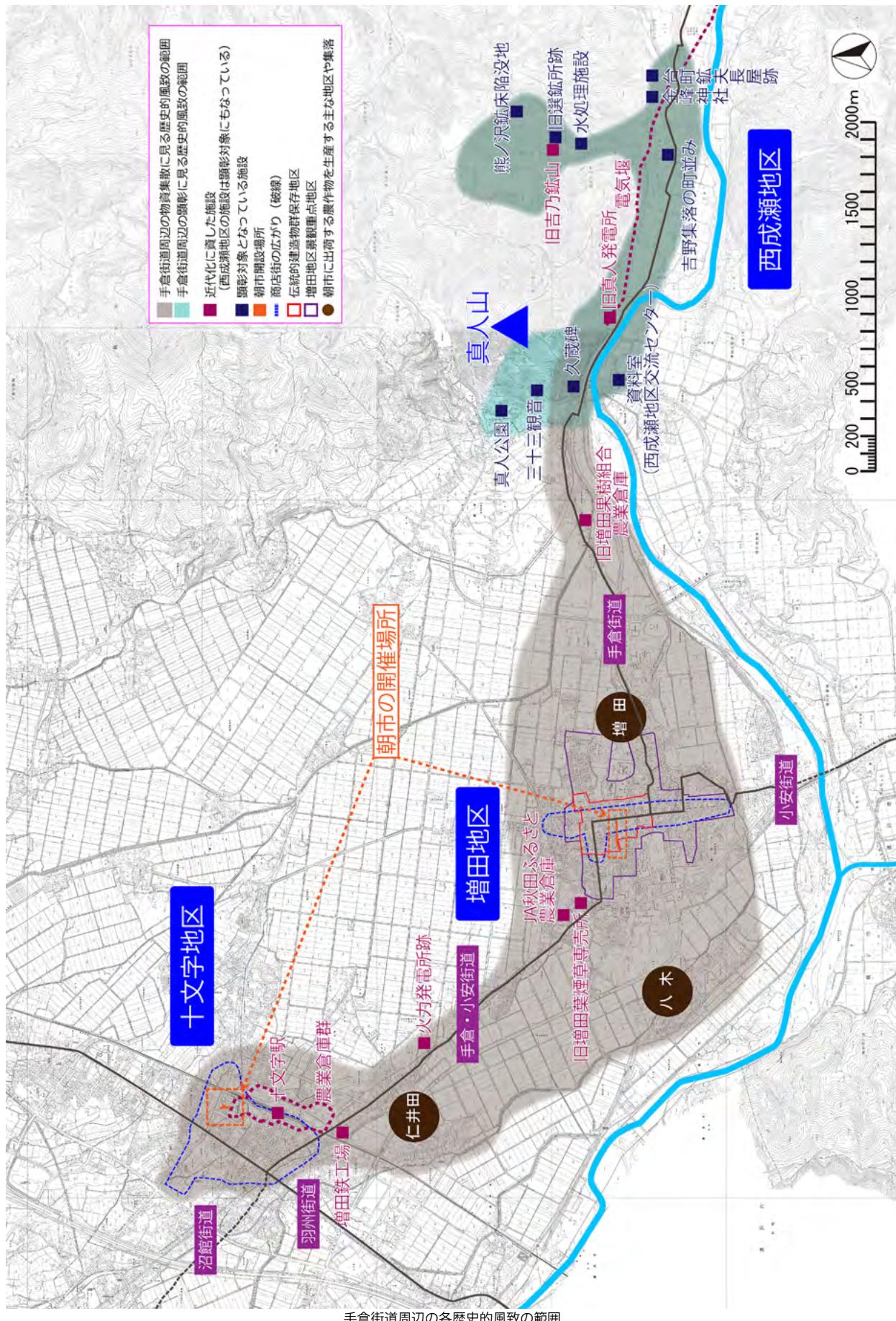
住民らが設置した案内板

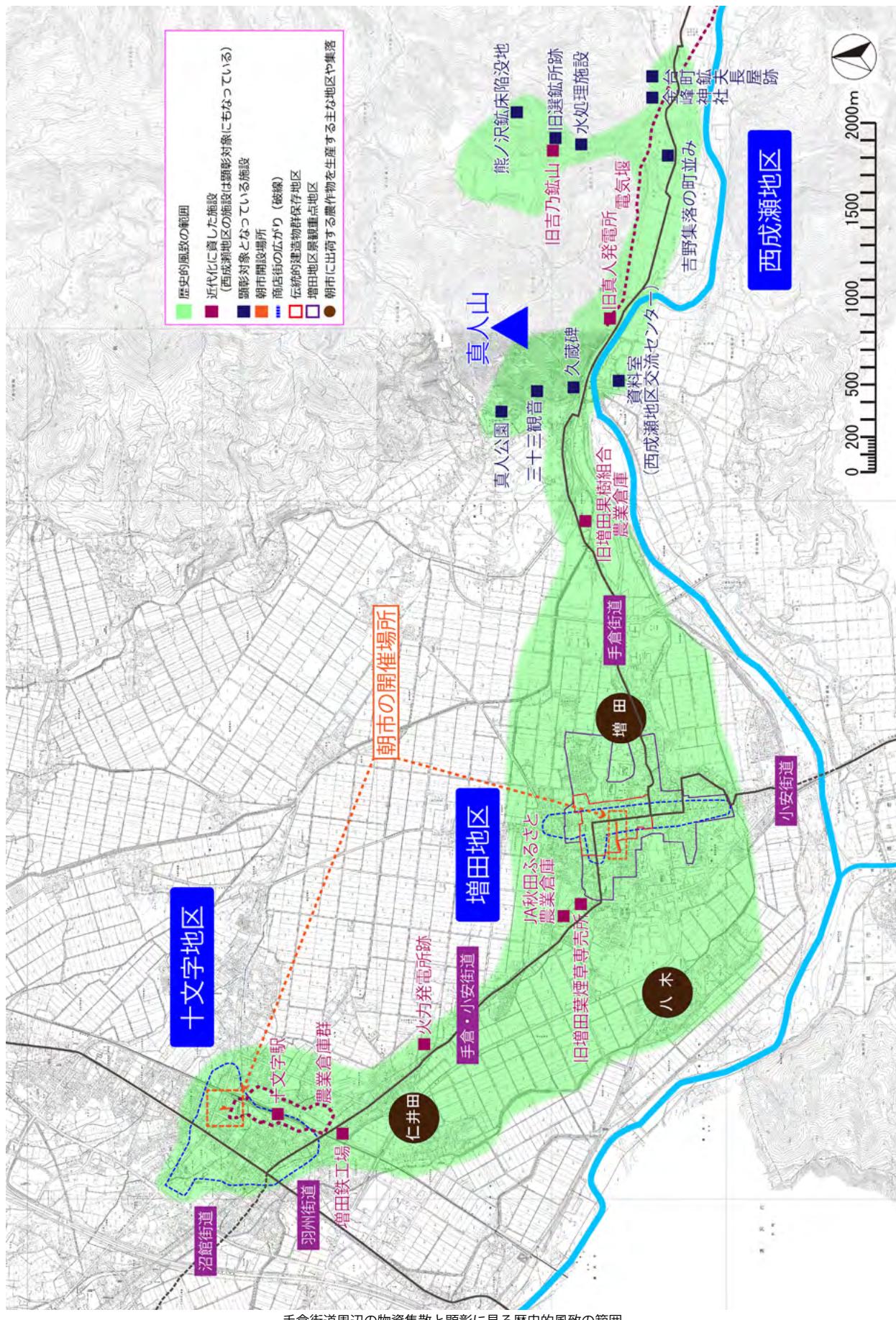


(3) おわりに

水路の開削により成立した多数の新田集落は、在郷であった増田などの地域経済を生産・消費の両面から支えた。増田はその経済力を工業などに投資し、新たな産業を生み出した。鉄道の開通により販路は全国に拡大され、集散地増田は十文字を基軸として経済圏の拡大を図り、十文字、増田ともに市街地拡大につながり、増田では商家兼住宅の主屋が軒を連ねる歴史的町並みが形成され、十文字駅周辺には農業倉庫などの歴史的建造物群が建てられた。両地域の発展のきっかけは十文字、増田ともに朝市にあるともいえ、農作物を出荷する農村部の生産と消費に支えられながら現在も存続している。街道沿いに建てられ、産業の近代化と地域発展に寄与した建造物群は、一部は現役の施設として使用されているほか、地域に発展をもたらした証として地域住民が管理し、顕彰活動を行っており、本市における近代化遺産観光の先駆けとなっている。こうした街道沿いにおける様々な活動が、十文字や増田の発展の歴史を示す人々の活動であり、残していきたい歴史的風致となっている。

¹⁰ 文久3年（1863）に天下泰平や平和を願い増田の小泉久右衛門（1823-89）等の発願によって建立された。昭和5年（1930）に公園内に移され10月に「真人公園觀音靈場再建大祭」が行われた。例祭も毎年5月3日に催されている。





コ ラ ム

●「一音を一語を」 西成瀬地域のもう一つの誇りに「標準語の村」がある。西成瀬地域の出身である遠藤熊吉（1874-1952）は、西成瀬小学校で教員となり、明治33年（1900）年には西成瀬小学校長となった。ここで、相手に意思がはつきり伝わるように話すことの大切さを教え、方言を大切にしながらも学校では標準語を話せるように低学年から指導していった。この実践により西成瀬地区は標準語が飛び交う村となった。地区内にある吉乃鉱山の影響で全国各地から転出入があったことから、地域の人々がだれとでも話せる標準語の必要性を感じていたほか、鉱山労働者の子どもの数が多かったため、学校生活では地元西成瀬の文化とそれぞれの子どもがこれまで育んできた他地域の文化が共存する関係にあり、標準語を学ぶ環境には充分であった。



ことばの碑

昭和39年（1964）、西成瀬小学校の校庭に遠藤熊吉顕彰会の手によって「ことばの碑」が建立された。その碑には「一音を教えたらい音を、一語を教えたらい語を生活させよ」という教えから「一音を一語を」と刻まれる。就職などで地域を離れる人も多かったが、卒業生は言葉で苦労することはなかったという。

西成瀬小学校では、平成14年（2002）年に閉校するまでの間、地元の住民の支持もあって標準語教育が続き、「ことば先生」といった高学年と低学年の児童間での言語指導も確立していた。

●「黒坂兵右衛門碑」 市指定史跡。黒坂堰を開削した黒坂兵右衛門（1610-1682）を称えて明治26年（1893）に当時の水利組合が建立した。黒坂兵右衛門が承応元年（1652）に開削を開始し、万治3年（1660）に完成させた。水路延長は約8kmに及び、開墾された水田はおよそ100haであったとされる。現在でもこの水路は利用されており、7集落あまりで利用されている。黒坂兵右衛門顕彰会によって顕彰活動が行われており、西成瀬地区における探訪先にもなっている。



黒坂兵右衛門碑

2-3 斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致

(1) はじめに

横手市内では、中央部から東部にかけて広い範囲でりんごの栽培が行われている。このうち、横手盆地の東端に位置する巣地区（横手地域）、醍醐地区（平鹿地域）、亀田地区（増田地域）を南北に縦断する農道は、「雄平フルーツライン¹」と呼称される。この路線沿い、醍醐地区から亀田地区にかけての約4kmの区間は、左右一面にりんごの樹園地が広がる。眺望スポットとしても人気があり、眼下に広がる横手盆地や、晴れた日には西の彼方に靈峰「鳥海山」を望むことが出来るため、ドライバーなどの目を楽しませている。

この一帯は、「平鹿りんご」で有名な、全国有数のりんご産地²であり、昭和20年（1945）公開の映画「そよかぜ」のロケ地かつ、主題歌「リンゴの唄」のふるさととして知られる。歴史的にみても、秋田県のりんご栽培は明治9年（1876）に醍醐村（醍醐地区）の伊藤謙吉（1846-1908）が栽培したのが始まりとされ、平鹿りんごの歴史は秋田のりんごの歴史ともいえる。主として斜面を開墾し、段状に切り開いた畑地を利用して栽培が行われ、陽当たりや水はけの良さなど傾斜地の特性を活かした良質なりんごを栽培しており、市場でも高い評価を得ている。こうしたりんごは、古くから伝統的建造物群保存地区のある増田の商店街や朝市を経由して各地に販売された。現在はこれらに加え市内の駅や農協等を経由して全国に出荷されるほか、生産者ごとに産地直売所で販売される。

当地の140年にも及ぶりんご栽培の歴史は、山間部から平坦部に至るまで開拓されたその景観が体現している。こうした園地を切り開いた先人の業績を称えながら、一年を通した生産活動が行われており、鳥海山を望む広大なりんごの樹園地で、良好な景観も相まった活動が行われている。



鳥海山を望む樹園地



りんごの実り

1 通称：アップルロード 横手市前郷～湯沢市駒形 総延長 14.6km。

2 秋田県は、平成27年（2015）産で全国6位の収穫量を誇るが、中でも横手市は県内産りんごの約6割を占めている。

(2) 平鹿りんごの歴史と現在の活動

1) 平鹿りんごの歴史

i) 明治期のリンゴ栽培



伊藤謙吉

りんごは中央アジアの原産で、現在生産されている西洋りんごが日本に初めて輸入されたのは、諸説あるが明治4年（1871）頃といわれる。当時の内務省勸業寮（農林水産省）から秋田県にりんごの苗木が送られたのは明治8年（1875）とされ、翌9年（1876）に秋田県は県内の有志にりんごの苗木を払い下げた。このとき、醍醐地区の伊藤謙吉が5本の西洋りんごの苗木の払い下げを受けて「植物自由試験所」を設立し、県内で初めて栽培を始めた³。初めて実がついたのが明治12年（1897）で、その後に樹園地を拡大、苗木の養成を図り有志に分譲した。当時、りんごは1貫目（約3.75kg）あたりの価格が米1俵よりも高値で取引されたことから、農家が競って苗木を求め、各地に栽培が広がった。こうした伊藤の実績から、りんごの将来性に着目した醍醐村野中集落の藤原利三郎（1868-1935）は伊藤から指導を請い、明治25年（1892）には、野中集落周辺の林野を開墾して1haの果樹園を造成した。



藤原利三郎

一方、明治27年（1894）に西成瀬村（西成瀬地区）の遠藤徳治（1853-1912）が真人山の麓の50aの敷地にりんごを植え、栽培に成功した。この地がりんご栽培の適地と判明したことから、明治34年（1901）以降、利三郎は真人山の麓の開墾に着手し、自ら発案した「中苗移植法」により、次々とりんごを植栽していった。



應鷹園関係者（大正9年）

次第にりんご栽培の相談が増加したことから、利三郎は近隣農家16戸で、計25haを開墾してりんごを植栽、明治43年（1910）に完成させ、当時醍醐村長だった山田貞吉（1849-1924）により、この地は「應鷹園」と命名された。同じ頃、醍醐地区では明治42年（1909）に山田貞吉により、醍醐地区明沢の金峰山麓に樹園地が開かれ「金麓園」と命名された。

ii) 大正～昭和初期にかけてのりんご栽培



藤原敬之輔

大正時代になって、経営化の促進や、販売体制づくり強化のため、利三郎の長男である藤原敬之輔（1890-1959）によって「共同化」が推進され、各地で組合が設立された。生産者が加入した各組合は果樹の生産技術・経営指導のほか、生産資材の購買、果実の販売などを行った。例として、大正14年（1925）に敬之輔によって設立された「有限会社應鷹園林檎販売購買組合（應鷹園組合）」は、生産の安定化と販売体制の強化を図ったものであり、生産された果実を組合で集荷し、東京や北海道などへ出荷した。敬之輔は組合長に推され、在任中にりんご加工、

³ 伊藤が栽培に尽力した果樹園は「清香園（せいこうえん）」として現在も引き継がれる。

果汁販売などを実施し付加価値を高めたほか、病虫害対策のための農薬の合成、販売も手掛けっていた。

こうした組合組織は昭和 12 年（1937）からの日中戦争による生産従事者や資材の不足、太平洋戦争時の作付け転換等により、その多くが戦前までに解散した。

iii) 戦後～現代にかけてのりんご栽培

昭和 22 年（1947）施行の農業協同組合法に基づき、新たな組合（農協組織）が設立された。昭和 30 年（1955）代になると、りんご生産の増加に伴い、作業の一部を農家が共同で実施する動きが活発化し、病虫害の共同防除（共防）組織が地域単位や果樹園単位で組織され、その多くが現在も存続する。同じく昭和 30 年（1955）代には共同販売や共同選果を行うために農事組合法人（以下、（農））が相次いで設立され、こうした（農）は各共防組織を構成団体として生産を拡大した。（農）の一部は、農協組織の管下として機能し、現在では平成 10 年（1998）に発足した秋田ふるさと農業協同組合（以下、JA 秋田ふるさと）に統合されている。

◆平鹿果樹農業協同組合（農協）の設立

昭和 23 年（1948）4 月に敬之輔を組合長に果樹の専門農協「平鹿果樹農業協同組合」（以下、平鹿果樹農協）が設立され、平鹿郡一円の多数の生産者が加入した⁴。昭和 32 年（1957）には、秋田県が醸醸地区に秋田県果樹試験場を設立したことにより、県南地区では植栽面積がさらに拡大し、生産が向上した。また、昭和 34 年（1959）には、果樹指導団体として、敬之輔を初代会長に「秋田県果樹協会⁵」が発足した。

◆共防組織と農事組合法人の設立

昭和 30 年（1955）代は生産・販売体制の共同化への機運が急速に高まった時期である。まず、消毒等の労力の省力化と生産される果実の均一化を目的に、亀田地区で昭和 31 年（1956）に秋田県最初の共防組織となる「柳原果樹共同防除組合」が設立された。同年醸醸地区に「金麓園共同防除組合」も誕生している。りんごには虫がつきやすく、病害虫による作柄への影響を避けるため消毒（防除）作業は必須であり、近隣樹園地で相次いで共防組織が立ち上がり、「定置配管式防除⁶」と呼ばれる消毒設備を整備した。

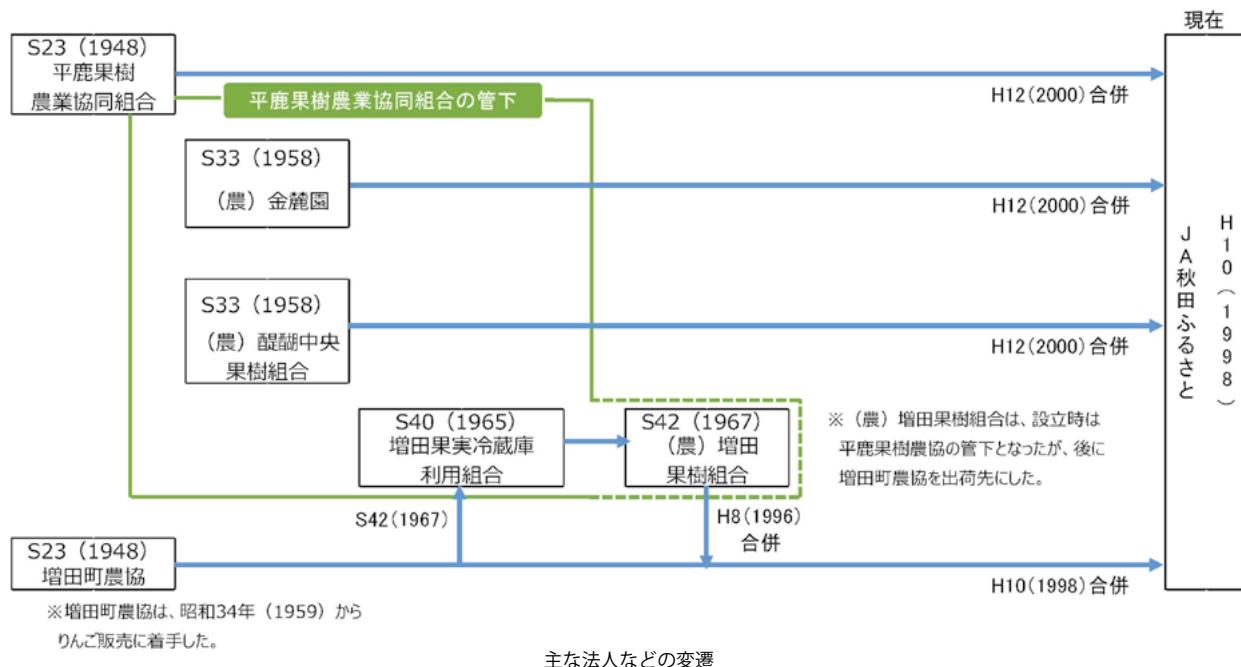
共同防除の効果で病害虫が減少してくると、粒のそろった果実が求められるようになり、共同選果への流れが強まることで、各地に相次いで（農）が設立された⁷。昭和 33 年（1958）には「（農）金麓園」が設立され「金麓園果実共同出荷組合」を組織、翌 34 年（1959）には選果場、同 38 年（1963）には 2 万箱収納可能な冷蔵庫を建設した。こうした組合は各地に作られ、醸醸地区では昭和 33 年（1958）に「（農）醸醸中央果樹組合」が設立され、昭和 40 年（1965）に選果場と 3 万箱収納可能な冷蔵庫を建設した。同年増田地区では「増田果実冷蔵庫利用組合」が設立され、3 万箱が収容可能な冷蔵庫を建設、同 42 年（1967）に選果場を併置して「（農）増田果樹組合」と名称変更し、独自の共同販売組織が設立された。

4 増田地区を例にとると、平鹿果樹農協設立時の加入率は 80% であった。後年、当時の増田町農業協同組合（以下、増田町農協）がりんご事業に乗り出ると、増田町農協に加入する例も見られた。

5 秋田県果樹協会は、昭和 44 年（1969）には秋田県果樹試験場に隣接する現在地に果樹会館を建築した。現在は一般社団法人となっており、果実の生産指導を主体に、果樹苗木の生産配布や果樹防害虫防除薬の発行などを行っている。

6 近隣の樹園地内に共同で消毒剤が送られる管を配管し、薬剤調合施設からこの管を通して消毒剤を送り、散布する仕組み。

7 それまではまだ個人選果であり、各生産者が庭先で荷造りをしたものと平鹿果樹農協が集荷・出荷していた。



増田果樹組合は平成8年（1996）、増田町農協に合併し、増田町農協は平成10年（1998）に誕生したJA秋田ふるさとと経営統合した。平鹿果樹農協も平成12年（2000）にJA秋田ふるさとと経営統合し、平鹿果樹農協の管下にあった金麓園、醍醐中央果樹組合などの（農）は、法人を解散しJA秋田ふるさとに経営を引き継いだ。現在は、金麓園では集荷、貯蔵（冷蔵）業務を行い、選果は醍醐、増田、栄の選果場で行っている。

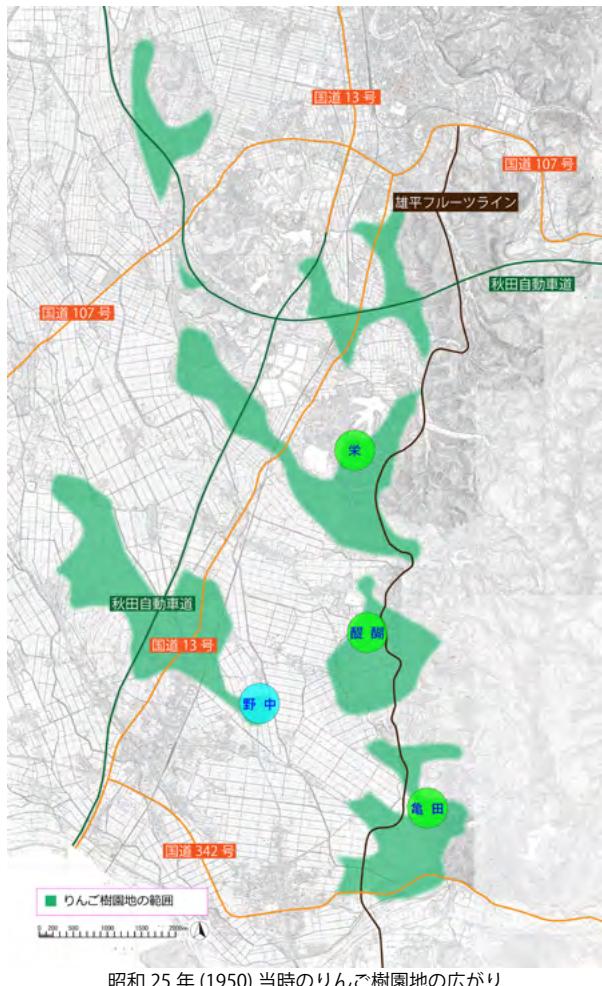
◆平鹿りんごの品種

栽培される品種は、昭和30年（1955）代前半までは戦前と同様に「国光」「祝」「紅玉」を中心とした栽培を行っていたが、次第に「ゴールデン・デリシャス（以下、ゴールデン）」や「スターキング」が台頭する。このうち「ゴールデン」は、「無袋栽培⁸」と呼ばれる現在では標準となっている栽培法を可能とした。味も良好であったため、無袋ゴールデンは次第に消費者に認められ、数年して面積・値段とも有袋のものを追い抜き、昭和40年（1965）代には平鹿りんごの看板品種になった。「ゴールデン」には長期間の鮮度保持に弱みがあったことから昭和50年（1975）以降は長期に鮮度が保持され果汁の多い「ふじ」に嗜好が移り、現在も主力品種となっている。このほか「みしまふじ」「やたか」「千秋」「王林」「ジョナゴールド」「つがる」などが栽培されている。

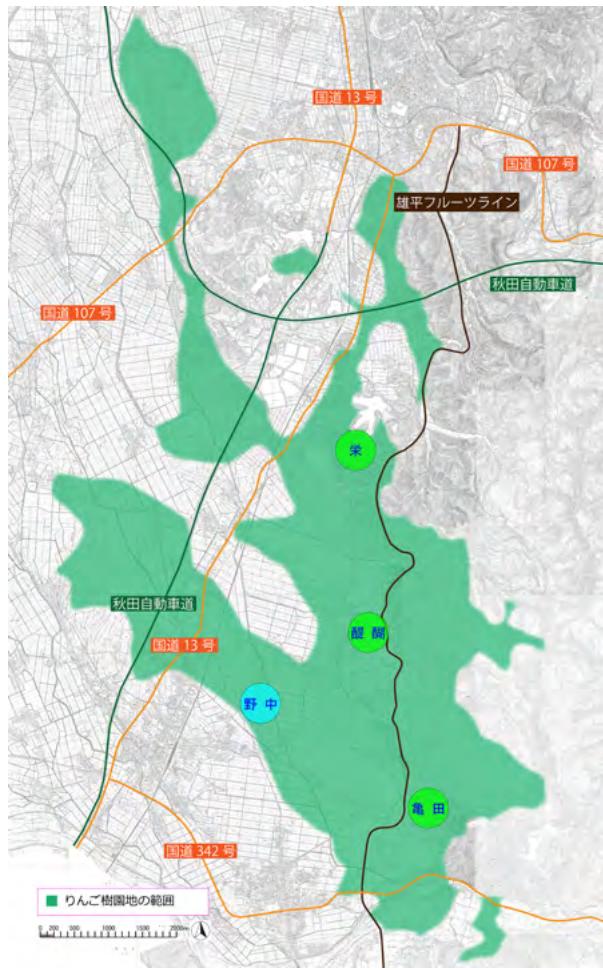
◆現在の樹園地の形成

昭和36年（1961）、農業基本法が制定、同年には果樹農業振興特別法が施行され、各地で新植が行われた。共同化体制が進展したことによって樹園地の規模は拡大し、昭和30年（1955）代から40年（1965）代前半にかけて現在みられるような山地を切り開いた広大な樹園地が形成された。近年は、生産者の高齢化や担い手不足といった課題が見られるものの、全国有数のりんご産地の礎を築いてきた先人たちの熱い情熱を受け継ぎ、日々努力を重ねている。

8 従来は害虫被害防止と形状維持のためりんごに袋をかけて栽培していた。昭和40年（1965）、アメリカのりんご栽培を視察した平鹿果樹農協組合長（当時）の田中正市（1912-1997）が、「世界でりんごに袋をかけて栽培しているのは日本だけ」であることを知り、外観よりも味重視で無袋栽培を始め、平鹿果樹農協は全国に先駆けて無袋栽培を基準化した。



昭和 25 年（1950）当時のりんご樹園地の広がり



平成 30 年（2018）現在のりんご樹園地の広がり

2) 樹園地と建造物

◆樹園地

平鹿りんごの樹園地は、その多くで西側に鳥海山を望むことができ、一体として良好な景観を創出している。明治初頭から徐々に拡大してきた樹園地が現在のエリアを構成したのは、昭和42年（1967）である。明治の当初は平場に植栽されたが、徐々に山麓の山林を開墾して丘陵地に広がったもので、山林や原野を切り開き、段状に整地されている。この中を縦横に作業道や、病虫害共同防除（以下、共同防除）のために昭和30年（1955）代に整備された定置配管設備（防除用散水設備で、消毒剤を送る管のポンプ接続口が各地に露出している）が巡っており、全体として特徴的な樹園地を形成している。亀田地区などの山林の樹園地で、特に急斜面を利用した樹園地については、昭和38年（1963）からの第一次農業構造改善事業によって開墾されたものが多い。

西に面した斜面を切り開いた樹園地でのりんご生産は、陽当たりが良好で水はけも良いため、りんごの品質や色付きにも良い影響を与えている。加えて「無袋栽培」が行われているため、



斜面地を切り開いた樹園地と作業道



急斜面地の植栽

糖・酸・硬度が優れており、食味を左右する糖度についても、一般的に美味とされる 13 度以上はもちろん、15 ~ 16 度以上の商品も多く生産されている。

◆りんごの生産等に係る建造物



参考：SS

域内には昭和 40 年（1965）前後に建てられた共同防除組合の高速度散布機（スピード・スプレヤー：以下、「SS」）を格納する「SS 格納庫」が複数現存し活用されており、りんご栽培の歴史を示すものとなっている。「金麓第一 SS 格納庫兼防除作業用水圧送ポンプ場」は、昭和 39 年（1964）の建築。木造切妻造一部二階建。

樹園地の病虫害防除作業の拠点施設として、樹園地内に埋設された定置配管設備に用水を圧送するポンプ場と、SS の格納庫として利用される。このほか、亀田地区にある増田果樹第一共同防除組合の「SS 格納庫」は昭和 41 年（1966）の建築である。作業能率の向上のために樹園地付近に建てられた SS 格納庫及び防除作業用水圧送ポンプ場は、現在においてもりんご栽培に欠かせない施設となっている。



金麓第一 SS 格納庫兼防除作業用水圧送ポンプ場

◆りんごの出荷等に係る建造物

金麓園の果実集出荷場と
第1号冷蔵施設

出荷等に関連する建造物は、多くが昭和 30 年（1955）代から 40 年（1965）代初めに建てられた。（農）の設立に伴い建設された選果場や冷蔵施設が多く現存するほか、関係する事務所や倉庫などがあり、昭和 30 年（1955）代に構築された生産出荷体制を今日に伝えるものとなっている。

旧（農）金麓園の冷蔵施設は昭和 38 年（1963）と昭和 43 年（1968）の建築であり、旧（農）醍醐中央果樹組合の冷蔵施設は昭和 40 年（1965）の建築である。旧（農）増田果樹組合の冷蔵施設は昭和 41 年（1966）の建築、共同選果場は翌 42 年（1967）の建築である。いずれも現在は JA 秋田ふるさとが冷蔵施設などとして活用している。こうした施設の内部には、大量の果実を一度に集果・貯蔵するための広大なスペースが設けられており、従来各戸で行われていた集果、保管、選果、荷造が共同で行われることで規格や品質の統一などが図られ、更に長期保存が可能になったことで通年出荷も可能となり、市場からの高い評価を得ることに繋がった。



旧増田果樹組合の冷蔵施設

このほか、果樹苗木の生産配布を行う「秋田県果樹協会」の事務所は昭和 44 年（1969）の移築で木造切妻造一部二階建、外壁はモルタル吹き付け仕上げである。同協会の倉庫は、旧



秋田県果樹協会 倉庫

醍醐村農協の倉庫として建てられたものであり、昭和 11 年（1936）の建築、土蔵造平屋建で、木造の鞘が付き、苗木の保管に利用される。

◆りんごの顯彰に係る建造物

昭和天皇即位の御大典を期に、昭和3年（1928）、この地方のりんご栽培の先駆者である利三郎のこれまでの功績を称える「頌徳碑」が應鷹園有志により建立された。碑はおよそ高さ4.15m、幅1.4mであり、碑石は仙台石、基礎には男鹿石を使用している。事業費は2千円とされ、現在の金額にして2千万円余りとされる。碑文は、興津国立園芸試験場から栽培指導のために幾度もこの地を訪れ、利三郎と親交を深めていた園芸学者の恩田鉄也（1864-1946）によって撰された。碑の裏面には出資者20名の氏名が刻まれており、全て当時の應鷹園の構成員となっている。なお、藤原利三郎及び敬之輔の自宅は現在も野中集落に残されている。入母屋造鉄板葺で、明治初期の建築とされる。



祭典日の頌徳碑

3) 平鹿りんごの生産と顯彰

りんご生産は、この地域の農業の主要部門であり、昭和29年（1954）には「亀田果樹研究会」が地域の農家らおよそ100名によって発足し、生産の近代化や共同化の原動力となった。昭和31（1956）年には「全国リンゴ研究大会」が開催され、昭和30年（1955）代末からは水田の果樹転換が増加した。当時は「一町歩の田では食えないが、一町歩のりんごでは食える」と言われ、りんご生産はこの地域の戦後復興を支えた。こうした勢いが「農業構造改善事業」を興すきっかけとなり、現在の斜面地の樹園地景観が生み出された。

i) りんごの生産と出荷

樹園地では一年を通して様々な作業が行われる。地域の気候や地質に合わせ、明治の開拓以降、長年蓄積された工夫が施される。こうした作業の積み重ねが、平鹿りんごの歴史の継承とブランド力の維持に寄与している。

◆冬・春 ~雪とのたたかいと剪定、摘花、受粉~

秋の収穫を終えると横手には深い雪に覆われる長い冬が訪れる。山間部では3mを超える



農業構造改善事業完成の記事（『広報増田』第197号（昭和42年10月10日号）より）



剪定作業

積雪に見舞われるりんご園では、雪とりんご農家との格闘が始まる。雪の重みによる枝折れや、雪解け時期に雪に埋もれた枝が地面の方へ引っ張られるために起こる「裂開」を防ぐため、枝に積もった雪を除去したり、埋もれた枝を掘り起こす作業を行う。農家は「かんじき」を履き、長柄のヘラを使って枝に積もった雪を下ろし、雪解けの頃にはスコップで雪に埋もれた枝を掘り起こす。こうした作業は相当な労力である。

降雪が落ち着く2月下旬頃からは、りんごに多くの日光が当たるように余分な枝を切り落とす剪定作業に入る。その際、雪深い産地であることから、雪害から樹体を守るために他産地よりも枝を高い位置に配置するよう工夫されている。この作業は、その年のりんごの出来栄えを決めるところとされるほど重視される。この作業は4月中旬頃まで続く。

剪定を終えるとりんご園は真っ白な花で覆われ、農家は摘花作業に追われる。余分な花を摘み、個々のりんごに十分な栄養が集まるようにする作業である。同様に受粉作業も行われる。ミツバチやマメコバチの巣箱が園地に設置され、園地では蜜を求めたハチが花から花へ飛び移り、その際に受粉が促進される。

◆夏 ～摘果と色付け～



摘果作業

夏になるとりんごの木は鉢なりに実をつける。実を多くつけすぎると果実が大きくならず、翌年には実をつけなくなったりするため、余分な実を摘む摘果作業を行う。この作業により数の調整と果実の成長を促す。なお、この地域では、すべての品種について糖度が高いりんごが出来る無袋栽培を行っている。

品種によっては8月下旬から収穫を迎えるものもあるが、収穫を間近に控えてりんごに満遍なく日光を当て、色付きを良くするための葉摘みや玉回し作業を行う。さらには銀色のシートを地面に敷き、日光の反射によって果実全体に色付けを促進する。この間、りんごを害虫や病気から守るため、数回にわたり消毒作業を行う。以前は一本一本手作業で農薬散布を行っていたが、昭和中期からSSの導入が進み、現在では各地で共同防除組合による共同防除が行われる。



消毒作業

◆秋 ～収穫と出荷～



収穫作業

りんごの木一本一本、果実一個一個に1年間丹念に愛情を込めて育ててきたりんごは収穫期を迎え、農家は日々収穫作業に追われる。品種ごとに完熟した時期に収穫し、長期貯蔵販売に向けた早取りは行っていないのがこの地域の特徴である。収穫された生りんごや、これを利用したりんごジュースなどの加工品は、増田の商店街や各商店で販売され、地域の人々の食卓に上がるほか、市場から全国の消費者へと流通し

ている。収穫が終わると、間断なく翌年の準備が始まる。こうしてりんご農家は毎年作業を繰り返している。

◆果樹園での販売とりんご祭り

りんご農家は常設店舗や臨時の産地直売所を設けて直接販売にも取り組んでいる。収穫シーズンになると、のぼり旗が多数はためくことでそのシーズンの到来が感じられる。近年は活発な取組みがなされており、各果樹園で園地を開放し、りんご狩り体験が行われるほか、収穫したりんごを加工委託し、果樹園独自のりんごジュースなどを製造するなど、ブランド力の向上を図っている。

増田地域では、りんごの収穫を祝うとともに秋の行楽の一環として、亀田地区の真人公園を会場に、昭和41年（1966）に秋田県内では初の開催となる「りんごまつり」が開催された。同時に開始された「ミスりんごコンテスト」とともに毎年開催されており、主に10月第2土・日曜日に開催している。平鹿地域においても毎年、「ふじ」の収穫が始まる11月上旬に「平鹿りんご味覚まつり」を開催し、地域ぐるみで平鹿りんごのPRを行っている。

ii) りんご栽培の礎を築いた藤原利三郎の顕彰

藤原利三郎は開墾で得た収益を貯蔵庫の建設に充て、これを開放し入庫した農家に交代で販売にあたらせ、売上金の一部を債務の返済に充当させた。また、各生産者間の融和と技術交流を図るため、「^{おうようえんこう}應鷹園講」と称する無尽講を開設した。利三郎の人となりを知る人によると、気は短いがものにこだわらない大らかさがあり、人を引き付ける魅力があったという。こうした利三郎の人徳や栽培指導への貢献が記念碑建立に結び付き、以降、この地域のりんご栽培の開拓者として顕彰されているものである。

りんごの花が咲き誇る時期になる毎年5月9日には、昭和3年（1928）の建立時から続く、頌徳碑の祭典が開催される。この日は利三郎の命日にもあたり、真人山麓で現在もりんご栽培を行う應鷹園関係者が頌徳碑に集い、式典が催される。神官による祓いや祝詞の奏上が行われ、利三郎が端緒となつたこの地のりんご栽培の功績と苦難を語り継ぎ、将来へりんご生産を継続する誓いが述べられている。現在ではりんごの生産者は、利三郎の代からすると3、4世代後の世代へと移行しているが、その遺徳や業績は連綿と引き継がれている。この時期は農家にとっては摘花作業が始まり、本格的な栽培が始まるとある。



产地直売所の例



りんごまつり



式典の様子



昭和50年代の式典

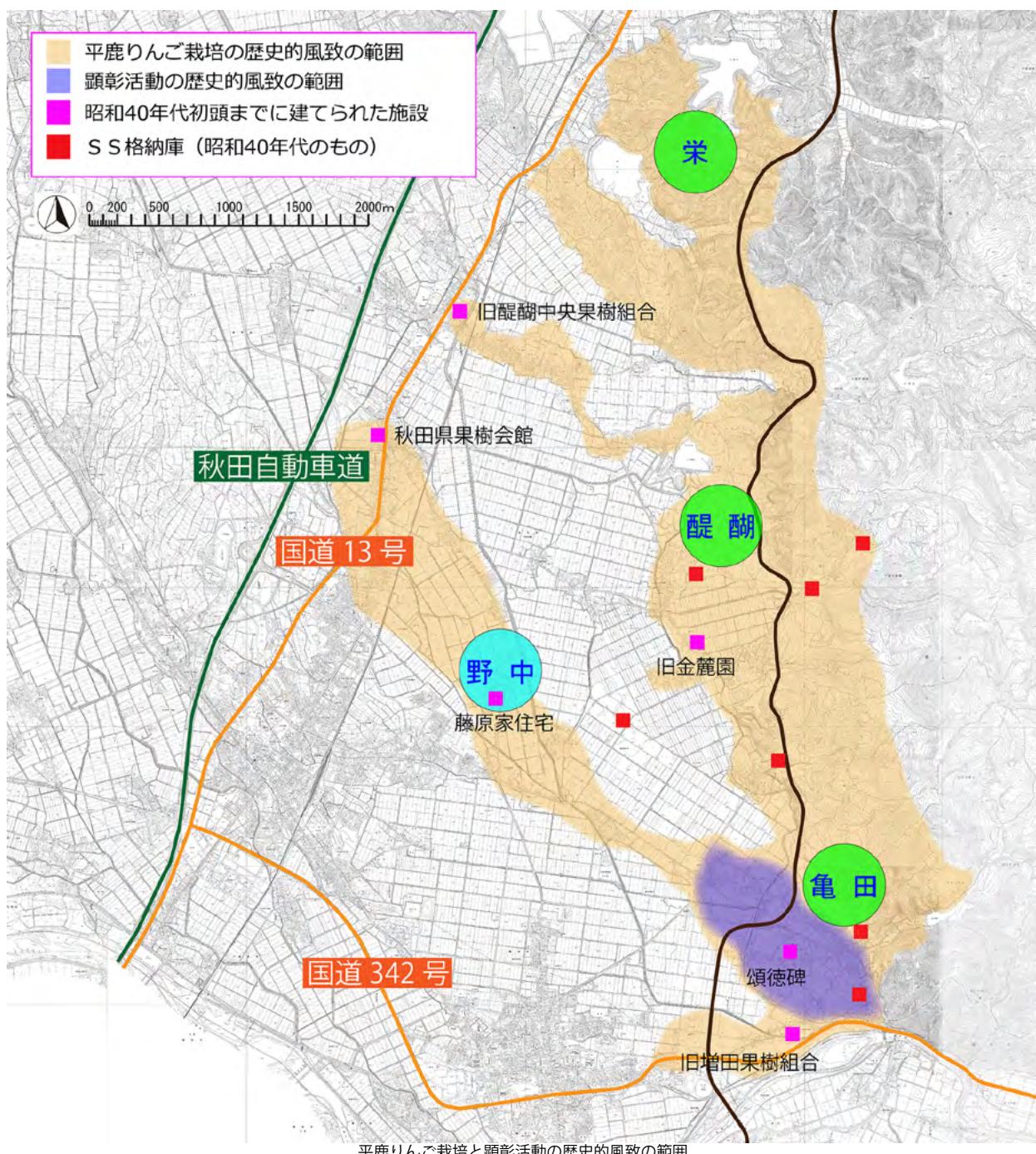


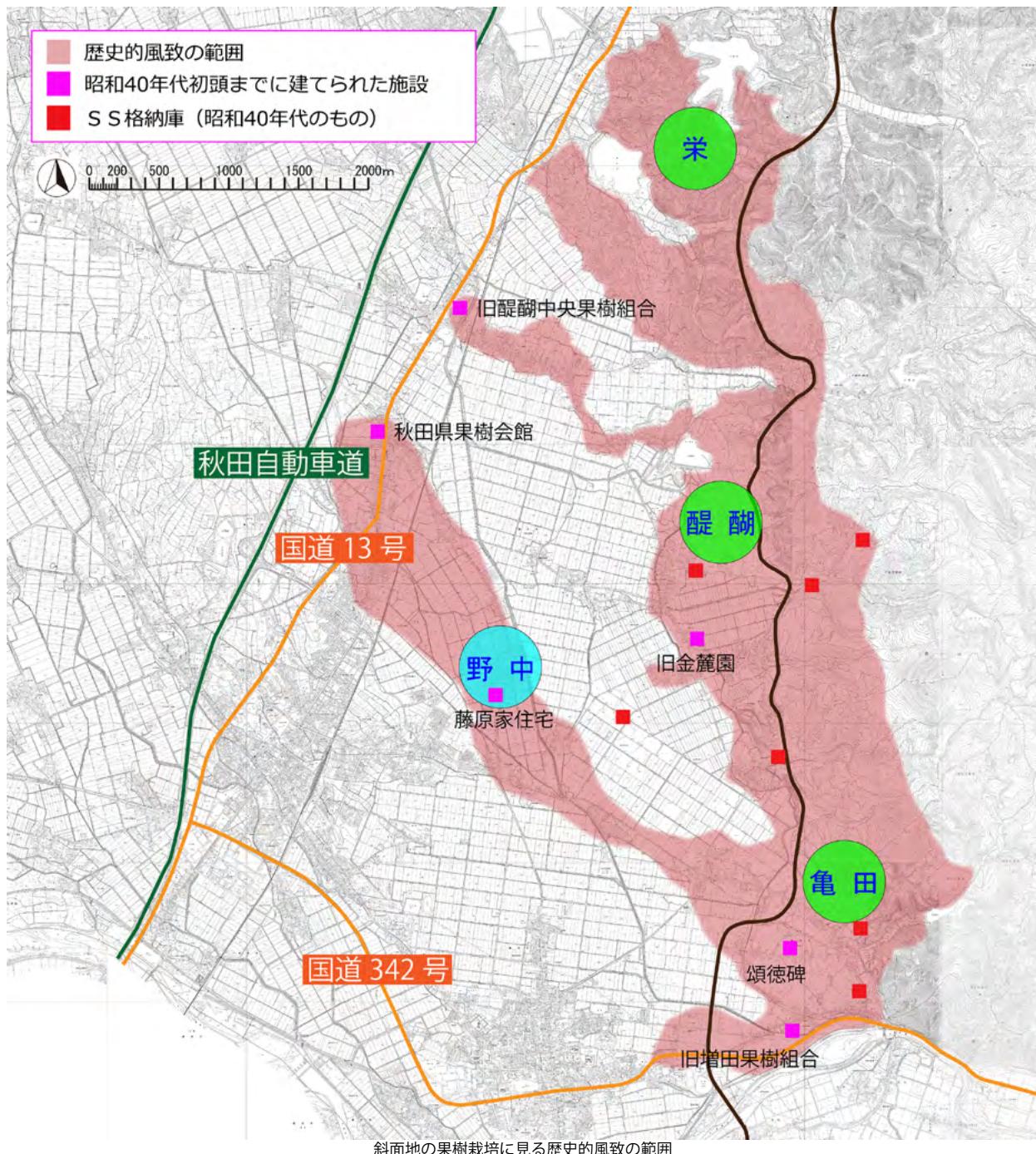
(3) おわりに



鳥海山を借景にした平鹿りんごの樹園地では、雪が解けると純白の花が咲き誇り、秋には紅蓮の果実を実らせる。祖先たちは、1世紀以上も前に初めて結実したりんごに魅了され、りんご産地としては世界に類をみない豪雪地帯という障壁を乗り越え、100年を超える生産活動により現在の樹園地景観が形成された。開拓時代からの試行錯誤は現在も絶え間なく

続き、その顕彰と共に良好な品種生産のための取組みが継続されている。こうした代々蓄積された樹園地にまつわる活動は後世に残していくべき歴史的風致となっている。





コラム

●女優並木路子とりんご 昭和 20 年（1945）夏に亀田地区の沢口集落付近で撮影された映画「そよかぜ」が同年 10 月 10 日に封切りされた。地元の女性たちもエキストラとして多数参加しており、主題歌の「リンゴの唄」は現在も歌われ続ける名曲である。真人公園内には平成元年（1989）に「りんごの唄の碑」が設置された。なお、「そよかぜ」に主演し、主題歌を歌った女優並木路子（1921-2001）は平成 7 年（1995）に増田町名誉町民の称号を送られている。



リンゴの唄の碑

3. 中西部地域の歴史的風致

3-1 浅舞八幡神社の祭礼と山車巡行に見る歴史的風致

(1) はじめに



平鹿地域にある浅舞地区は横手市の平野部のほぼ中央に位置する。成瀬川や皆瀬川の旧流路が形成した肥沃な扇状地の末端にあり、地下水位が非常に高く、多くの湧水地が点在するのが特徴となっている。浅舞城は、天正年間（1573-1592）に小野寺友光（生年不明 - 1590）が築いたとされ、この豊富な湧水を城周りに流入させていたと伝わる。天正18年（1590）の太閤検地に反対する一揆により小野寺友光は自害し、その後は豊臣氏の直轄地となり代官が派遣されたが、元和元年（1615）の一国一城令により廃城となった。

旧浅舞村は平鹿郡の中心に位置するばかりでなく、豊富な湧水により周辺の新田集落も

発展していたことから、寛政7年（1795）には、平鹿郡の行政の中核を担った御役屋（郡奉行所）が設置され、幕末頃には周辺の寄郷11力村の親郷としても機能していた。地区の大動脈である沼館街道は、東は十文字及び横手で羽州街道から分岐した脇街道であり、浅舞を経て雄物川を越え、本荘街道と合流する。中世末期には小野寺氏の居館のあった横手城下とその有力家臣が居た支城を結ぶ幹線路としてすでに存在し、藩政期になって物資の輸送路として整備が促進されたと推測される。浅舞城が置かれた沼館街道沿いの浅舞村の中心部では、増田街道などの在郷町間を結ぶ小街道が交わり、本荘港で陸揚げされた物資や、雄物川舟運による物資の内陸部への中継点としての役割を担い、交通の要衝として発展した。こうした特性から近世には定期市も開設し、現在まで継続している。



山車巡行

この浅舞地区において、古くから浅舞の鎮守として地域住民の信仰を集めているのが「浅舞八幡神社」である。この浅舞八幡神社において、毎年敬老の日直前の日曜日¹に執行される例祭時における「神輿渡御」と、例祭に合わせて氏子地域内の町内会で組織する11団体がそれぞれ地域を巡回する「山車巡行」は、ともに明治期の始まりとされ、現在においても地区住民が一体となって継承している伝統行事である。

¹かつては旧暦8月15日の開催であったが明治43年（1910）に月遅れの9月15日の開催に改められ、更に平成16年（2004）に現在の例祭日に変更された。

(2) 浅舞八幡神社の祭礼と山車巡行

行事は浅舞地区の市街地を中心に巡回される。周辺の農地を潤すために開削された水路網が張り巡らされており、浅舞八幡神社のほか、日本酒の醸造所や自噴井戸などの歴史的建造物・工作物が多く残る。なお、ここでは、敷地の裏手などにある井戸状の枠で囲った湧水地を「自噴井戸」として扱っている。

1) 関連する建造物

i) 浅舞八幡神社

浅舞八幡神社²は市街地の南東にあり、ほんだわけのみこと誉田別尊を祀る。寛政12年（1800）に現在地へ移転する以前は、浅舞城の裏鬼門に位置したと伝えられ、その跡地は現在「浅舞の古八幡跡」として市の記念物（史跡）に指定される。『浅舞八幡神社由緒書』（年代不明）によると、当時の八幡神社が田の中に入り、雨の度にぬかるみ参拝に支障をきたしたことや、天明年間（1781-1789）に近傍の人家の移転により取締上の不具合が生じたため、現在地へ遷座したとされる。この由緒書によると、文久2年（1862）に氏子によって拝殿と回廊の造営がなされ、明治13年（1880）に大規模な修繕が行われて現在の形式となり、同年に遷宮式が行われた。本殿は一間社流造。拝殿は桁行3間、梁間3間の入母屋造である。幣殿は桁行4間、梁間3間の両下造で、本殿と拝殿を接続する。屋根はいずれも金属板葺である。鳥居の手前に水が湧く池があり、身を清める御手洗として利用された。



浅舞八幡神社

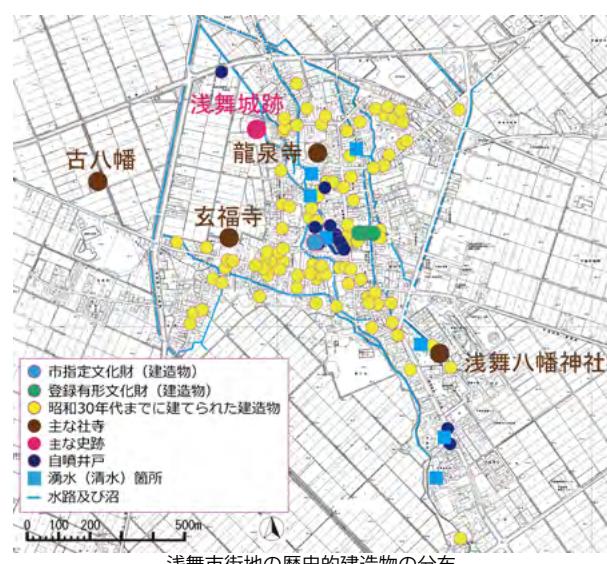


市街地の町並み

ii) 浅舞の町並み

浅舞地区の市街地は沼館街道を中心に形成され、12の町内会が組織されている。横手市役所旧平鹿庁舎の所在する南北の通りが沼館街道であり、この街道は北側の龍泉寺付近で東へと延びる。一方で旧平鹿庁舎から100mほど南で沼館街道は西に折れ、玄福寺を経て西と南に分かれる。同じ地点からは、「馬鞍街道」「増田街道」が東や南に延びている。

戦国時代以降、早い段階で現在の町割りが形成されたと推定されており、短冊形に割り振られた間口4～6間、奥行30～40間程度の敷地には、切妻造妻入二階建、金



2 「浅舞八幡神社由緒書」（浅舞八幡神社蔵）によると、天平12年（740）の浅舞村開拓の際にこの地の鎮守として創建された。江戸時代には藩主の佐竹家より崇敬を受け、寛保3年（1743）には佐竹義峯によって社殿の改築が行われた。明治5年（1872）、郷社に列せられ、明治19年（1886）には、県社に昇格した。



洋風建築の例
(旧浅舞郵便局、昭和 11 年築)



自噴井戸

属板葺で正面に奥行 1 間ほどの下屋を設け、1 階に店舗を有する商家兼住宅の主屋が通りに面して建てられ、その背後には土蔵や付属屋がつく。通りの裏手には、湧水が入り混じる水路が巡り、敷地の背割りとなっている。こうした建造物は、主として明治初頭から昭和 30 年（1955）代までに建てられ、地区内には市指定（建造物）が 1 棟、登録有形文化財（建造物）が 3 棟所在する。また、大正から昭和初期とみられる洋風建築も多く残る。

この地域では地下水位が非常に高く、現在でも上水道の整備が必要とされていない。以前は、自然湧水や自噴井戸を敷地の裏手などに構え、生活用水として共同で利用していた。こうした工作物には、枠状の洗い場を設けたもの、周囲を石積みにより養生したものなどがある。市街地を貫く大宮川の流れを天和 2 年（1682）に迂回させたことによって形成された「琵琶沼」^{ます}^{びわぬま}沿いに多く現存し、戦前までに現在の形式が整

えられた。これらの工作物は、水が豊富で且つ清らかであったという浅舞の特性を物語り、歴史的町並みの重要な構成要素となっている。

2) 浅舞八幡神社の神輿渡御行事

浅舞八幡神社の秋季例祭においては、本祭として神輿渡御が行われるほか、山車に関する神事も行われている。正式には一連の行事も含めて「浅舞八幡神社秋季例祭」と呼ぶ。

神輿渡御の始まりは定かでないが、現在使用される神輿は明治 19 年（1886）の県社昇格の頃、浅舞城主小野寺氏の末裔^{まつえい}が上方の職人より購入し奉納したものと伝わる。大正 9 年（1920）には、山車の奉納を行わない氏子集落が神輿渡御を担当することが規約として定められていることから、その頃には神輿渡御が行われていたことが分かる。なお、この神輿には小野寺氏の家紋の一つである五葉木瓜^{ごようもっこう}の装飾が付く。

i) 宵宮と本祭（神輿渡御行事）の概要

敬老の日直前の日曜日に行われる浅舞八幡神社神輿渡御の本祭に先立ち、前日土曜日の午後 4 時 30 分からその年の「御旅所」（お宿）において「宵祭神事（御旅所祭）」が執り行われる。神社の責任役員などのほか、御旅所の運営を担う「統前町³」から年番長が参列し、本祭に神靈を迎えるために御旅所のお清めが行われた後、神輿渡御及び山車運行の安全などが祈願される。続く午後 6 時 30 分からは、浅舞八幡神社において「山車奉納祭」が執り行われ、宵祭神事参加者のほか、山車を奉納する全ての町内から年番長が参列し、



御旅所祭



山車奉納祭

3 統前町は市街地の 12 町内会によって一年交代の持ち回りで担当される。

山車奉納の祈願が行われる。

例祭当日は、午前9時に浅舞八幡神社において祭神を神輿に遷す「神幸祭」が執り行われる。その後、午前10時に神輿渡御が開始され、行幸路⁴に沿って行列が進む。神輿渡御は、先導役、旗や鉾などを持つ威儀物持者、祭員、統前町年番長、宮司、神輿役、神輿、責任役員、氏子総代、各町内年番長の順に構成され、神輿の前後に初穂係が付く。このうち、先導役は道案内を担い、神輿役は拍子木を叩いて各諸役に合図を行う。

神輿渡御は開始当初より、12町内会で構成される浅舞市街地において行われている。行幸路沿いには、山車の奉納を行う11団体によって祭壇を組んだ「祭典事務所」が設けられており、神輿渡御の行列が祭典事務所へ到着した際には花火が打ち上げられ、町内及び氏子の安全や生活向上を祈願する祝詞が奏上される。行列は午後1時頃に「御旅所」に到着し、神事が執り行われる。御旅所内に設置された斎場に御靈代が移された後、祝詞奏上や豊栄舞の神楽奉納などが行われる。その後、御旅所を発つ際は宮司と統前町年番長は神輿の後ろに位置が変わる。午後4時頃に浅舞八幡神社に行列は戻り、次年度統前町年番長などの参列の下、祭神を神社に戻す「還幸祭」が行われて本祭が終了となる。

なお、神事を行うとともに休息地ともなる「御旅所」であるが、この設置及び運営は、かつては地域の有力地主によって行われたが、大正9年（1920）に「統前町順番規約」が出来たことにより各町内の持ち回りとなり、現在に至っている。当時の規約には11町内の持ち回りとすることと5つの班⁵に分けることが定められているが、現在では12町内会での持ち回りとなっている。

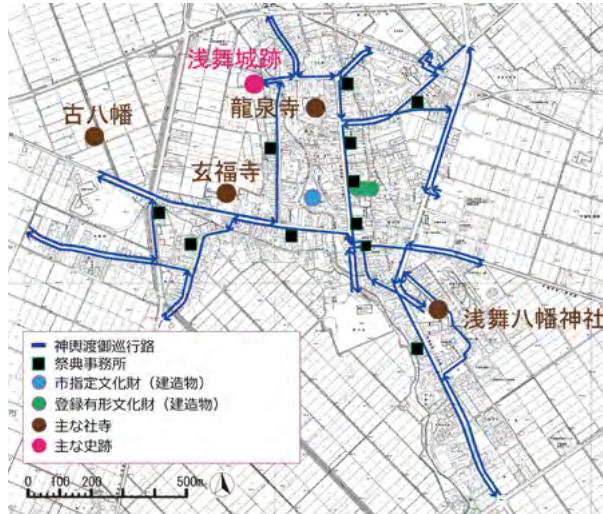
3) 山車奉納及び巡行

山車巡行は、浅舞八幡神社の秋季例祭に合わせて行われ、10台の飾り山車と1台の踊り山車が浅舞市街地及び周辺集落を巡行する。宵宮の「山車奉納祭」においては、計11台の山車が浅舞八幡神社に奉納される。

山車の起源については、初代平鹿町長である寺田傳一郎（1905-1965）が昭和35年（1960）

4 祭神が誉田別命（応神天皇）であるため、「行幸」と取り扱われている。

5 1班：田中・四ツ閑、2班：仲町・六日町・新町、3班：覚町、4班：柴町・蔵沼・伊勢堂、5班：本町、宿館の5班体制であり、田中町内が統前町の際には四ツ閑町内が協力をすることを定めたもので、現在は各町内単独で統前町の運営が行われている。なお、覚町内は現在「覚町上」と「覚町下」の2町内に分かれている。



神輿巡回路



神輿渡御



祭典事務所の例



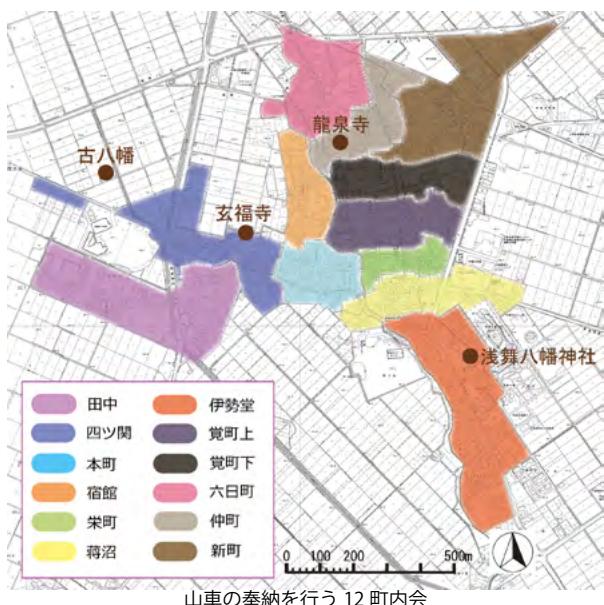
大正6年（1917）の山車

に発表した『雪国小記』によると、明治3年（1870）の浅舞八幡神社秋季例祭の際に、本町町内会の若者連が東海道五十三次を模して「置き人形」を町内各所に余興として飾ったことが伝聞として記載される。この「置き人形」を飾ったのは、明治期に浅舞の商人が商売相手である土崎（秋田市）の商人らから、用具を譲り受けたことがきっかけとの口伝もある。

その後、「置き人形」は盆踊りの囃子の舞台として使われていた屋台に乗せた形態となり、商人や地主の出入り人によって担がれる「担ぎ山」を経て、現在の曳き手による「曳き山」の山車へと変化していったようである。やがて、各町内への巡回と浅舞八幡神社への奉納が行われるようになり、本町町内会の山車に使用された飾りの修繕記録などから、遅くとも明治35年（1902）頃までには現在の行事の骨格が整ったと推定されている。

山車の浅舞八幡神社への奉納は、明治19年（1886）の県社昇格や同25年（1892）の神社隣接地への明治天皇遥拝殿の建設、同じく隣接地である浅舞公園の整備拡充などに力を尽くした地元の伊勢多右衛門（1833-1914）が先に立って行ったとされている。

i) 山車巡行の流れ



山車の巡行は、明治期から昭和30年（1955）代までに建てられた家屋や、町の発展を支えた湧水が入り混じる水路が広がる町並みを中心に行進する。

山車奉納及び巡回は、市街地を構成する12町内会によって行われ、基本として1町内会で一つの奉納団体を構成するが、仲町町内会と六日町町内会では2町内会合同で一つの奉納団体を構成し、踊り山車の奉納を行うため、山車の数は11台となる。飾り山車には人形・お宮・山・松・滝・水しぶきなどの飾りを付け、「弁慶の立ち往生」といった合戦の場面などが表現される。市街地には、山車奉納を行う11団体によって、祭壇を組ん

だ祭典事務所や山車を保管する「山車小屋」が設けられる。祭典事務所の設置や山車の制作・巡回は団体毎に組織された年番によって担当される例が多く、この年番は1班のみの団体を最小に、最大は4班体制となっている。中には、山車の制作を年



飾り山車の巡行



踊り山車の巡行

番が行い、巡行は若者が行うというように役割を分担する団体もある。

山車巡行は、例祭の当日、所属する団体の祭典事務所へ山車の運行責任者が出発の挨拶をした後、午前9時前後に各々の山車小屋から開始される。山車には神社から授与された御神札が取り付けられる。これにより山車が神靈の依代となり、山車を曳きまわすことで巡行先の町内を清める。「飾り山車」は団体名を記した「看板持ち」を先頭に、「曳き子」「山車」「囃子手」^{はやし手}の順に続き、囃子は太鼓・笛・手平鉦などで構成され、太鼓は山車の後部に屋根をかけて設置される。「踊り山車」は、山車の上に「踊り手」と「囃子手」が乗る形となる。山車の巡行中は囃子が隨時添えられ、要所で盛大に囃される。ただし、巡行の最中に神輿渡御とそれ違う際は一旦囃子をやめて敬礼をすることになっている。一日かけて山車の巡行が行われ、夕方4時前後に山車小屋へ戻り、その後、祭典事務所へ運行責任者が帰着の報告をして終了となる。なお、山車は例祭当日ばかりではなく、宵宮の昼前後から周辺のゆかりのある集落を、囃子を伴いながら巡行して住民に披露している⁶。団体によって巡行の範囲は異なるが、範囲については毎年踏襲されている。

山車に添えられる囃子については、同じ浅舞地区の鍋倉集落に伝わる「鍋倉囃子」（市無形民俗文化財）の演目が取り入れられる。華やかな曲調の「けんばやし」や打ち手の技量が求められる「きつねばやし」は、神社への奉納を兼ねて出発前に演奏される。道中は軽快な曲調の「にほんたけ」やしっとりとした曲調の「道中ばやし」、人を集め際には活気の溢れる曲調の「寄せ太鼓」、集まった聴衆に楽しんでもらう際には打ち手の動作が一番賑やかな「サイサイ囃子」が基本として演奏される。

神輿渡御と山車の巡行が行われる浅舞地区の市街地では、宵宮の日までに住人によって祭典灯籠台が立てられ、提灯が掲げられる。また、同日までに奉納団体によって神域を示す注連縄が市街地一帯に張り巡らされる。祭典当日、住人は玄関などの通りに面した屋内に台を設け、その上に湧水がこの地にもたらした恵みである米や酒、野菜などを供え、神が宿る神輿と山車を迎える。神輿には初穂として米を供え、山車には花代として御祝儀を提供する。巡行路沿いの酒造会社では、店先に置いた大きな樽に酒造りに使う湧水を汲み入れ、観光客や山車を曳く人々に振舞っており、大正の創業当時から継続している。



囃子手



通りに面して置く供物



初穂を供える住民

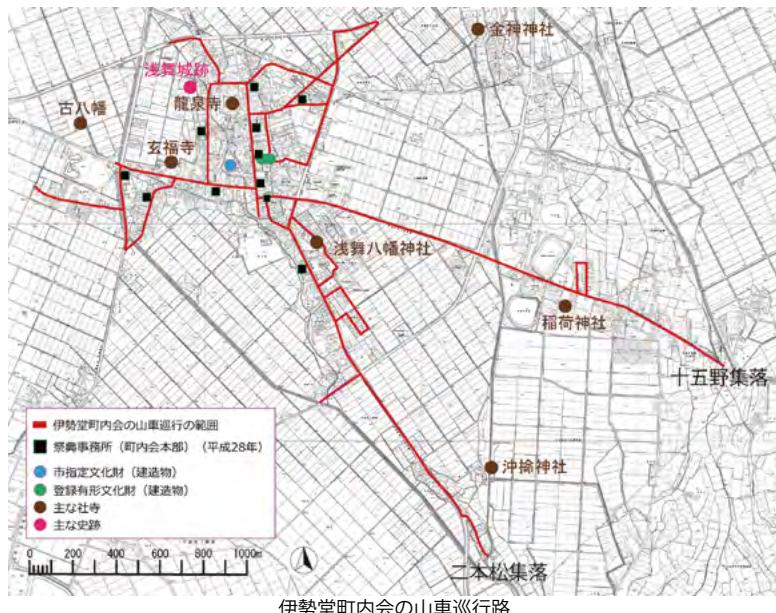
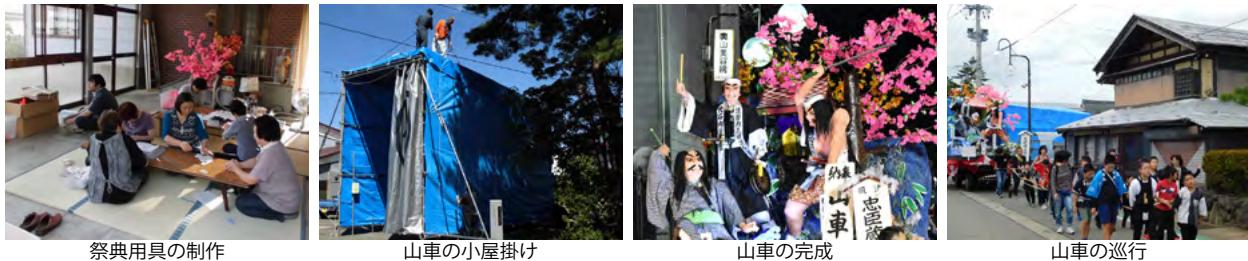


振舞われる湧水

6 午後7時からは11団体が市役所旧平鹿庁舎前を中心とする沼館街道上の覚町通りと本町通りでライトアップされた山車を展示し、町内ごとに囃子の演奏や踊りを披露する。昭和60年（1985）代前半以前はそれぞれの山車小屋付近に設けられた舞台で夜を徹して演芸が行われていた。

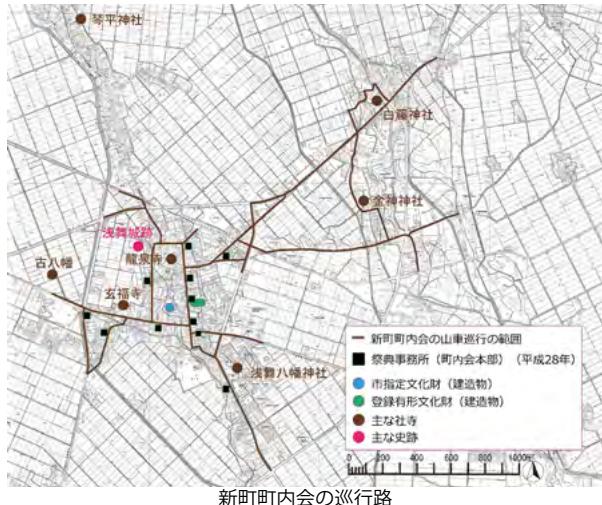
ii) 伊勢堂町内会に見る山車巡行の例

伊勢堂町内会の年番は4班体制となっており、一班は13軒ほどで構成される。年番長は町内や祭典の事情に明るい、主として年長者が交代で務めている。山車の小屋掛けは概ね8月の最終日曜日に行われ、小屋掛けは青年層の集まりである「伊勢栄会」が担当する。ほぼ同時期に、年番による山車制作や小学生らによる囃子の練習も開始される。



山車巡行にあたっては、年番より2名程度が伊勢栄会とともに山車の運行を行い、ほかの年番員は祭典事務所の運営などに従事する。山車は、宵宮の日中には、市街地東方の十五野集落まで巡行を行う。例祭当日は早朝に市街地南東の二本松集落まで山車巡行を行った後に山車小屋へ戻り、午前9時30分頃から市街地を巡行し、午後4時過ぎに山車小屋へ戻る。市街地周辺の集落まで巡行範囲を拡大し、山車を披露するようになったのは、集落住民の要望がきっかけであり、既に50年を超える歴史がある。例祭翌日に山車及び山車小屋を解体し、一連の行事は終了する。

もとまち しんまち たなか
例として、本町・新町・田中の各町内会の巡行エリアに見られるように、11の山車それぞれが独自の巡行エリアを持ち、浅舞市街地のみならず長年広範囲の近隣集落を巡行していることから、平鹿地域西部のほぼ全域で活動が展開されている。



iii) 行事の変遷

山車巡行は、行事開始時の形式を概ね踏襲しているものの、時代の変遷とともに、奉納形式や巡行形式は軽微な変容を遂げている。浅舞八幡神社への山車奉納については、かつては宵宮の「山車奉納祭」として、山車そのものが参加していたが、昭和 60 年（1985）代から団体の年番長が参加して執り行われるようになったという。また、山車奉納と巡行がいつから現在の 11 団体により行われているのかについては明確ではないが、昭和 32 年（1957）9月 17 日の秋田魁新報によると、当時において既に現在と同様の 10 台の飾り山車と 1 台の踊り山車が奉納・巡行されていることが確認出来る。



昭和 38 年（1963）の山車

（3）おわりに

神輿渡御と山車巡行は、旧浅舞村を基盤として、時代の変遷に従って徐々に変容しながら現在も継承される。市街地には、江戸期から続く朝市や歴史的建造物が軒を連ねる町並みが残り、市街地の周りには広大な田園風景の中に農村集落が点在する。このような景観は町の発展の歴史を物語る一方で、自噴井戸や湧水が入り混じる水路など、町の発展を側面から支えた水資源に係る工作物も、歴史的景観に重層性を付与している。こうした市街地及び周辺の農村集落で展開される神輿渡御と山車巡行は、市街地ばかりでなく周辺の農村集落をもその活動圏に含むことで、地域間の結束をより高めるとともに、新たなコミュニティーを創出している。

毎年 8 月のお盆を過ぎてからのおよそ一ヶ月は、それぞれの山車小屋に集まり山車を制作する光景が展開され、夜には囃子稽古の音色が響き渡る。祭典の準備期間は地域の結束を高める機会でもあり、山車の制作方法や囃子の妙技が次の世代へ連綿と受け継がれる伝承の期間でもある。囃子稽古の音色に

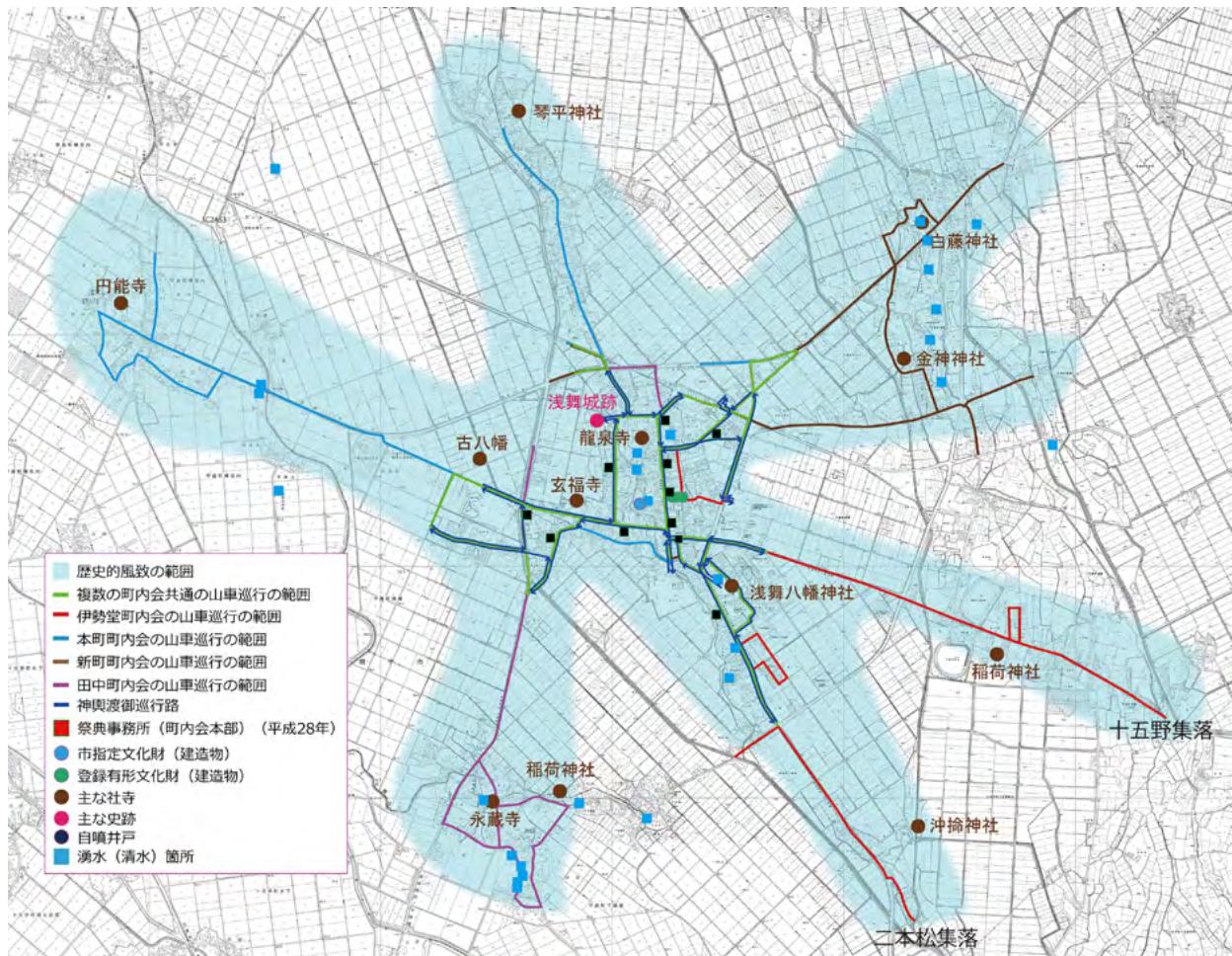


宵宮に沼館街道へ集まった山車



周辺集落へ向かう山車

心沸き立ち、日一日と組みあがる山車を見る度に、一年の間心待ちにしていた日がまたやってくることを実感する。そして宵宮、本祭日。このハレの日を指折り数えて日を重ねた町衆は、町内ごとにそろえた衣装を纏い、家を駆けだしていく。遠くから聞こえる囃子の音色はまさに「寄せ囃子」。音色を聞くや、「また浅舞の山車が我が集落にやってきた」と戸口に立ち、徐々に眼前に迫る山車の姿を見つめる町の人。こうした光景が、市街地から離れた集落でも何十年も繰り返されており、残していきたい歴史的風致となっている。



浅舞八幡神社の祭礼と山車巡行による歴史的風致の範囲

コラム

- 水神信仰 浅舞には、個人の敷地内で湧く清水や道端に設けられた共同井戸の周り、水路の周辺などに水神様を祀る光景が多く見られる。琵琶沼沿いの清水では毎年5月1日に清水祭が行われるほか、龍泉寺沼のほとりに祀られる龍神の祠では、観町下町内会の住民を中心とした「講」組織によって祭祀が継続されるなど、水に恵まれ、豊かな実りや生活をもたらしてくれる神として、個人や講組織などによる信仰が続く。
- トミヨ 市街地を流れる大宮川や琵琶沼から流れ落ちる水路などは、流路沿いや底から湧く清水を加えて清澄な流れとなって町並みを巡る。この清澄な水のシンボルとして琵琶沼には『環境省レッドリスト2015』で絶滅危惧ⅠA類の「トミヨ属雄物型」及び絶滅の恐れのある地域個体群の「トミヨ属淡水型」が生息し、「トミヨ及びイバラトミヨ生息地」として、その生息地が県の天然記念物に指定される。



昭和50年代の清水祭

3-2 沼館八幡神社の道中獅子による歴史的風致

(1) はじめに

雄物川地域にある沼館地区は、秋田県最大流域面積を持つ雄物川の上中流域東側にある平鹿郡（現 横手市）西部の中心的な町として栄えた。横手盆地から日本海側を結ぶ東西道と自然堤防上の秋田への南北道が交差し、雄物川の渡船場に近い交通上の要地であることから、古くから物資の集散地として都市が形成され、城館が築かれた。

地区名の由来となった「沼館」は、平安時代後期に起った源氏と清原氏による後三年合戦の「沼柵」に由来する。室町時代には、雄勝郡を所領としていた小野寺植道（1487頃-1552頃）が平鹿郡進出の拠点として沼柵を改修して造ったとされる沼館城に入った。沼館城が造られたと同時に八幡神社が城内北側に遷座され、これを中心として南側に「館小路」・「下小路」・「荒町」などの町並みが短冊状に整えられていった。このような理由から江戸時代には「沼館城廻村」とも呼ばれている。南側の「今宿村」では寛文4年（1664）には定期市が開設され、さらに南の「深井村」では、領内及び隣藩の矢島藩からの物資で川港が栄えたが、沼館村はこれらの村々を取りまとめる親郷として機能し続けた。

この沼館地区において、町割りの起点とされ、古くから鎮守として地域住民の信仰を集めているのが「沼館八幡神社」である。この沼館八幡神社において、9月第2日曜日の祭典時に執行される「神輿渡御行事」は、行列の先頭を構成する道中獅子が「沼館八幡の獅子舞」として、市の無形民俗文化財に指定されている。沼館八幡神社の神靈を分霊した神輿が、旧沼館村の範囲にあたる氏子の主要な居住圏を巡行するこの活動は、江戸後期に起源をもち、地区住民も一体となって継承している伝統行事である。



(2) 沼館八幡神社の神輿渡御行事

行事は沼館地区の市街地を中心に巡行される。神輿渡御の巡行路沿いには、沼館八幡神社や蔵光院などの社寺のほか、住宅などの歴史的建造物が多く残る。

1) 関連する建造物

i) 沼館八幡神社

沼館八幡神社は、正式には八幡神社という。永延2年（988）に石清水八幡宮を勧請して、沼館の北、「矢神」の地に社殿を建立したのが始まりとされ、菅江真澄が文政年間（1818-1830）に著した『雪の出羽路』では、前九年合戦の折に源頼義・義家親子が戦勝祈願を行ったこ



沼館八幡神社

となどが記載される。祭神は応神天皇、天照皇大神、稻倉魂命、軻遇突智命・玉依毘売命・白山毘売命。大永年間（1521-1528）に小野寺植道が沼館城主となり、矢神の社殿を城内に遷し、社殿を造営したとされる。天正18年（1590）に戦火に見舞われたほか、慶長6年（1601）に沼館城が廃城になり、神宝を入れた蔵が破壊され、その多くは紛失したという。

現在の社殿は、明治9年（1876）に近火で類焼したため、

久保田城内の佐竹氏の一社である稻荷神社社殿を購入し、同12年（1879）に造営したものである。拝殿は寄棟造、平入、金属板葺で、幣殿に接続する。いずれも本殿と同時代に移築されたとみられる。本殿は市の指定文化財（建造物）に指定され、桁行3間、梁間2間に向拝3間を付け、入母屋造平入、鉄板葺である。本殿の大半はケヤキ材で、彩色のない素木造であるが、いたるところを豊富な彫刻で飾り、江戸時代末期の神社建築の特色を示している。神社所蔵の棟札には、「奉再築八幡神社々殿一棟 明治十二年十一月十三日」とある。

ii) 蔵光院



蔵光院山門

沼館城は後三年合戦の際の沼柵の地を改修して造営されたと伝わり、蔵光院はその地に位置する。蔵光院は真言宗の寺院である。長治元年（1104）に三輪山吉祥院第26世の快嘉法印が宥舜法印に命じて雄勝郡鶴ノ巣に一山を開創した。その後、大永年間（1521-1528）に小野寺植道が鶴ノ巣から沼館城内へ遷した。沼館城は、蔵光院の現在の境内地に隣接する

旧雄物川北小学校敷地も含む広い郭を持っていたと伝わる。

り、この城の造営にあたり、既存の沼柵の面影は失われたとされ、現在見られるのは小野寺植道以降の城郭への出入口である柵形や土壘である。大永年間（1521-1528）頃の造営とみられる土壘は現在も良好に保存されており、本丸及び二ノ丸推定地を囲むほか、三ノ丸南西角及び同北東辺に一部が残存する。もっとも保存の良い本丸推定地南側では、最大幅14m、裾部分の比高が最大8.4mで、断面は台形である。山門の入口には「沼の柵址」の石碑が建つ。

iii) 沼館の町並み



沼館の町並み

明治時代に作られた切絵図を見ると、沼館集落は水堀で囲まれた区画となっており、地割は道に面した短冊型である。沼館八幡神社から沼柵推定地である蔵光院境内地（沼館城本丸）に向かう道を「館小路」、東側の角間川街道と呼ばれた道を「下小路」という。近世前半は沼館城廻村と呼ばれ、沼館城築城以降に現在の原型が造られたことがうかがわれる。

角間川街道沿いには切妻造妻入りを主とした商家建築

が立ち並ぶ。大正7年（1918）に「横荘線」が開通し、「沼館駅」が設置された。沼館駅は、沼館と今宿の中間地点に置かれ、駅と角間川街道を結ぶ道が造られた。駅前には米の集積のために倉庫が相次いで建設され、現在も利用されている。

沼館八幡神社の東側に隣接する「塩田家住宅」は、地域の主要な交通路である角間川街道

の突き当たりに広大な屋敷を構えている。主屋（木造一部二階建、建築面積 616.53 m²）及び鞘付土蔵（土蔵造二階建、建築面積 74.98 m²）、味噌蔵、前蔵を構える。主屋の背後には、外蔵として新蔵や細工小屋、材木小屋が点在する。塩田家は、藩政末期の嘉永年中（1848-1854）より沼館村外十か村の親郷肝煎を務めた。塩田家初代から七代目までの事績を記録した家伝書によれば、嘉永 5 年（1852）に居宅を新築し、慶応 4 年（1867）には戊辰戦争に巻き込まれて居宅の一部が取壊された。その後、横莊鉄道事業や銀行事業に参画し、国会議員などを務めるなどしたことから接待用の部屋を造るなどの増改築を経て現在に至っている。



塩田家住宅

2) 沼館八幡神社の神輿渡御行事

神輿渡御行事は、沼館八幡神社祭典の主要な行事の一つにあたる。行事の起源については、文政年間（1818-1830）の『雪の出羽路』に「若宮八幡宮並末社 年中行事祭礼社式次第」があり、この中で「八月朔旦（中略）終テ獅子舞始ル、毎年如ニ恒例一。先神官ノ庭ヨリ舞始メニ番ニ本社八幡宮ニ舞フ、三番ニ館ノ内中ノ松ヲ舞フ〔小野寺ノ古館ノ跡ハ藏光院建リ、此藏光院の庭前に中洲の枯木あり、中松とはそれをいふ也〕此曲終リテ郷の門々ヲ舞ふ。或は処々に神酒等 奉 二調進一家アリ、則ニ拝頂一之也。」とあることから、文政年間（1818-1830）には、毎年恒例の行事として「獅子舞」があり、神官宅や沼館八幡神社のほか、市中でも行われていたことが分かる。なお、同じ『雪の出羽路』では、獅子頭の由緒について「古代の獅子頭も義家卿の寄附にて、眼は印子金にて作りたれば、盗人の入て獅子の眼をくりぬすみ去て、獅子は世々経にふりてこぼれかゝりて、残りたる其腮に天喜（1053-1058）ノ文字仄見えたりしが、是も廻禄にやかれてうせぬ。」とある。



神輿渡御行事



昭和 30 年頃の神輿渡御行事

明治 9 年（1876）の社殿の火災により古記録は失われてしまったが、大正の終わり頃から昭和初期の頃の絵はがきを見ると行列の順番に多少の前後があるが構成は変わっていないことが確認できる。宮司や地元の古老の話では、神輿渡御にかかる次第や行列の人数は決まっており、少なくとも昭和の中頃から現在に至るまで、馬の数が 2 頭から 1 頭になったこと以外は変わっていないと語る。



先払



獅子舞・槍



鉄砲・弓



先払・神主・神輿・五旗

神輿渡御の古写真

i) 宵宮と本祭の概要

本祭に先立ち、前日9月第2土曜日の夕方から、宵宮の行事が執り行われる。これには沼館地区の代表及び神社総代役員が参加し、町内の繁栄と安穩が祈願される。



宵宮で売られる八幡納豆

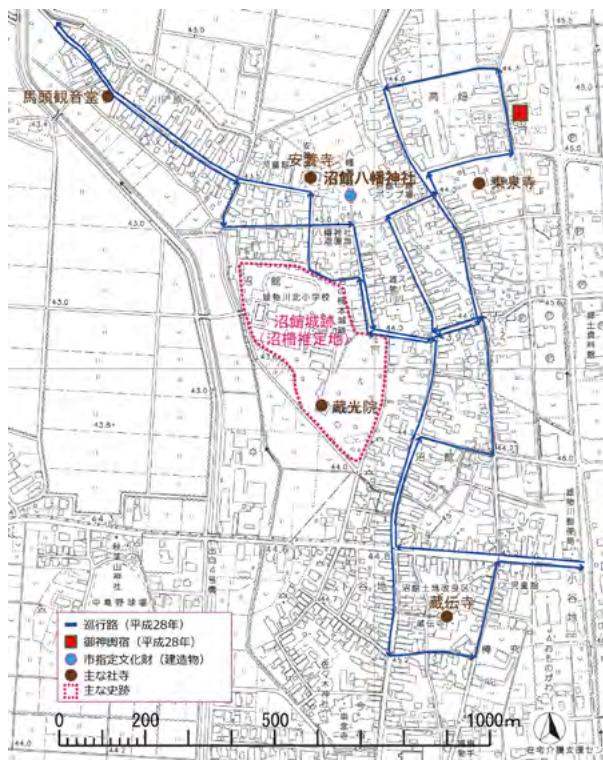
参道では、この日限定の「八幡納豆」が販売され、これを求めるために遠方より訪れる人も多い。納豆は後三年合戦のさなかに誕生したとの説があり、近隣各所に納豆の発祥伝説がある。沼館八幡神社は別名「納豆八幡」とも称され、『雪の出羽路』においても、「沼館の若宮八幡宮の神事は八月十五日にて、十四日の忌夜よりこゝらの商人、山なすばかり糸曳納豆てふ物を売る也。

これを詣人、手毎に買もて家々のつとにぞしける。さりければ是を納豆祭りと云ひ、また納豆八幡などともいひあへるは恐もまをし奉るものかな。」と記載され、江戸時代から継承されている。

日曜の神輿渡御行事では、午前8時に祭典が始まり、その後「出御の儀」が執り行われ、主祭神を神輿に移す。出御の儀が終了したのち、神輿を中心として行列が組まれ、午前9時の花火を合図に一行が神社を出発し、神輿渡御が開始される。一行は獅子舞を先頭に氏子居住域を巡行し、正午頃に沼館八幡神社に還る。神社に還った時には、刀や杖といった手に持つ道具を頭の上に掲げ、拝礼しながら鳥居をくぐり、境内地に入る。ほどなく「還御の儀」が執り行われ、神輿に分霊した神靈を奥殿に戻して一連の行事は終了する。

ii) 神輿渡御行事の概要

神輿渡御行事における巡回路は年々踏襲されており、後三年合戦の伝説が多く残る歴史的な地域で巡回が展開される。行列は大きく、先導役となる「一番御先払」を先頭に獅子舞が進み、その後ろをさまざまな道具を持ち、羽織袴や半纏などの装束を纏った諸役が従う。行列の中央あたりを天狗面や神馬が進み、神輿の後ろには神社氏子総代役員が従う。



神輿渡御行事の巡回路（平成28年9月11日）

● 行列の順序

1. 一番御先払 (2) - 2. 御獅子舞 (10) -
3. 練子 (90) - 4. 御鉄砲組 (20) -
5. 御弓組 (18) - 6. 二番御先払 (2) -
7. 御挾箱 (2) - 8. 三番御先払 (2) -
9. 新鳥毛 (2) - 10. 御鉾 (2) - 11. 四番御先払 (2) -
12. 御神馬 (2) - 13. 御立傘 (1) - 14. 御台傘 (1) -
15. 長柄立傘 (1) - 16. 天狗面 (1) -
17. 立物行行列係 (2) - 18. 御松傘 (2) -
19. 白鳥毛 (2) - 20. 黒鳥毛 (2) - 21. 海草 (2) -
22. 銀瓢 (2) - 23. 金瓢 (2) - 24. 唐頭 (2) -
25. 五番御先払 (2) - 26. 御纏 (2) -
27. 御幣束 (5) - 28. 六番御先払 (2) -
29. 五旗 (5) - 30. 御神輿 (10) - 31. 御台 (1) - 32. 神官 (1) - 33. 御初箱 (1)

※ () 内の数字は割当人数



神輿渡御行列の並びと主な役

行列のうち、「神馬」は藁に入った豆と御幣を背中に載せ神輿の前を歩く。「馬の背で藁に入った豆が発酵して納豆ができた」との伝承もある。34の役割が各氏子単位で決まっており、総勢220人で行うのが正式と伝わっている。近年では各役割の大半を地区内の小中学生が担っており、地区内のある様な関係者によって支えられている。保護者も子どもたちの様子を見守りながら行列に帯同することから、大規模な行列となっている。

巡行する町内は9班で組織され、当番班の中に「御神輿宿」を設け、祭事や直会を切り盛りする。神輿渡御の行列は、神社を出発したのち、南側から順に氏子の住む集落を回り、御神輿宿を目指す。御神輿宿には、竹や丸太などで柵状に囲んだ「矢来」を組み、提灯を掲げ、縄を張って「御神輿宿」と記載された札を掲げる。御神輿宿に到着すると神輿は安置され、宮司より祝詞が奏上される。当番班の世話役は神官や氏子らに酒肴を振る舞いもてなす。巡行路沿いの家々では、入り口や窓を大きく開け放ち、祭壇を設け神輿を迎える。祭壇には、季節の花々やススキが活けられ、御神酒や赤飯、果物などが供えられる。また、御初穂として米を和紙で包み献上する。

iii) 道中獅子

市内における神輿渡御行事の中でも、沼館八幡神社の神輿渡御行事に特徴的なものが行列の中の「御獅子舞」である。「御獅子舞」は、獅子頭、太鼓、笛、鉦及び舞人の、およそ10名で構成される。いわゆる道中獅子であり、巡行路沿いの交差路において、町内安全、五穀豊穣、悪魔退散の獅子振りの所作を行う。所作を行うのは巡行路のうち、集落の境にあたる部分や主たる交差路などである。所作を行わない交差路では、獅子は町の外側に向かって噛む所作を行い、厄除けを祈願する。



ワラを背負う神馬



御神輿宿（平成28年）



巡行路沿いの民家の祭壇



町の外側に向かって厄除け祈願



「御獅子舞」の口割の所作



交差路などの演舞を行う場所に到着すると行列は歩みを止め、お囃子が囃される中で演舞くちわりが行われる。演舞には「口割」という1番のみが伝承される。まいいて 口割は、刀を持った舞手が獅子とからみ、最後に刀で獅子の口を割るというもので、獅子との戦いを表しているとされる。演舞が終了すると行列は進行を再開する。各交差路には見物人が集い、ひときわ賑わいを見せている。巡回の合間にも獅子は子どもを見つけては駆け寄り、頭を噛む所作を行い、厄除けを祈願する。特に赤子を抱えた母親が頭を噛んでもらうために沿道で獅子を出迎える例も多く見られる。また、獅子舞は、巡回路沿いの交差点のほか、個別に依頼のあった氏子の家で実施する場合もある。道路に面していない家でお初穂を用意している家では、巡回路沿いから自宅に向かって直角に水或いは砂、塩などを撒く。こうした家には、獅子が訪問し口割の所作を行う。神輿が通った後の砂にはご利益があり、福を呼び込むと言われる。



獅子舞を待つ人々

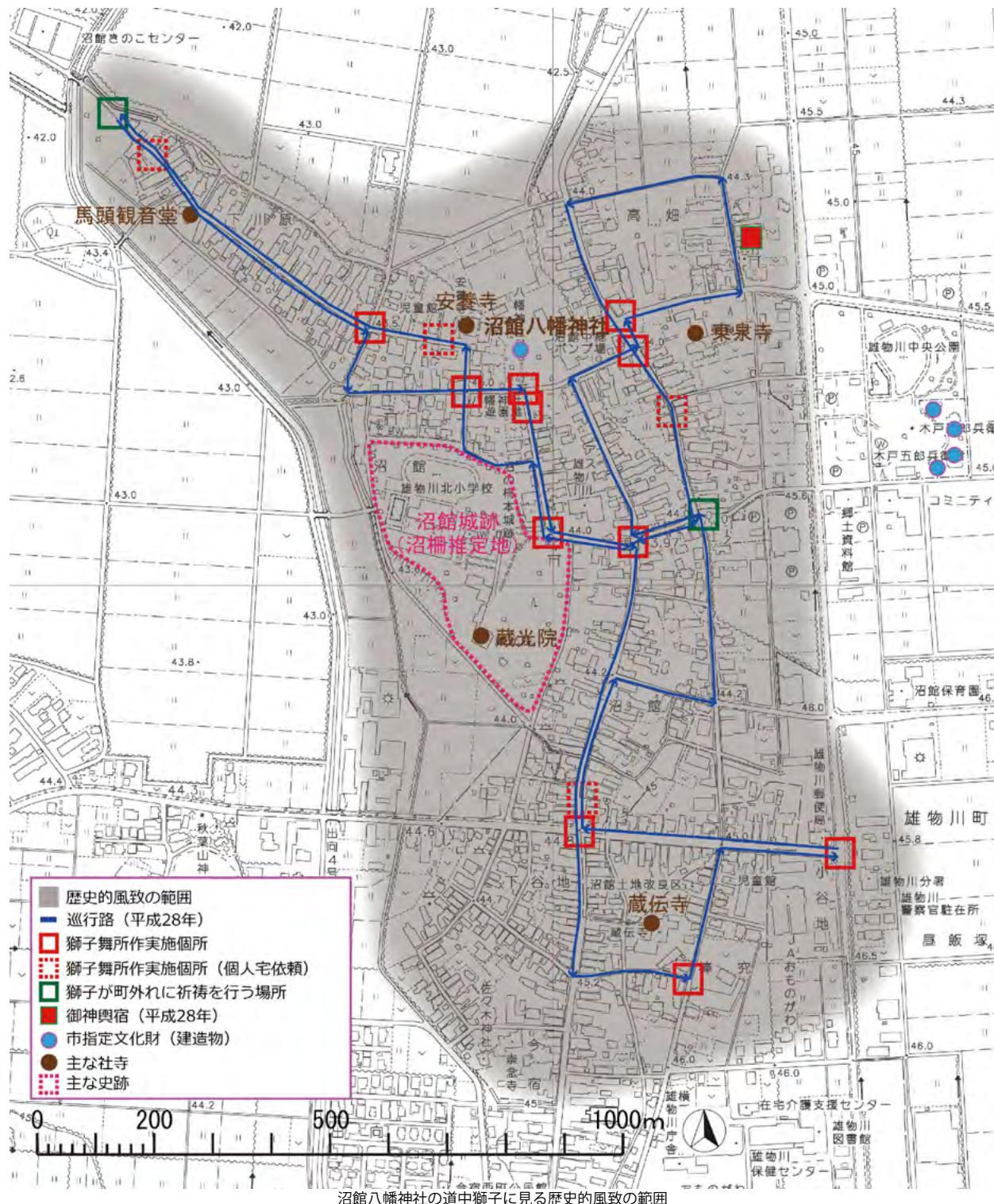


子どもの頭を噛んで厄除け

獅子舞奉納を求める標示
(道路から家の方向に直角に水を撒く)

(3) おわりに

本行事は、行事の参加者ばかりでなく、巡回路沿いで神輿を迎える住民など、多数の地区住民の関わりがあり、地区住民全体を担い手として維持されている。沼館地区は、後三年合戦の伝説が随所に残る地域であり、沼館八幡神社そのものにも合戦にまつわるエピソードが多数残されている。こうした町並みで展開する神輿渡御では、特に市内の同様の行事の中でも珍しい道中獅子が行われ、行列の中でもひときわ異彩を放っている。住民はこの行列を待ち望み、獅子舞を出迎え、その舞に驚嘆する。沼館地区において、地域住民が一体となって継承してきたこうした伝統行事は、本市の残していきたい歴史的風致となっている。



3-3 波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致

(1) はじめに



保呂羽山と波宇志別神社は、横手市西端の大森地域八沢木地区にある。日本海側の由利本荘市に向かって東西に延びる道を西進すると家並みが断続的になり、波宇志別神社の仁王門が現れるとともに山林が迫り、出羽山地の小高い山並みに包まれていく。この山並みの中で頭一つ抜け出ているのが標高438mの台形の山体をした保呂羽山であり、盆地内の広い範囲から望むことができる。

保呂羽山は、平鹿・仙北・由利の三郡にまたがり、靈山として古くから山自体が崇敬されてきた。この保呂羽山の山頂に鎮座する波宇志別神社は、平安時代、朝廷によって編さんされた「延喜式神名帳」(927年)に掲載されている神社(式内社)であり、北東北で唯一途絶えることなく約1,200年の歴史を刻んできた秋田県屈指の古社である。その創建は天平宝字元年(757)と伝えられる。この地方の歴代の権力者から信仰を集めしており、江戸期に領主となった佐竹氏の厚い庇護を受けたほか、波宇志別神社の神官(別当)を務めていた大友氏と守屋氏は、久保田藩内の「社家」を統括する「社家大頭役」を世襲している神職家で、大きな権威を持っていた。

保呂羽山への参拝道はいくつかあるが、保呂羽山が三郡の境で藩境にあったことから、本道と呼ばれる主要な参拝ルートは交易ルートとなり、番所が設けられるほどであった。この道沿いには波宇志別神社の氏子が暮らしており、現在も地域の中心を走る生活道路として使われている。

波宇志別神社の神域に暮らす人々は、古くから晩秋の霜月神楽や正月の本殿参り、春祭りなどといった波宇志別神社の年中行事に携わるとともに、霜月神楽とも縁の深い八沢木獅子舞などを継承するなど、波宇志別神社と共に長い歳月を重ねてきた。



参道に沿って形成された町並みと保呂羽山波宇志別神社仁王門

(2) 保呂羽山信仰と波宇志別神社

保呂羽山は山自体が古くから信仰の対象であり、波宇志別神社はこの保呂羽山に鎮座している。波宇志別神社には、山頂に建てられている「本殿」のほか、参拝道に立地する「下居堂」や「里宮」といった神事に深く関わる建物などが残されている。

1) 保呂羽山信仰の広がり

波宇志別神社は、御岳山塩湯彦神社・高岳山副川神社とともに北羽式内社三社の一つに数えられ、塩湯彦神社と副川神社は、中世末までに祭祀が途絶えたが、波宇志別神社は唯一途絶えることなく継承されてきた。こうしたことから、保呂羽山信仰は中世から近世にかけて秋田の久保田藩領全域のほか、山形の最上領内も含む出羽一円を信仰圏としていた。

2) 波宇志別神社の神域と建造物

現在、波宇志別神社は安閑天皇（在位 531-536）を祀るが、神仏習合により吉野（奈良県）金峯山の蔵王権現など多くの神を祀っており、山伏修験の信仰も広く浸透していたようで、修験道の靈地としても地域内外から多くの参拝者を集めて来た。山門である「仁王門」が、本殿からの直線距離で 7 km ほど離れていることからも明らかのように、かつての神域（境内地）は広大であり、その様子は元禄年間(1688-1704)の「八沢木絵図」から知ることができる。仁王門から 3.4km ほど旧参道をたどると霜月神楽が行われる「里宮」に至る。「神楽殿」はここから直線距離で 1.5km ほど北にある。「本殿」は、里宮から直線距離で西方におよそ 5 km、参道を歩けば、「一の鳥居」や「垢離掛け場」などを経ておよそ 5.7km の距離にある。

i) 保呂羽山と参拝道沿いの建造物

保呂羽山は、山頂の波宇志別神社本殿に至る参拝道として「秋田口」のほか、北側の亀田藩から向かう「亀田口」、南側の矢島藩からの「矢島口」の3か所がある。参拝道として古くから整備されており、神の住む山として崇拜してきた。特に東から登る秋田口は、波宇志別神社の神官らも利用する表参道としても管理してきた。

◆保呂羽山表参道 里宮から「垢離掛け場」へ

保呂羽山参拝の表参道である秋田口は、仁王門から霜月神楽が舞われる神殿である「里宮」を経て、「鳥居坂」と呼ばれる古道の一の鳥居に到る。鳥居坂には、鳥居の建替えが過去に何度も行われたため、礎石が数か所に点在している。二の鳥居は、本道の道路拡張に伴い消失した。ここから 2 km ほど西進すると登り道への入口に至る。近くには「垢離掛け場」と呼ばれる禊ぎをするための滝と祓所がある。



八沢木絵図
(絵図につき、建物間の距離などは正確ではない)



一の鳥居



八沢木地区における保呂羽山参拝道（秋田口）と波宇志別神社関連の建造物等位置図

◆下居堂（下居宮）



下居堂

おりいどう ふげんぼさつ
下居堂は本殿へ登る急坂の下にあり、普賢菩薩を祀る。中世に保呂羽山神官を務めた遠藤氏の系図によれば、女人禁制の本殿に代わる女性のための遙拝所として天平宝字3年(759)に建てられたとされる。雪の多い地域のため何度も建て替えられ、現在の建物は近年のものである。本殿に次ぐ重要な役割を担っていたとされ、本殿改修の際はここに御神体

を安置したと伝わる。近くには、誤って禁を犯して保呂羽山に登った子守り女が岩になった「子守り岩」があり、禁制の厳しさを伝えている。

◆波宇志別神社本殿



波宇志別神社 本殿

ますだ
「ここは増田衆」と場所をとって雪穴を掘り、酒と歌で一夜を明かし参拝していた。現在も氏子らは「秋田口」「亀田口」「矢島口」の3方面の参拝道から登り、参拝している。

ii) 八沢木地区の町並み



八沢木番所跡

保呂羽山山頂に位置する本殿は、江戸時代以降2回焼失しており、現在の社殿は3間四方向拝1間の入母屋造で明治24年(1891)の竣工である。社殿の用材の伐採・運搬作業は全て周辺住民や氏子の奉仕作業により行われた。正月4日の山開き(本殿参り)には、深雪をかき分けながら神官のほか、氏子らが参拝する。かつては、3日の晩から「ここは横手衆」

八沢木地区(八沢木村)は、広さ約50km²の山間部の沢沿いに広がる集落で構成されている。ここを通る参道は、西側に隣接する本荘藩や亀田藩と久保田藩を結ぶ街道でもあり、地区はその要所としての顔も持つ。地区住民は、波宇志別神社の神樂や地区に伝わる八沢木獅子舞を古くから担い、今も氏子として神事を支えている。また、地区内には、元禄16

年（1703）に設置された番所跡（市史跡）があり、近世までは、ここで人の往来の取り締まりや物品の税の付加、神域での殺生の監視を行っていた。

仁王門

波宇志別神社の東側の入口にあたり、ここから神社の神域となり、本殿からは約7kmのところにある。元和5年（1619）に建立され、宝永3年（1706）には、屋根などの修理が行われた。桁行3間、梁間2間の入母屋造平入、金属板葺で、昭和51年（1976）に市指定（建造物）となっている。この周辺は「中房」^{なかぼう}と呼ばれる集落で、江戸時代には八沢木村直轄の枝郷とされ、肝煎^{きまいり}が住んでおり、神職の住居である「坊」があったことがうかがえる。

里宮（本宮）

木ノ根坂の地にある里宮は、波宇志別神社神官の大友氏の神殿であり、霜月神楽が行われる。かつては居住部分が一体となった、座敷だけで17部屋ほどある大規模な神殿であったが、昭和33年（1958）の火災により全焼し、昭和34年（1959）に再建された。桁行10.9m、梁間9.1mの入母屋造妻入、金属板葺で、正面に玄関を付属する。内部は正面奥に祭壇があり、その前に神楽座、それを取り囲むように参拝者のための畳敷の拝観座を設ける。

iii) 波宇志別神社神楽殿

神楽殿は、本殿のある保呂羽山の東方4kmの山裾の八沢木字宮脇に所在し、以前は「弥勒堂」「本宮」とも呼ばれた。女人禁制の本殿に代わって神子による湯立神楽、歌舞の祭事が行われることから、本殿とならび重要な建物である。江戸時代の記録には、神事の度ごとに神楽が舞われたという記載がある。現在、霜月神楽は里宮で舞われるが、5月8日（旧暦4月8日）の例祭では、神楽殿において神楽が舞われる。

桁行3間、梁間4間の切妻造、梁間2間の身舎の前後に庇^{ひようながれ}を付けた関東以北では珍しい両流造の形式をとる。解体修理の折の年輪年代測定により神楽殿の竣工は16世紀後半で、一部に鎌倉時代初期の部材が使われ、さらに約半世紀後に妻飾りと軒から上をすべて取り換える大修理を行ったことが判明した。室町時代の面影を残す貴重な例として昭和55年（1980）に国指定（建造物）となっている。また、改修の際に屋根裏から発見された神輿は、安土桃山時代初期の特徴を備えることから、神楽殿の建立及び整備に伴って制作されたものと考えられ、県指定（工芸品）となっている。



仁王門



里宮



神楽殿



妻飾りの拝み懸魚と下がり懸魚

◆百人塚



嘉永6年(1853)正月3日、保呂羽山の山開きにあたり、波宇志別神社本殿に参拝しようと神官の守屋家に数百人が泊まっていたところ、深夜にろうそくの火が燃え移り火災となって、百人以上が焼死した。死者の七回忌にあたり、供養のため守屋氏によって建立されたもので、表面に安政6年(1859)の建立年が彫り込まれる。市指定(史跡)となっている。

3) 波宇志別神社の霜月神楽と関連行事

波宇志別神社の代表的な神事が、「保呂羽山の霜月神楽」であり、他に類を見ない古い形の神楽である。波宇志別神社周辺では、様々な神事が宮司や氏子、住民によって行われている。

i) 保呂羽山の霜月神楽



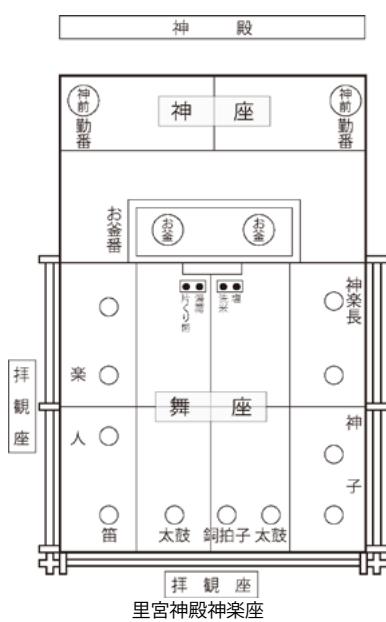
霜月神楽は11月7日の夜から8日朝にかけて、「里宮」において執り行われ、近郷近在の氏子などで組織された保存会が神楽の運営を行い、三十三番にわたる神事が夜を徹して演じられる、国指定の重要無形民俗文化財である。

神楽の体系では伊勢系神楽に属し、その形態は、近郷の神官が祭主の神殿に集まり神楽を執り行う寄合神楽となってい

る。その運営形態が、明治初期に廃絶した伊勢の霜月の寄合神楽に酷似するとされ、神宮が執り行う寄合神楽の形態を伝える貴重な行事である。

◆霜月神楽の概要

霜月神楽に関する現存最古の記録は天正 18 年（1590）の「保呂羽山御開山以来之次第」である。これには、11 月 7 日に御祈祷の神楽を奏し、御湯を献ずることが書かれている。「天道舞」をはじめ、何度も繰り返される神歌の「踊りては 神はよろこぶ、踊らでは ただ白砂の御幣なるもの」という歌詞から、伊勢系の天の岩戸開きに由来する、歌い踊って神人共



の記録は天正 18 年（1590）の「保呂羽山御開山以来之次第」
御祈祷の神楽を奏し、御湯を献ずることが書かれている。「天
返される神歌の「踊りては 神はよろこぶ、踊らでは ただ白
洞から、伊勢系の天の岩戸開きに由来する、歌い踊って神人共
に楽しむ明朗な神楽であることがわかる。湯立てによる禊ぎ
と祓いを本流としながら、修験道や芸能の要素が加わって現在の姿になったとされる。

神楽座の配置と供物

霜月神楽では、山や川、海、野で採れた様々なものを供える。「神楽座」には「保呂羽」「御嶽」「高岳」の三つの山の神を祀り、一つずつ同じ三方が供えられる。舞座には周囲に10本の「お



お釜杭が立てられた炉

「釜杭」が立てられた炉があり、鉄製の釜がかけられる。神事が終わると、参拝者はこのお釜杭を争って貰い受ける。これは火伏せ、魔除けになるほか、「川欠」(渋

水で農地が使用できなくなること) も防ぐと言われる。炉の手前には机を置き、塩、洗い米、湯簾などを載せる。舞をする場所は中央の 3.6 m四方であり、舞座(神楽座)の周辺には竹で欄干をつくり、その真上には注連縄をめぐらす。また、舞座の外側には、周りに注連縄をめぐらした拝観座が設けられる。

奉納される神楽

まず舞座を清め、樂人及び参拝人が清められた後に三山の神を招いて舞が始まる。「神子舞」は清楚でかつ優雅に、託宣(神子による神のお告げ)と神歌を唱えながら舞われ、神職の男舞は、勇壮かつ厳肅に、時に床を踏み鳴らして舞われる。舞としては「天道舞」が湯立ての本舞とされ、重要な神子舞の一つとされる「保呂羽山舞」では託宣が唱えられる。中入後には舞の中で最も重要とされる「山之神舞」が丑の刻に舞われる。

式順序	修祓式	1 神	2 天	3 大	4 塩	5 送	6 花	7 打	8 大	9 け	10 五	11 湯	12 天	13 湯	14 伊	15 湯	16 保	17 湯	18 御	19 湯	20 高	21 入	22 山	23 神	24 湯	25 辺	26 湯	27 蒼	28 湯	29 式	30 湯	31 参	32 刺	33 祝		
		降	津	麻	湯	神	入	祓	ノ	さ	調	加	道	加	勢	加	羽	加	山	之	入	加	津	加	金	加	湯	式	湯	參	刺	祝				
		祝	祝	行	行	祝	ノ	一	ん	さ	調	加	道	加	勢	加	羽	加	山	之	入	加	神	加	金	加	湯	式	湯	參	刺	祝				
		詞	詞	事	事	詞	式	鳴	同	湯	子	持	舞	持	舞	持	舞	持	舞	舞	持	舞	持	舞	持	立	持	立	持	立	持	立	持	立	持	

霜月神楽 式次第



舞座を拝観者が囲む

◆行事を支える人々

江戸時代の大森地域では、波宇志別神社のある八沢木村が親郷として機能し、大森地域周辺部の寄郷である村々を取りまとめていた。八沢木地区の人々は、霜月神楽をはじめとする関連の神事などに関わり、伝承しながら暮らしている。

霜月神楽保存会と八沢木地区の人々

霜月神楽は、中世から続く「御神事諸向役割」に基づき、八沢木村を始めとする周辺の村の人々の世襲によって営まれてきた。こうしたそれぞれの役割を担う旧社家や周辺住民によって昭和 46 年(1971)に「霜月神楽保存会」が結成され、以降保存会が中心となり行事を支えている。

保存会員は、樂人たちの内座での給仕や不淨の者が入らないように監視する廻番などといった役割を担うほか、明け方の神事である「恵比寿」では、主役の恵比寿を演じる。さらに、中入時に行われる「米とぎ」では、八沢木村の人々による八沢木節が披露される。霜月神楽が近づくと会場を知らせる看板の設置作業も保存会の会員が行っている。

◆行事の変遷

天正 18 年(1590)、享保 9 年(1724)、文化 11 年(1828)の「年中行事祭式之次第」が現存する。現在と次第は変わらないが、藩命で正徳 4 年(1714)に塩湯彦神社、副川神社を加えた三山三神を勧進し、三社の湯立てとともに夜を通して神楽を奏するようになったとある。



神前の炉の準備



八沢木節披露

ii) 波宇志別神社及び八沢木地区での関連行事

日付	主な年中行事
1月1日	1/1~2、正月祈祷（里宮）
1月3日	湯立神楽（神楽殿）
1月4日	本殿参り 保呂羽山御戸開の神事
3月3日	矢初神事（神楽殿）
4月7日	湯立神楽（神楽殿）
4月8日	神輿廻り神事、獅子舞（神楽殿）
8月15日	神前新嘗祭（里宮）
8月27日	8/27~9/1、獅子舞（八沢木地区）
10月4日	御戸閉の神事（本殿）
11月7日	霜月神楽（里宮）

主な年中行事
(「年中行事祭式之次第」より)



春祭りでの神子舞

波宇志別神社では一年を通じて様々な神事が行われるが、地区住民の参加や協力が見られるのは、正月4日の「本殿参り」と呼ばれる山開き、5月の「春祭り」、11月の「霜月神楽」などである。このほか八沢木地区では、祝い事の際などに舞われる「八沢木獅子舞」が継承されている。

◆波宇志別神社春祭り

波宇志別神社の「年中行事祭式之次第」によれば4月に「湯立神楽」が行われていたが、現在は5月8日の神楽殿例祭において行われる。例祭では神子舞が奉納されるほか、神輿が神楽殿の周りを3回廻る「神輿廻り神事」が執り行われる。

神楽は、神楽殿内部中央に設置された祭壇の前面部分で舞われるが、広さは約3m四方で、里宮の舞座よりも狭い。この後に執り行われる神輿廻り神事は、藩主佐竹氏より拝領した神輿が使用され、神楽殿に隣接する宮脇集落の住民が境内において行う。江戸時代の『六郡祭事記』に神楽殿での神輿廻り神事についての記述があり、「神楽役佐々木出雲、五拍子を舞う 神輿回り行列 御獅子頭 大友支配童子社人 菊池主水 御獅子後 大友家人 市左工門…（後略）」とある。

◆本殿参り

本殿参りは、現在では1月4日に山開きとして行われるもので、10月の御山閉の後に京都に赴いていた神を迎える重要な神事であり、波宇志別神社の「年中行事祭式之次第」における「保呂羽山御戸開の神事」がこれに当たる。

行事の概要

神官と参拝者は「里宮」でお祓いを受けた後、深雪を踏み分けて本殿に向かう。山頂の本殿では、まず神社内を掃き清め、注連縄などを新しくしたうえで装束を整えた神官が祝詞をあげる。その後、霜月神楽保存会会長らが玉串を捧げる。続いて、その他の参拝者が参拝するとともに神官よりお祓いと御神酒を受けて山開きの神事を終える。かつては、この神事にあたり梵天が奉納されていたが、現在は休止している。



本殿参り



本殿参りの順路図

◆八沢木獅子舞

八沢木獅子舞は、元は波宇志別神社の神事の一つとして、神楽殿や郡内の村々のほか、仙北郡・由利郡の村々でも舞われていた。八沢木村の本木集落に伝わることから「本木神楽」とも呼ばれている。この集落の開祖菊池家は伊勢平氏の出身とされるほか、獅子舞が「天の岩戸を押し開く…（中略）…いざや神楽の伊勢神楽…（後略）」と唱えるなどして行われることから、霜月神楽と同じ伊勢系神楽と考えられている。



八沢木獅子舞

獅子舞は、獅子を舞う獅子振りのほか、笛吹・銅拍子・太鼓の拍子方からなり、県指定の無形民俗文化財である。現在は、八沢木地区の本木や大平、中ノ又、前田などの集落に住む20名ほどからなる八沢木獅子舞保存会が中心になって伝承されている。波宇志別神社の「年中行事祭式之次第」における8月27日からの「獅子舞」がこれに当たるが、近代以降は実施日も変遷し、神事としてではなく継承されている。

行事の概要

明治の中頃までは、旧暦7月13日の晩から21日まで地区内を巡って舞が行われたが、現在は新暦8月11日などに家内安全、悪疫退散、五穀豊穣を祈願して八沢木地区内の各集落拠点などで舞が披露される。

舞は、「御幣舞」「剣の舞」「狂い獅子」の三部から構成され、御幣舞は獅子が罪穢れを祓う御幣をかざして行う舞で、「天の岩戸を押し開く」と拍子方の唱え歌に合わせて御幣を打ち振り、三方の舞を始める。剣の舞は、獅子が剣と錫杖を持って舞う勇壮な舞である。最後の狂い獅子は、勇壮活発な獅子の猛り狂う舞である。この3つの舞は各々独立したもので、御幣舞と剣の舞は獅子が悪疫退散のお祓い役を務める一方で、最後の舞は獅子が打ち据えられる外海渡来の獣として扱われ、特徴的である。

活動は、お盆の奉納ばかりではなく、八沢木獅子舞保存会員の居住する八沢木地区内の波宇志別神社神楽殿境内や、八沢木地区内の中ノ又、上八沢木、大平などの各集落行事や各家の婚姻などの祝い事があった際には、招かれて獅子舞を披露する。地域の人々の活動・交流拠点である「ほろわ地区交流センター」では、館の行事や子供たちへの伝承事業の際に舞われるほか、定期的に獅子舞の練習が行われ、周辺にはその囁きの音色が響き渡る。

近年は後継者を育成し後世に伝えていくため、大森地域の生徒などが通学する横手明峰中学校の生徒が週に1回、ほろわ地区交流センターを訪れて保存会などから指導を受けている。

4) 活動（祭礼）を支える人々

霜月神楽や本殿参り、春祭りなどの神事は、波宇志別神社氏子らによって支えられてきた



八沢木獅子舞の主な活動範囲

が、時代の変化などにより周辺住民の力も取り入れた保存会が結成され受け継がれてきた。平成24年（2012）にはこれに加え、八沢木地区などの一般住民らによって、波宇志別神社を中心とした地区の歴史文化を伝承するための組織として、保呂羽山周辺の八沢木地区内17集落による地縁団体「保呂羽地区自治会」が組織された。保呂羽地区自治会は、氏子達や保存会とともに諸行事を維持することに加えて、梵天奉納などを再興しようとしている。

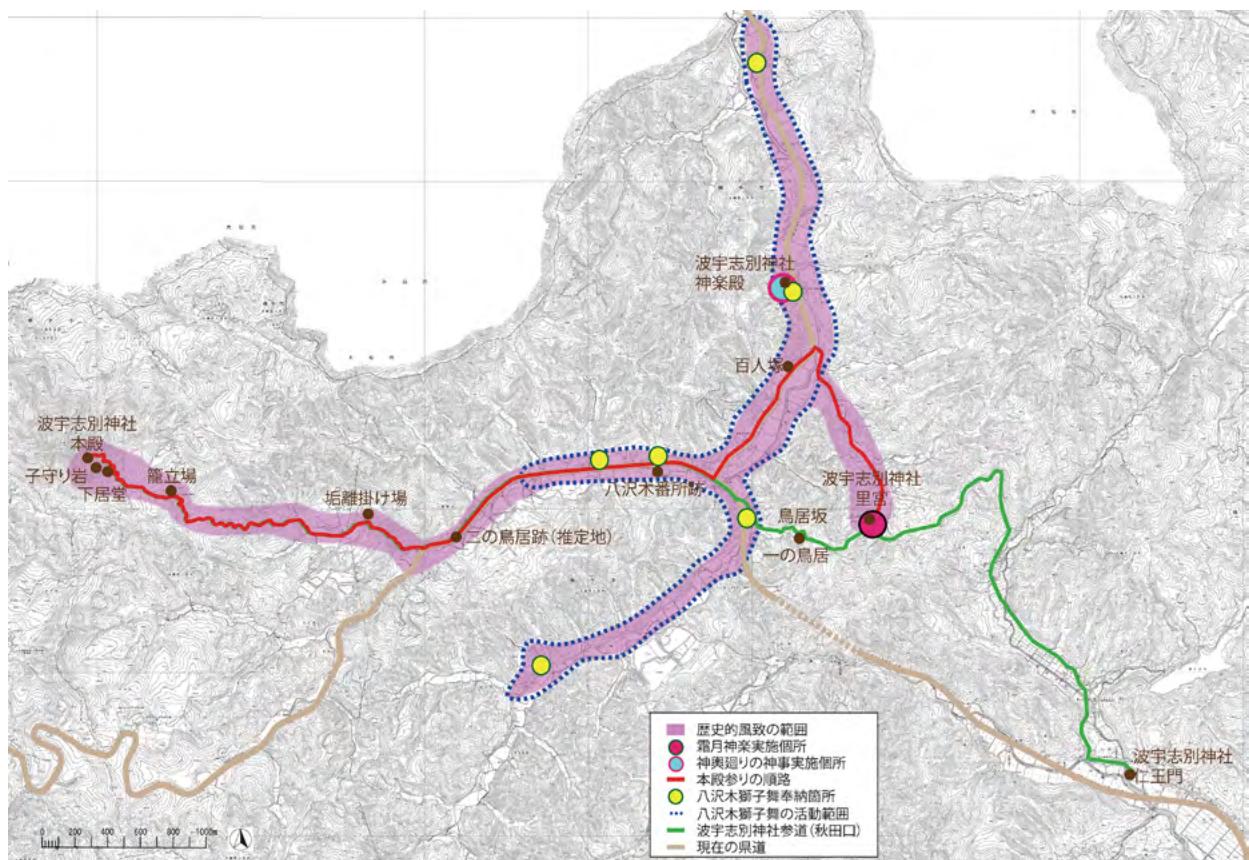
また、昭和48年（1973）に結成された大森町郷土研究会は、その前身を含めると50年近くの間、地域の歴史文化の啓発に努めており、一般向けの講演会などを開催し、波宇志別神社の重要性などを伝えることで活動の継続を側面から支えている。このほか、保呂羽山登山道の草刈りなどの維持管理活動が、波宇志別神社を地区の誇りとし、大切にする多くの住民によって行われている。



住民による参道の草刈り

（3）おわりに

保呂羽山波宇志別神社は、現在も県南部を中心に広く信仰され、この地域の人々にとって心の拠り所であり、日々の営みに密接に絡みながら、その暮らしを支えてきた。霜月神楽などの神事は、地域の人々によって支えられながら、中世近世、近代を経て現代まで連綿と続いている。こうした数百年の活動によって形成された本殿や神楽殿、里宮などの建造物と霜月神楽や八沢木獅子舞などの神事、これを支えてきた保呂羽山周辺の人々の営みが一体となってこの地域独自の文化を形成しており、残していきたい歴史的風致となっている。



波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致の範囲

3-4 雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致

(1) はじめに

雄物川は、横手市西部の出羽山地に沿って南から北へ流れる一級河川である。この雄物川と東の奥羽山脈、奥羽山脈を水源として北方を北西の方角に流れて雄物川に合流する横手川、同じく奥羽山脈を水源として南方を西へ流れる成瀬川及び皆瀬川に囲まれた区域は、県内有数の米どころとなっている。

雄物川は、秋田県の北部を流れる米代川と並ぶ秋田の二大河川であり、両河川では江戸から明治期にかけて盛んに舟運が行われた。その河口で営まれた土崎港（秋田市）と能代港（能代市）で日本海につながって全国の市場と結ばれ、様々な商品が取引された。北の米代川からは主に銅と木材が運ばれ、南の雄物川¹からは主に米が運ばれた。逆に、日本海側から内陸部に運ばれた物資の一部は途中から陸上輸送に切り替えられて南部藩などにも移入された。こうして雄物川は、単に久保田藩のみならず、隣接する諸藩も加えた交易ルートとして、物資流通の大動脈の役割を果たした。これにより本市の「大森」「阿気」「田村」「深井」などの川港は物資の集散地として賑い、川港と街道を行き来する人々によって様々な文化が当地へ伝えられ、生活圏を共にする近隣の集落へと広まった。こうした集落が広がる本市西部は雄物川を核として発展した地域であり、水田は雄物川とその支流に用水を求めて切り開かれたほか、様々な生活物資が舟運によって運び込まれ、流通経済の発展と生活水準の向上をもたらしたほか、文化の交流が行われた。この流域に暮らす人々の暮らしは雄物川とともにあったと言える。

現在、本市の西部を貫流する雄物川とその支流沿いに広がる集落に特徴的に見られる鹿島信仰²は、それぞれの集落の成り立ちと地理的条件のほか、こうした文化・信仰の交流に由来するものと考えられており、集落の守り神として様々な形態で信仰されている。その形態は、「鹿島神社」としての信仰のほか、「鹿島人形」と呼ばれ集落の災厄を背負い送出される小型のワラ人形など様々である。米どころ秋田を支える本市西部の農村集落で行われているこれらの鹿島信仰は、当地域の風土が反映された信仰であり、集落の安全と五穀豊穣などの願いが込められて多くの集落で継承されている。



雄物川



小型のワラ人形

1 雄物川は、正保4年（1647）の『出羽一国御絵図』では「御物川」と記されており、藩では「御物」、すなわち「年貢米」を輸送する川として認識していたことがわかる。

2 当地域の「鹿島」には、「鹿島」「鹿嶋」の表記があるが、ここでは文献からの引用を除き鹿島と表記した。

(2) 雄物川流域の鹿島行事

鹿島人形と地蔵堂



集落入口の鹿島人形と地蔵堂

古くから地域の中心であったいわゆる「本田村」を除き、それぞれの集落は水田によって隔たれた散村集落となっており、家の切れ目や開削された堰によって集落の区切りが明確になっている。人々は集落に疫病などの災いが入るのを防ぐため、或いは集落から災厄が無くなるように祈りを込め、集落入口や中央に神社や道祖神・庚申塔などを祀った。現在においてもこれらの建造物や石造物は集落の守護として住民の

厚い信仰を受けており、鹿島行事はこうした集落内の建造物と工作物、または水路を活動の核として集落単位で実施されている。

1) 市内における鹿島信仰

「武甕槌大神」を祀る「鹿島神宮」は、茨城県鹿嶋市にあり、鹿島信仰はその鹿島神宮の信仰が広まったものである。武甕槌大神は古くから武神・軍神として祀られ、一方で、航海の守護神としても知られるほか、境界神としての性格も持つとされる。また、鹿島神宮にはその年の作物の豊凶や運勢について、神のお告げを受ける儀礼があり、巫女はそのお告げを聞いて神人（神職）に伝えると、神人たちはそれを村々へ触れ歩いた。これは、「鹿島の事觸れ」と称され、護符を配るなどして鹿島の神の神威を諸国に伝え歩いたため、江戸時代以降は災厄払いの神威も加えて東北地方で信仰されていったとされる。近世中期から後期になると春の田植え前後の稻の生育期と重なる頃に頻発した地震と結び付き、地震の防止と被害を回復する神としても信仰されるようになった。

当地域での鹿島信仰の起源には上記のほか諸説あるが、当地では、様々な神威を帯びて鹿島の神が信仰されている。市内での鹿島信仰は、信仰の主体をどこに求めるかによって大きく二分され、①神社としての信仰と②行事としての信仰に分かれる。

i) 神社としての信仰（鹿島神社）



鹿島神社（平鹿地域高野集落）

鹿島神宮を頂点とする鹿島神社信仰であり、氏子集団によって祀られている。現在、市内では集落の鎮守として比較的小規模な鹿島神社が4社所在する。その内訳は平鹿地域2、

十文字地域1、大雄地域1となっており、いずれも雄物川に近い市の西部で祀られる。本市の鹿島神社に関する古記録としては、長暦2年（1038）、西部大森地域の剣花山に鹿島神宮を勧請したとの記録がある。大森地域では早くから鹿島信仰が芽生え、講中も結成され、集落ごとに「鹿島講」があったとされる。なお、この鹿島神宮は、明治40年（1907）に大森城跡の太平山神社へ他の神社と共に合併され、新たに「大森神社」と名称を変えて信仰されている。

ii) 行事としての信仰（鹿島行事）

市内における鹿島行事は、「鹿島（厄神）^{やくじん} 立て行事」と「鹿島流し（送り）行事」に大きく二分される。このほか、鹿島塔などがある。

◆鹿島立て（厄神立て）行事

ワラ人形を立てる行事を「鹿島立て」あるいは「厄神立て」と呼び、大型のものと小型のものが存在する。基本的に集落の境に置かれ、道祖神と同じような意味を持つ。古くは「厄神」「疫神」「ショウキ様」などと呼ばれていたが、長い年月の間に災厄を防ぐという共通点から鹿島信仰と混同されたものと考えられており、鹿島の神の境界神としての神威を借り、よそ者や悪霊、穢れ、疫病などの侵入防止の願いが込められている。なお、この項では、個別行事の説明を除いては総称して「鹿島立て行事」と呼称する。



大型のワラ人形（大雄地域平柳集落）

◆鹿島流し（鹿島送り）行事

鹿島立てが集落に災いが侵入するのを防ぐ行事であるのに対し、「鹿島送り」や「鹿島流し」³は武者の姿をした鹿島人形を身代わりとして、災厄や疫病を集落から送り出したいと願った御靈信仰によるものであり、「鹿島祭り」と呼称される場合もある。農作物の害虫を追い払う虫送り行事とも結び付き、災厄払いや五穀豊穣などが願われる。送り出す方法としては、集落の外れまで人形を運び、川に流す例や燃やす例、集落の外れまで送り出した後に立てる例があるが、集落から災厄を送り出すという点では同一のものである。なお、この項では、個別行事の説明を除いては総称して「鹿島流し行事」と呼称する。



鹿島祭り（平鹿地域樽見内集落）

iii) その他の信仰（鹿島塔）

市内で祀られる鹿島塔に刻字される文字は「鹿島大神」「武甕槌大神」などで、その造立年代は確認できるもののほとんどが明治以降のものである。これは、鹿島神社の代わりとして立てたものや、鹿島行事を取り止めた代わりに造立したもののか、庚申塔の代わりとして造立したものとされる。平鹿地域に4基、大森地域に4基、十文字地域に5基、東部の増田地域に29基などが確認されているが、現在、増田地域では鹿島行事が行われていない。雄物川から遠く離れた増田地域の鹿島信仰は鹿島立てであったが、鹿島塔の大半が明治年間の造立であることから、その頃までに鹿島立てとしての活動は無くなつたものと考えられる。



鹿島塔（十文字地域新処集落）

³ 「鹿島送り」や「鹿島流し」について、開催される集落によって呼称が異なるが、「送り」と「流し」に関する明確な差異は当地域内で見られない。

2) 雄物川流域の鹿島行事



葵畫（『雪の出羽路』より）

昭和46年の鹿島立て行事
(十文字地域木下集落)

本市における鹿島信仰の様子についての古い記録は、菅江真澄が文政年間（1818-1830）に著した『雪の出羽路』に求めることが出来る。この中で真澄は、鹿島立てに用いられるワラ人形を「麿靈」とし、「村々入口に藁人形を立てる。これは七月廿日あたりに此祭りあり、鹿嶋人形といふ処あり、草二王といふ処あり、牛頭天王といふ処あり。（中略）…疫神を避ふの祭り也。」と記している。また、同書では鹿島流し行事についての記述も見られ、「若宮八幡宮並末社年中行事祭礼社式之次第」として、「（六月）十六日、鹿嶋舟送り。鹿島人形郷中の人家に作り、鹿島餅とて家毎搗き、此草人形に餅と酒とを備へ、みな人形をとりのせ舟粧ひして〔人形に銭と餅とをもたせたり〕日暮るを待て、舟のあたりに燈明を照らし、また竿の先に燈籠を付していくばくの人といふ事をしらずさしかざし、笛、太鼓、銅拍子、梭尾螺を吹立囁しもて、焼石川という小川に此鹿島を送り流す也。それより此鹿島祭舟、御膳川に入るといへり。」と記している。

以上のことから、江戸時代後期の時点で、ワラ人形が「鹿島人形」とも呼ばれ、また、鹿島流し・鹿島送りについては「鹿島舟送り」として実施されており、現在継続している鹿島行事が江戸時代以前に起源をもつことが分かる。

i) 鹿島行事の分布と種類

鹿島信仰は、その信仰が広まった経緯から本市以外にも見られる信仰であるが、本市には農村集落の信仰として根付き、特に雄物川流域において行事が集中し、継承されている。山内地域の田代沢集落で継承される「鹿島立て行事」が、唯一市内東部で継承されているが、この集落東側の岩手県西和賀町には類似した「鹿島立て行事」が継承されていることから、岩手県側の文化の影響を受けているものと推定される。この流域で行われている鹿島行事は、概ね「鹿島立て行事」として3種、「鹿島流し行事」として2種、計5つの類型に分類される。



類型③のワラ人形

【鹿島立て行事】

類型①：集落境に大型のワラ人形を立てるもの

類型②：ワラ人形の代わりに大草鞋などを集落境の木にかけるもの

類型③：小型のワラ人形を各家で作り、集落境などに立てるもの

近隣集落の鹿島流しと同日に行われる

【鹿島流し行事】

類型④：ワラ人形を作り、鹿島舟に乗せるなどして集落外れの水路へ流す、あるいは集落の外れで燃やすもの

類型⑤：④で使われた大きなワラ人形が集落の外れに据え置かれるもの

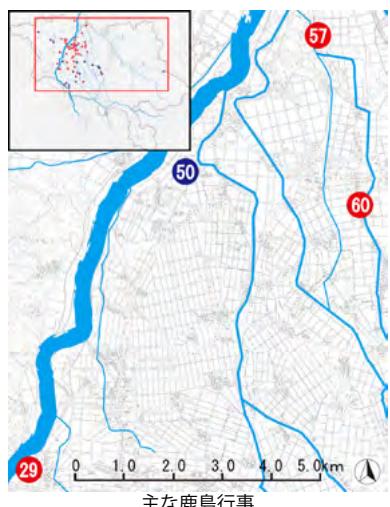
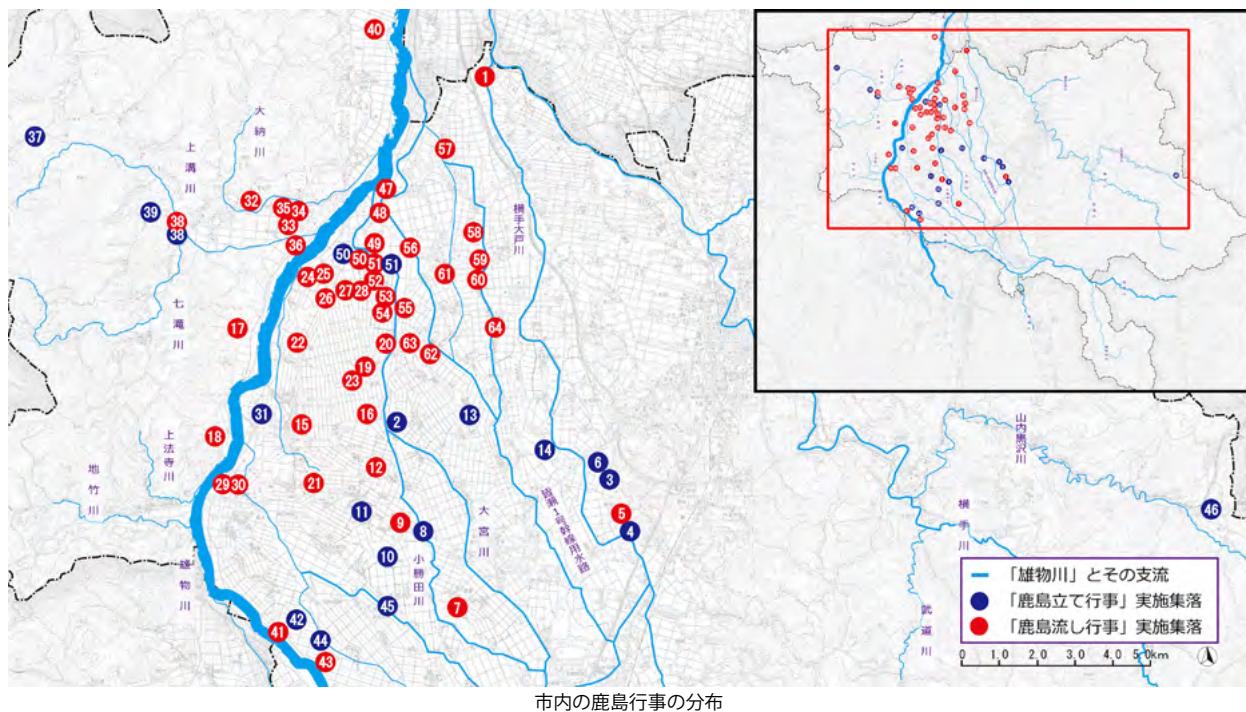
類型①が境界神としての鹿島信仰であるのに対し、③は近隣の鹿島祭りと同日に実施される場合が多く、行事後は境界に立てられる。また、類型⑤は災厄や疫病を集落から送り出す「鹿島流し行事」に境界神としての「鹿島立て行事」が加わったものであり、それぞれの影響を受けながら行事が変遷したことがうかがえる。

市内において現在継承されている鹿島行事は次の通りである。

鹿島行事実施集落一覧

No.	地域	集落名	種類	類型	人形大小	開催日	備考
1	横手	百万刈落合	鹿島流し	④	小	7月15日前後土曜日	市指定無形民俗文化財
2	平鹿	上中野	鹿島立て	③	小	7月15日	
3	平鹿	荒処	鹿島立て	②	その他	8月20日	村外れの木に大草鞋と大刀をかける
4	平鹿	樋ノ口上	鹿島立て	②、③	その他、小	8月17日	神社の木へ刀などをかけ、人形を置く
5	平鹿	樋ノ口下	鹿島流し	④	その他	8月17日	鹿島舟のみで人形無し
6	平鹿	深間内	鹿島立て	②	その他	8月23日	村外れの木にワラの輪をかける
7	平鹿	鍋倉	鹿島流し	④	両方	7月第3日曜日	
8	平鹿	平館	鹿島立て	①	大	7月16日	
9	平鹿	樽見内	鹿島流し	⑤	両方	7月16日	
10	平鹿	高畑	鹿島立て	③	小	7月16日	
11	平鹿	柄内	鹿島立て	③	小	7月16日	
12	平鹿	中在家	鹿島流し	④	小	7月16日	
13	平鹿	高口	鹿島立て	①	大	7月15日前後土曜日	
14	平鹿	田ノ植	鹿島立て	③	両方	7月20日前後土曜日	
15	雄物川	旭町	鹿島流し	④	小	7月16日	
16	雄物川	石塚	鹿島流し	④	小	7月16日	
17	雄物川	矢神	鹿島流し	④	小	7月15日	
18	雄物川	郷	鹿島流し	④	小	7月15日	
19	雄物川	大塚	鹿島流し	④	小	7月15日	
20	雄物川	又兵衛	鹿島流し	④	小	7月15日前後土曜日	
21	雄物川	回館	鹿島流し	④	小	7月11日	
22	雄物川	船沼	鹿島流し	④	小	7月15日	
23	雄物川	大見内	鹿島流し	④	小	7月15日	
24	雄物川	下開	鹿島流し／鹿島流し	④／④	大／小	田植え後／7月15日	田植え後のものは厄神送りと呼ぶ
25	雄物川	船場	鹿島流し	④	小	7月15日	
26	雄物川	薄井手取	鹿島流し	④	小	7月第1土曜日	
27	雄物川	新城小出	鹿島流し	④	小	7月15日	
28	雄物川	下宮田	鹿島流し	④	小	7月20日	
29	雄物川	深井	鹿島流し	④	両方	7月第2日曜日	
30	雄物川	南形	鹿島流し	④	小	7月第2日曜日	
31	雄物川	中島	鹿島立て	③	小	7月16日	
32	大森	菅生田	鹿島流し	④	小	7月20日	
33	大森	峠町	鹿島流し	④	小	7月20日	
34	大森	五日町	鹿島流し	④	小	7月20日	
35	大森	八日町	鹿島流し	④	小	7月20日	
36	大森	本郷	鹿島流し	④	小	7月20日	
37	大森	中ノ又	鹿島立て	①	大	6月第2日曜日	
38	大森	末野	鹿島立て／鹿島流し	①／④	大／小	7月第2日曜日同日実施	
39	大森	船沢	鹿島立て	③	小	7月第2日曜日	
40	大森	松田	鹿島流し	④	両方	7月8日	
41	十文字	下堀・真木	鹿島流し	④	大	旧暦6月10日	
42	十文字	下今泉	鹿島立て	①	大	7月6日	
43	十文字	別明	鹿島流し	④	大	7月15日前後土曜日	
44	十文字	真角	鹿島立て	①	大	8月2日	
45	十文字	木下	鹿島立て	①	大	7月第3日曜日	
46	山内	田代沢	鹿島立て	①	大	4月29日	
47	大雄	中島	鹿島流し	④	小	7月第3日曜日	
48	大雄	阿氣本村	鹿島流し	④	小	7月第3日曜日	
49	大雄	六町下堰	鹿島流し	④	小	7月第3日曜日	
50	大雄	藤巻	鹿島立て／鹿島流し	①／④	大／小	田植え後／7月第3日曜	市指定無形民俗文化財
51	大雄	平柳	鹿島立て／鹿島流し	①／④	大／小	6月第2日曜／7月第3日曜	
52	大雄	田町	鹿島流し	④	小	7月第3日曜日	
53	大雄	新処	鹿島流し	④	小	7月第3日曜日	
54	大雄	剥水	鹿島流し	④	小	7月20日	
55	大雄	四津屋	鹿島流し	④	小	7月第3日曜日	
56	大雄	東・西桜森	鹿島流し	④	小	7月第3日曜日	
57	大雄	新町	鹿島流し	④	小	8月22日	
58	大雄	四ツ屋	鹿島流し	④	小	8月22日	
59	大雄	精兵村	鹿島流し	④	小	8月22日	
60	大雄	上田村	鹿島流し	④	小	8月22日	
61	大雄	下狐塚	鹿島流し	④	小	7月20日	
62	大雄	鍛冶村	鹿島流し	④	小	7月20日	
63	大雄	柏木	鹿島流し	④	小	7月20日	
64	大雄	八柏	鹿島流し	⑤	両方	7月24日	

市内で行われる鹿島行事の概要



ii) 主な鹿島行事と建造物

ここで、鹿島行事の詳細について、次の4集落の実施例により紹介する。

- ① 「深井集落の鹿島送り行事」(図表No. 29)
- ② 「藤巻集落の厄神立て行事」(図表No. 50)
- ③ 「新町集落の鹿島送り行事」(図表No. 57)
- ④ 「上田村集落の鹿島流し行事」(図表No. 60)

※鹿島流し・鹿島送りについては、地域での呼称を使用している。

◆深井集落の鹿島送り行事

雄物川の東岸すぐに位置する深井集落の始まりは寛永年間（1624-1644）の頃とされる。明治の中頃までは物資輸送の大動脈であった雄物川の船着場として賑わい、本荘街道入口の要衝でもあったため、雄勝・平鹿両郡の物資の集散地として機能した。幾度となく水害に見舞われ、昭和22年（1947）の大洪水のあとには雄物川の改修工事によって集落120戸の半数を超える63戸が隣接地へ集団移転している。

この集落では、大小のワラ人形が組み合わさった「鹿島送り行事」が毎年7月16日付近の日曜日に行われる。かつて流行病やケダニ（ツツガムシ）⁴などの疫病が多く発生したため、病魔の厄払いとしてケダニ被害が多発する夏に行われるようになったとされ、昭和36年（1961）1月1日号の雄物川町広報には「7月14日の鹿島送りは名物」と掲載される。

⁴ やや大型のダニの総称。当地ではダニの一種であるツツガムシを指し、リケッチャアという病原体を持ったツツガムシに刺されると発症する。

八幡神社

大型のワラ人形の製作場所となっている八幡神社の創建は、社記によれば深井村の開拓の際に水を引くために堰を築いたが何度も土手が大破したため、成就の上は正八幡を勧請すべく願をかけたことが始まりであり、正保2年（1645）の建立とされる。以降、深井村の鎮守として崇敬され、明治6年（1873）に村社に列せられた。祭神は保牟田別命など5柱を合祀し、現在の社殿は明治19年（1886）の改築である。



八幡神社

本殿は一間社流造で板葺、拝殿は桁行3間、梁間2間の入母屋造、金属板葺で千鳥破風を設け、正面に唐破風造の向拝を設ける。幣殿は桁行3間、梁間3間の両下造、金属板葺で、本殿と拝殿をつなぐ。なお、同神社が所蔵する「船絵馬」は、雄物川舟運の様子を知る上で貴重な資料として、市指定有形文化財（歴史資料）となっている。

行事の概要

鹿島送りは、集落の全戸で構成される八幡神社の講組織によって行われる。行事の準備はおよそ一ヶ月前、人形などの製作に用いる木やワラの準備から始まり、2週間前には手踊りとお囃子の練習が始まる。踊り手は昔から小学生の女子に限定されている。

行事の当日は、年番によって朝から1日かかりで高さ2.5m、幅2mほどの大型の「ワラ人形」と、長さ1.7m、幅1.2mほどの三角形状の「流し舟」などの製作が行われ、各家では小型のワラ人形の準備が進められる。小型のワラ人形には「鹿島大明神」の幟、刀、手槍が添えられ、背には稻ワラで包んだ餅を背負わせる。幟にはその家の男の子の名前が書かれ、出来上がったワラ人形は神棚の下において家内一同で拝む。



大型のワラ人形

午後5時30分になると開始を告げる花火が打ち上げられ、八幡神社横の出発地点において神事が執り行われる。これには年番などの関係者が参列し、お祓いを受ける。神事は同45分頃に終了し、続いて御神酒の振る舞いやお囃子の演奏、屋形船での手踊りが行われる。リヤカーに乗せた大型のワラ人形や屋形船などの



小型のワラ人形を乗せた流し舟

巡回は、午後6時から同10時頃にかけて行われ、各家では家の前に行列が来ると酒をふるまい、五穀豊穫や家内安全、無病息災などの願いを込めた小型のワラ人形を流し舟に乗せていく。かつて、小型のワラ人形を乗せた流し舟は雄物川に流し、大型のワラ人形は雄物川に架かる橋の袂に据え置かれたが、環境への配慮や橋の付け替えなどにより、今では翌日に焼却している。



深井集落の巡回路（平成29年7月16日）



出発前の神事



屋形船での手踊り



巡回の様子

◆藤巻集落の厄神立て行事

雄物川東岸からおよそ 800 mに位置する藤巻集落は、享保 15 年（1730）の『六郡郡邑記』によれば延宝 6 年（1678）の始まりとされる。この藤巻集落では、「鹿島立て行事」と「鹿島流し行事」が行われている。藤巻集落の鹿島行事の特徴は、大型のワラ人形を立てる鹿島立て行事にある。ここでは大型のワラ人形を「厄神様」と呼び、集落境に立てることを「厄神立て」と呼ぶ。ワラ人形を人が背負って集落境の「立て場」まで移動する形式は市内唯一であり、「藤巻の厄神立て」として市の無形民俗文化財に指定される。この行事は「ヤクジョウマツリ」「ヤクヨケサン」とも呼ばれ、「厄除」「厄除け」が元となっている。厄を除ける神であることから、ケダニ（ツツガムシ）除けとしても信仰される。

大正 4 年（1915）にまとめられた『阿気村郷土誌』には、6 月 20 日は鹿島祭のため村の休日であることが記されており、藤巻集落を含む村内全集落で鹿島行事が行われていたことが推測される。

八意思兼神社



八意思兼神社と厄神様

「厄神様」の製作の場となる八意思兼神社は集落の鎮守社であり、八意思兼命を祀り、正徳 4 年（1714）の創建とされる。現在の社殿は明治 3 年（1870）に改築され、桁行 3 間、梁間 2 間の入母屋造、金属板葺で、正面に向拝を設ける。

以前は正觀世音堂と呼ばれていたこともあり、御神体は観音像である。

行事の概要

厄神立ては田植え後の適当な日を選んで行われ、近年では毎年 6 月の第一日曜日に行われている。当日は、各戸より 1 名が出役し厄神様の製作にあたる。午前 8 時頃に製作が開始さ



れ、ワラ 30 束、角材 10 本、玉縄 1 卷、米俵 12 倍などを使用し、午前 11 時頃までに幅・高さ共に 2.5 m の厄神様が作られる。出来上がった厄神様は、夜に「立て場」へ運ばれるまでの間、神社に立て置かれる。この間に集落の 4 か所の入口には幣束が立てられ、各家では出発までの間、厄神様の巡回を心待ちにしながらボタ餅などのお供え物の準備を行う。夜 7 時、いよいよ厄神様の巡回が開始さ

れ、若者一人が厄神様を背負い、7～8人で交代しながら集落境の立て場まで運んでいく。人々は厄神様の到着を戸口で出迎え、ボタ餅などを供えて無病息災や五穀豊穣などを祈願する。重さ約100kgの厄神様を背負うことは男の見せ場であり、見守る人々からは応援の声がかけられる。集落境の「立て場」へ到着後、厄神様に付けられたろうそくに火を灯し、御神酒などを供え、一同で集落の安全などを祈願する。



ボタ餅を供える住民



厄神様を背負い立て場へ向かう



立て場の厄神様

◆新町集落の鹿島送り行事

雄物川東岸のおよそ1kmに位置する新町集落は、本市の平鹿地域浅舞地区から角間川地区（現大仙市角間川町）までの南北に延びる「田村街道」または「角間川街道」と呼ばれた街道沿いに広がる集落である。元和2年（1616）に宿駅となり、また、天和～宝永（1681-1711）の頃までは毎月4、9の六斎市で賑わい、馬市もあったと伝えられる。

この集落で毎年8月22日に行われている鹿島行事は小型のワラ人形を舟に乗せて送り出すもので、「鹿島送り」と呼ばれる。かつては川に流したが、現在では下流域の環境に配慮し川端で焼却している。平成7年（1995）発行の『耳取集落誌』には、明治30年（1897）に同集落で生まれ、18歳で県外に出た男性が昭和56年（1981）に書いた手記が掲載されており、新町集落の鹿島送りの夜に行われていた催し物の様子が記されている。このことから、少なくとも100年以上前から新町集落で鹿島送りが実施されていたことがわかる。

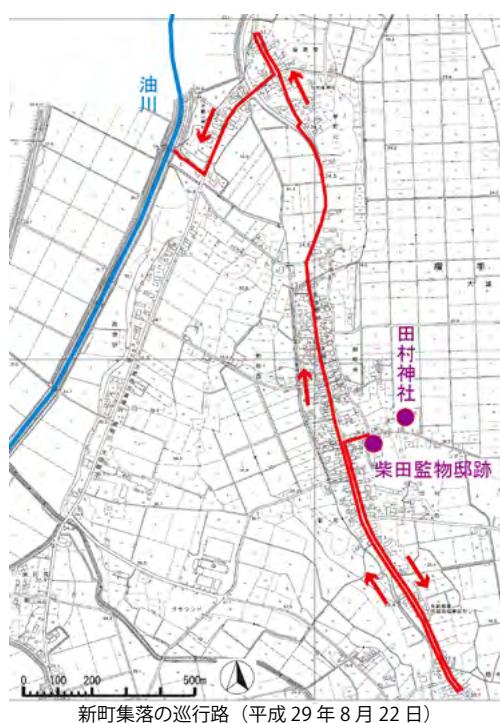
田村神社

ワラ人形を乗せるための「鹿島舟」と、それより一回り小さくろうそくを供えるための「送り舟」の製作が行われる田村神社の祭神は、経津主命、倉稻魂命、坂上田村麻呂命であり、「毘沙門様」と通称されている。田村麻呂の東征の際にこの地に逗留し、夷敵退散・良民守護を祈願して大同2年（807）に毘沙門堂を建立したのが始まりとされる。慶長年間（1596-1614）に田村の開祖とされる柴田監物茂高（生年不明-1642）が堂宇を再建、「田村將軍」を合祀し、將軍山と尊号した。明治6年（1873）には村社に列格し、経津主神社と称し、明治22年（1889）に田村神社と改称している。現在の社殿は天保3年（1832）の改築とされ、本殿は1間四方の土蔵造である。拝殿は3間四方の宝形造で、正面に唐破風造の向拝を設ける。幣殿は桁行2間、梁間1間の両下造で本殿と拝殿をつなぐ。屋根はいずれも金属板葺である。



田村神社

行事の概要



集落は 10 班に分かれており、奇数班と偶数班の 2 組が隔年で舟の製作と行事の運営に従事する。毎年盆過ぎに舟の製作が始まり、班ごとに選出された年番がワラなどの材料の準備を担う。同時期、各家では小型のワラ人形の製作が始まるほか、巡回に添えられる「田村ばやし」の練習が集落会館などで行われる。ワラ人形は、家紋が描かれたものや、ワラで作った馬に乗せたものなどがあり、家々によって代々作り方が受け継がれている。また、田村ばやしの始まりは昭和 32 年（1957）とされ、当初より鹿島送りに添えられる。

当時は、柴田監物邸の跡地に建てられた旧田村小学校（現 たいゆう保育園）に舟を移し、田村神社の神官による祈祷が行われた後、午後 7 時 30 分に巡回が開始される。年番は、拍子木打、高張持（大提灯）、
おおぶねろうそく こぶねろうそく きばもち おおぶねもち こ
大舟蠅燭、小舟蠅燭、騎馬持（小提灯）、大舟持、小
舟持、川端行監督のそれぞれの係に従事し巡回を構成する。一行は、集落を南北に貫く田村

街道（県道 117 号野崎十文字線）を一旦南に下り、集落の外れまで巡回する。その後は同街道を北上して集落の外れまで巡回し、更に折り返して県道 13 号湯沢雄物川大曲線に入り油川まで移動する。道中、田村ばやしの音が近づくと住民は送り火を焚くなどして家の前で出迎え、赤飯や餅のほか「旅銭」と呼ぶお金を背負わせたワラ人形を鹿島舟に乗せて無病息災などを祈願する。50 年程前までは川へ人形を流していたが、現在は下流域の環境に配慮し川の近くで燃やす形式に変更されている。



◆上田村集落の鹿島流し行事



雄物川東岸のおよそ 5 km に位置する上田村集落は、享保 15 年（1830）の『六郡郡邑記』に家数を 37軒と記される古い集落である。かつてこの集落では「鹿島流し行事」のほかに、毎年 7 月 20 日に集落の南の境の三叉路に案山子ほどの大さのワラ人形を立てる「鹿島立て行事」が行われていたが 30 年程前に中止され、現在は鹿島流しのみが行われている。行事の起源については不明で

あるが、昭和 42 年（1967）に撮影された写真により、この頃には既に鹿島流し行事が行われていたことが確認できる。

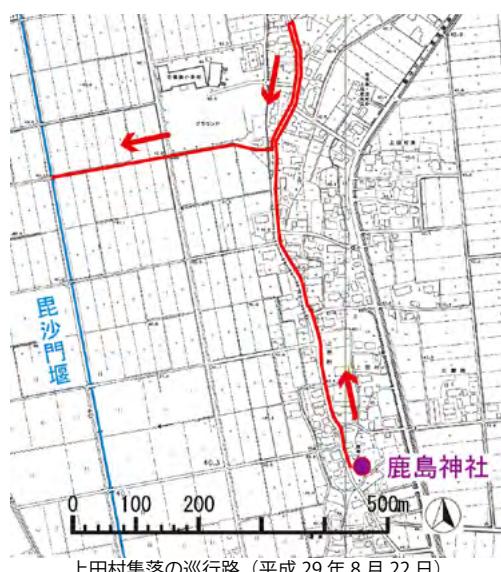
鹿島神社



鹿島神社

集落の鎮守社として祀られる鹿島神社の創立年代は不明であるが、明治 2 年（1869）の再建にあたり親郷田村の肝煎を務めた上田村の鈴木興治右衛門（1838-1910）が鹿島神宮より分霊を迎え、祭神「武雷之大神」、神体鉄鉾を祀っている。社殿は三間四方の入母屋造で金属板葺である。この鹿島神社の祭日は、以前は旧暦 6 月の春祭りだったが、村の行事が盆に統合される際に 8 月 20 日、21 日へと移行し、それに伴い鹿島流しが盆前から同 22 日へ移行している。

行事の概要



毎年 8 月 22 日に行われる鹿島流しは鹿島神社を出発地点として行われる。当日午前中、年番のほか各家から代表者 1 名が鹿島神社に集まり、各家で作られた小型のワラ人形を乗せるための鹿島舟の製作を行う。集落は 6 班に分けられており、各班から 1 名ずつの代表者を選出して年番が構成されている。鹿島舟は台車に横幕を張り、荷台部分にワラの棒を組み合わせ舟の形が再現される。夜 7 時 30 分の出発までの間、各家ではワラ人形の準備が行われ、ワラや紙で作った人形へ刀に見立てた木の棒を差し、餅とお金、鹿島大明神の旗を背負わせ、神棚の前にお膳と共に供えて五穀豊穣や家内安全などを願う。

その後、それぞれ神社へ人形を持ち寄り鹿島舟に乗

せる。人形が乗せられた鹿島舟には子どもが 2 ~ 3 人乗り、ろうそくの火の管理を担当する。

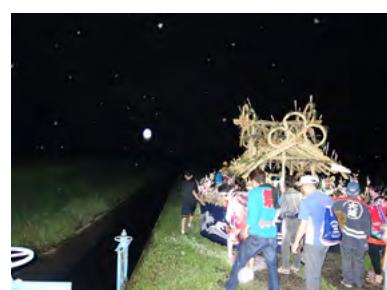
巡行には笛・太鼓・手平鉦のお囃子が添えられ、お囃子の音色が近づくと人々は戸口に立つて鹿島舟を出迎える。巡行は集落の北の外れで終了し、その後は集落の西の外れを流れる昆沙門堰（田村堰）へ向かう。20 年程前まではこの堰へ人形を流していたが、現在では下流域の環境に配慮し堰の近くで燃やす形式に変更されている。



出発前



巡行の様子



昆沙門堰と鹿島舟

(3) おわりに

集落入口に立つ石碑
(雄物川地域又兵衛集落)

当地域は雄物川水系の恵みを受けて発展した農村地域である。河川の洪水や地震、疫病の発生や病害虫の発生は集落の死活問題であり、人々は集落の鎮守社や道祖神、地蔵像などに集落の安全と発展を祈った。中でも鹿島信仰は、雄物川水系に広がる農村地域の特徴を顕著に示す信仰となっており、災厄祓いの神としてだけでなく、「虫送り行事」とも結びついて、稻作に関する神としての信仰に発展し、多くの集落で鹿島行事が継承されている。

鹿島行事に用いられる材料は、集落周辺の水田から収穫した稻ワラや水路脇のガツギ⁵などを利用する。「鹿島立て行事」は、田植えが一段落する頃に行われ、「鹿島流し行事」は、水田の草取りと病害虫の虫送りが必要な時期に行われており、いずれも農村地域の季節の移ろいを感じる行事となっている。これらの行事は集落の結束の場ともなって、連綿と受け継がれてきたものであり、当地の生活文化を知る上で欠かせない行事となっている。行事は、集落の町並みやその鎮守社、信仰塔や地蔵像、水田、水路などの農村風景に溶け込んでおり、一体として残すべき歴史的風致となっている。



水路脇に生えるガツギ

鹿島流しに付く虫送りの松明
(雄物川地域大塚集落)

受け継がれる製作技術



境内での製作（大雄地域平柳集落）

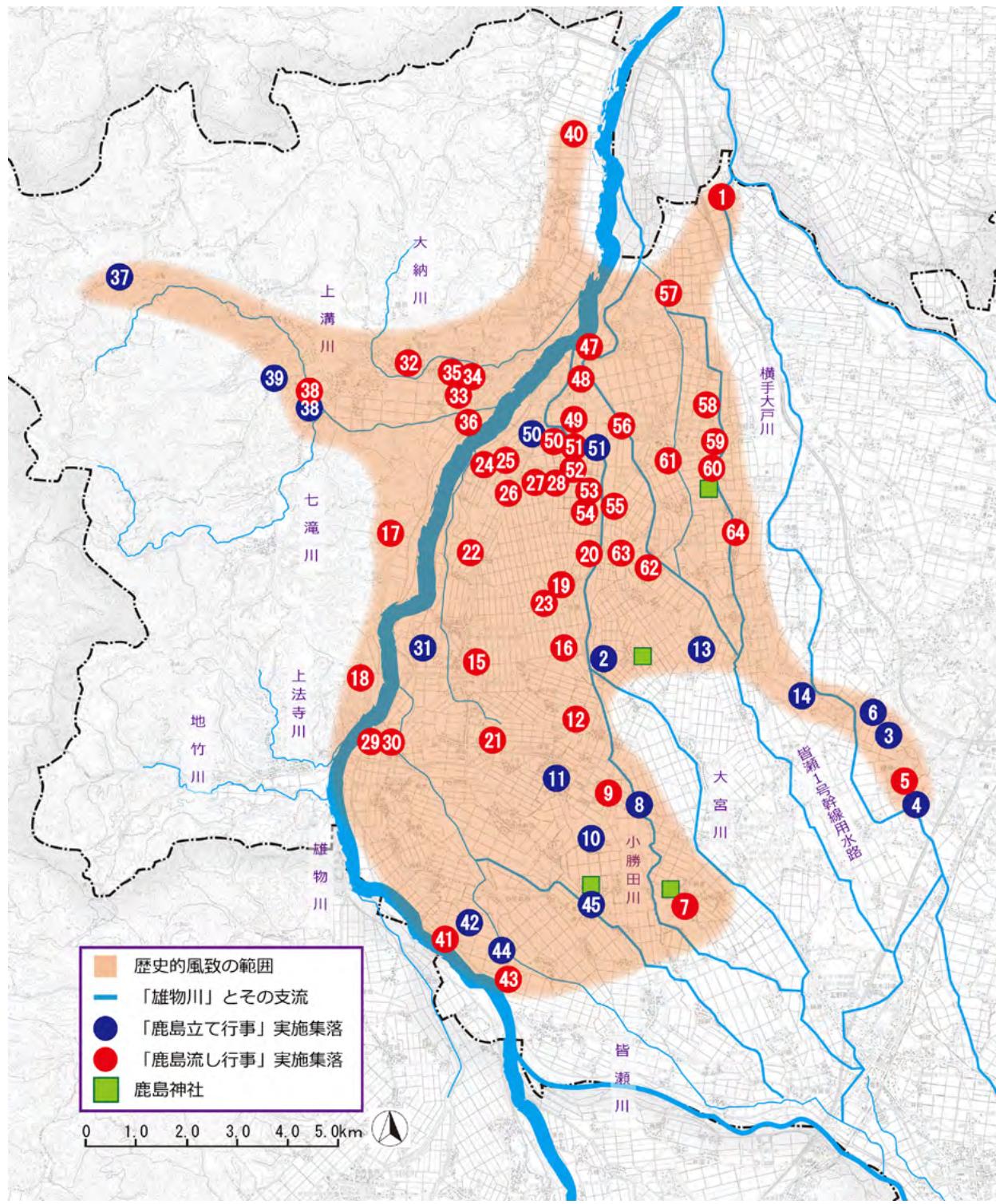


祈る住民



集落を見守るワラ人形

⁵ イネ科マコモ属の多年草である「マコモ」の当地での通称。沼地などに生える。



コ ラ ム

●ケダニ地蔵 雄物川流域には、元来「ツツガムシ病」と呼ばれる風土病があり、流域住民を悩ませて来た。当地では「ケダニ」と呼ばれるツツガムシは河川敷の草むらなどに生息し、吸着されることによって発症するもので、かつての致死率は非常に高かった。死亡者の多かった集落では犠牲者の供養と罹患防止の願いを込めて地蔵像を建立した。市内雄物川流域には9体のケダニ地蔵が祀られる。ケダニ地蔵の多くは雄物川の堤防に隣接したお堂に安置されており、地域の人々によって花や供物が供えられている。

ケダニ地蔵は、かつてこの地域で大勢がツツガムシ病によって命を落としたことを現在に伝えており、地域住民が日常的に花や供物を供えている姿は、死者への供養と集落の無病息災への変わらない祈りを象徴している。

●材料の確保と製作技術の継承 鹿島行事の主役である人形や舟の製作には多くの稻ワラが必要となる。農作業が機械化され、コンバインで収穫を行う現代ではワラが細断されてしまうため、稻ワラの確保も難しくなっている。このため、手作業での稻刈りを行い、長い稻ワラ確保を行う集落もある。

また、大型のワラ人形や舟の製作に必要な技術は、近代化された生活によつて稻ワラで何かを作ることがなくなった現代の人々にとっては、その技術を習得する機会も少なくなっている。集落の多くの住民が参加して行うワラ人形や舟の製作は、伝統行事の継承に必要な製作技術を受け継ぐための重要な機会にもなっている。また、一部の公民館や地区会議などでは鹿島人形の製作体験会を開催し、製作技術の継承を支援している。



ケダニ地蔵

鹿島様づくり体験会の様子
(H29 浅舞北部地区会議主催)